

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 1764

3 June 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT.

Title and Nature: Japan-Manchurian Economic ^{FIVE} 5-Year
Plan by KOJIMA, Seiichi

Date: 25 Aug 1937 Original Copy Language:
Japanese

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable):

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: E. Asia Research Institute

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page numbers):

This 5 Year plan was to begin in the year this document was published, 1937. The document, though lengthy (255 pp) bears no sign of official sanction, and rather seems to be an essay on the subject based on private sources.

Analyst: 2d Lt. Wilds

Doc. No. 1764

1764

Translated by
H. TANISAKI

The Short Summaries of Japan -
Manchurian "Five year plan"
(August 25, 1937)

338
53
180697

(a) The fundamental principle of lab. financial and economic policy; that's the enlargement of production capacity, esp. war demand industries in full efficiency and rapidity.

(b) The necessity of Re-consideration of the economic control policy. Like a certain my plea, one alternative plan, i.e. similar with Nationalistic Socialism, are not commendable in the replacement of this the self-autonomous control scheme is more suitable by the free profit gaining and amount will be re-conversion into capital so that to enlarge naturally of its production powers etc.

(c) The co-relation of the revision of economic policies and army opinions.

In the view point of the Army it will not be satisfied only the present demand but also, the future demand is further considerable that is: the war demand, accordingly, the further surplus production capacities should be remained in Japan proper or in Manchurian Continent. But, in case Army authorities will adopt the nationalistic management the restrictive scheme toward profit gaining (that: the restriction of free economy); the cut-down policy of the unit of the cost, etc, no enterprises will not join the enlargement phase of the production. Consequently, the Army authorities will be recommendable to adopt the policy along the line of the self autonomous policies.

(d)

The key to the militaristic enlargement of the industrial capacities

The key point to enlarge the industrial capacity along the line of the Army plea is to the nation-wide mobilization of able and skillful capitalists and enterprises toward the army industries.
Demand

- 1) The cooperation of government officials and civil enterprises
- 2) The guarantee scheme against civil enterprises namely the stabilization by the continuous order the independent system for re-conversion (other promoting plans of such sort of industries)
- 3) The irrational restriction of the dividend or the cut-down of the unit of cost are not a dis-adv. because of the shrink of the

The industries

4) The continuance to join the out-side industrialists and the middle and the small scale of enterprises together with the big scale capitalist.

to consider the supply of capital (lower rate bond or advance etc) supply of — lower rate raw material, the purchasing or organization in big scale of raw materials.

5) The preparation of commission from unit industries to mass industries.

6) The three principles of the enlargement of the productive capacities.

1) The concrete plan to manage the appropriate balance of Foreign Trade.

2) Any possible prospect and balance of demand and supply.

3) The establishment of concrete plans to the enlargement of the productive capacities.

(f) The army plan for the five year plan.

There is not disclosed great any particular plan of the Army 1344, we guess it as follows to get data from available resources

a) The capital amount, \$ 5,000,000,000. from Army and Navy ministry expected to be invested to the expansion purpose of war connected industries.

b) The enlargement of heavy and chemical industries.

The conversion of light industries to heavy industries.

repeated
(The particulars of Industries)

Aeronautical Industries, motor cars,
ship building, machine manufacturing
industries.

3) Along the parallel with the five
year plan, the Army will scheme

the plan of twelve year national
defence enforcement, expenditure of
79,000,000,000 approx.

g) The nationalization of the geo-
graphical group setting.

There is no precise description
but only briefly say Japan,
Manduria, Chosen (Korea), etc.

h) The Government Control policy
through the War industries.

As
1) The supreme committee of
the control policy was established

The Control Committee, organized by experts from respective industries, under the supervision of the ministry concerned.

This is the "Trust" for the nation wide economic control of the war industries.

2) To establish the Nationalistic Trust by the amalgamation of similar kind industries.

3) The principle of the Industrial Control of Manchukuo.

1) The equal balance of the respective groups, based on equal sharing of profit to the nation.

2) National control against the staple industries, in the view point of the national development of the growing of national

resources and industries.

3) open policy for foreign investment
or technical cooperation.

4) Reciprocal friendships with the
neighbour country, Japan to cooperative
prosperity.

5) The practical adaptation of the
leader's doctrine and ideas
in industrial control or organization.

6) To adapt Führer principle to the
political and economic
organization.

This fundamental principle,
against social democracy,
equality of the people,
is to be based on the inequality
of ability. From here natural
leader (Führer) should be
appointed, and few men
of ability will lead the
public that the doctrine

u

"Totalitarianism"

- 2) Autonomous mobilization of industrialists along the line of the nationalistic policy.

The Reich's Group Industry Charts;

A) The ad German Industrial Central Organization

→ The first main group,

- a) mining & iron manufacturing
- b) metal (exclude iron)
- c) Steel Industry

→ The Second Main Group

- a) Iron made Industries,
- b) machines,
- c) motor car industries,
- d) aeronautical industries,
- e) electrical industries,
- f) optical industries.

→

The third main group.

(a) zinc plating industry)

→ The fourth main group.

(a) Stone and gravel industries, b) Architect industries, c) wood manufacturing, d) glass manufacturing, e) furnace industries, f) plank manufacturing

→ The fifth main industries

(a) chemicals, b) pulp and paper manufacturing, c) printing

→ The sixth main groups

(a) Leather, b) weaving, c) tailoring

176x
→

P 11

The seventh main group

(a) provisions
b) brewery
c) yeast d) sugar e) Alcohol

B) The all German hand craft
Central organization
(in German 50 hand craft
co-operation societies)

C) The all German Commercial
Central group

(wholesaler, Exporter and Importers,
Retailer, etc)

D) The all German Banking
Central organization

(a) personal banking corporations
(classified further into divisions)
b) public as special Banking
corporations

c) the public credit banking corporations

d) the Savings Banking corporations

e) the credit-cooperative societies

f) etc (others)

E) The all German Central Insurance organization

(a) personal insurance co.

(b) public insurance co.

F) The all German power central organization

(a) electric power co.

(b) gas or hydraulic power co.

A) The division of the Balance of Foreign Trade.

The Vice-president, Bank of Japan, Mr. Tanishima and Ex-Chief manager of Y. S. B. Mr. Kodama.

B) The division of Agrarian Survey

Count Sakai, the chief director of the Central Industrial Banking Corporation, Mr. Ishiguro.

C) The division, the general Industries, president of

Mr. Ayukawa (Mitsui Industries)

Mr. Fujiwara (Paper Industry)

Mr. Furuta (Metal Industry)

Mr. Tsuda (Weaving Industry)

1764

Mr. Kobayashi (Electric) P. 14

Mr. Murata (Ship building)

Mr. Matsumoto (Coal)

Mr. Naguchi (Electro-chemicals)

b) The division of the development
abroad.

Mr. Ariga (Chosen Development
Co.)

Mr. Yamakawa (Toyo Soda Co.)

Mr. Kato (Taiwan Development
Co.)

etc.

The governmental planning board
will cooperate with
the above mentioned

the Brain-Trust of Economy
in Japan (End)

15

SA 10044B

Sack 31

1764

Proj. No.	26
S. A. No.	10044B
Sack No.	31
Item No.	15

日滿經濟五ヶ年計畫 小島

E
451

春秋社

1764

E

451

4134

日滿經



清五年計

畫

著一精島小

版社秋春



序

筆者はかねてから日滿一體の經濟五ヶ年計畫を平易に説明することを種々の機會で求められてゐたが、やつと本書によつてその一端を果したつもりである。本書の説明は極力平易にと努めたが、それでも紙面の節約等の理由で、少しく難澁になつた部分もあるかと思ふ。しかし、五ヶ年計畫の本質と輪郭とはこれで經濟常識のある方には判つていただけであらう。時節柄、之をテキストとして更に専門的な検討を加へてもらへれば筆者の満足は此上ない。なほ筆者は本書の各部分で率直に現行政策を批判し、進んで筆者自身の政策論の陳述をも試みておいたから、専門家の方にも、——殊に企畫廳や産業關係省で働かれてゐる専門家諸君に對して——本書の一讀を希望して止まない。

最後に、北支事變の急發展によつて、準戰時體制は今や更に純戰時化しようとしてゐる。さうなると五ヶ年計畫の内容もやり方も相當變更されるかも知れないが、その場合にも本書の説明は決して時代後れとなる心配は無いものと思ふ。即ち、事態は本書の指示する方向へ一歩前進するだけのことであらう。

昭和十二年八月十六日

小島 精一

序

筆者はかねてから日滿一體の經濟五ヶ年計畫を平易に説明することを種々の機會で求められてゐたが、やつと本書によつてその一端を果したつもりである。本書の説明は極力平易にと努めたが、それでも紙面の節約等の理由で、少しく難澁になつた部分もあるかと思ふ。しかし、五ヶ年計畫の本質と輪郭とはこれで經濟常識のある方には判つていただけであらう。時節柄、之をテキストとして更に専門的な検討を加へてもらへれば筆者の満足は此上ない。なほ筆者は本書の各部分で率直に現行政策を批判し、進んで筆者自身の政策論の陳述をも試みておいたから、専門家の方にも、——殊に企畫廳や産業關係省で働かれてゐる専門家諸君に對して——本書の一讀を希望して止まない。

最後に、北支事變の急發展によつて、準戰時體制は今や更に純戰時化しようとしてゐる。さうなると五ヶ年計畫の内容もやり方も相當變更されるかも知れないが、その場合にも本書の説明は決して時代後れとなる心配は無いものと思ふ。即ち、事態は本書の指示する方向へ一步前進するだけのことであらう。

昭和十二年八月十六日

小 島 精 一

目次

第一章 生産力擴充第一主義の確立

- 一 當面財經政策の根本目標……………一
- 二 統制政策の再検討が必要……………二
- 三 軍部の立場と變革論……………三
- 四 均衡主義の行き過ぎは危険……………四
- 五 軍擴成功の要諦……………七
- 六 國防品の海外輸出増進策……………一〇
- 七 戦時統制の主眼……………一一
- 八 カルテル・トラストの國家動員……………一二

第二章 賀屋・吉野コンビの途

- 一 擴充工作の三原則に就て……………一四

- 二 三原則は消極主義の武装か?.....二七
- 三 國民經濟の計畫化に就て.....三一
- 四 企畫廳と中央經濟會議の役割.....三三
- 五 企業の公益優先的原理に就て.....三五
- 六 全面的な統制強化の時代.....三七

第三章 日滿産業五ヶ年計畫の全貌

- 一 五ヶ年計畫陸軍案の全貌.....三〇
- 二 五ヶ年計畫の所要資金.....三三
- 三 生産額から見た計畫工業部門の位地.....三五
- 四 内地朝鮮計畫部門擴充計畫の内譯.....三七
- 五 滿洲産業五ヶ年計畫案の全貌.....四〇
- 六 滿洲國五ヶ年案の本質.....四六
- 七 資金ルートの割當て.....四七
- 八 部門別の開發計畫説明.....四九

第四章 建設計畫のブロック的合理化

- 九 拓務省の外地五ヶ年計畫.....六三
- 一〇 総合的建設と朝鮮の位置.....六四

- 一 建設計畫の經濟的合理性.....六九
- 二 建設計畫のブロック的(地域的)配分の合理化.....七三
- 三 日滿鮮間の相互連絡の緊要.....七七
- 四 滿洲開發方策の再検討.....七九
- 五 滿鮮開發の促進と内地産業家の態度.....八〇
- 六 滿洲開發と南方政策のバランス.....八五

第五章 五ヶ年計畫と産業統制

(準戰時産業體制化)

- 一 生産擴充とマーケット開拓.....八七
- 二 國策的特殊會社の役割.....八九

- 三 英國シャドウ・プランの例……………九〇
- 四 工作機製造の國策會社案……………九二
- 五 「戰時會社」型の國家統制……………九三
- 六 兵器官營工場の擴充と合理化……………九五
- 七 重要産業統制法の準戰時化……………九六
- 八 一般カルテルの共同組合化……………一〇一
- 九 中小工業の統制強化……………一〇三
- 一〇 中小工業の地方化……………一〇七
- 一一 下請工業の合理化……………一〇九

第六章 滿洲五ヶ年計畫と新産業統制法の役割

- 一 滿洲國の産業統制主義……………一二三
- 二 國家統制の指導原理……………一二四
- 三 現實的な統制方策……………一二五
- 四 統制部門と自由部門……………一二六

- 五 統制部門の範圍擴大さる……………一二八
- 六 民間産業界からの批難……………一三〇
- 七 計畫的開發の武器としての許可制……………一三三
- 八 統制法の主なる内容……………一三四
- 九 統制法と滿鐵のヘゲモニー……………一三五
- 一〇 日本産業界への影響……………一三六

第七章 五ヶ年計畫と労働統制

- 一 労働力の不足……………一三〇
- 二 熟練工養成工作……………一三一
- 三 労働力の合理的配給工作……………一三四
- 四 國民體位の低下と保健省設置……………一三六
- 五 生産力擴充と労働者代表の參加……………一三九
- 六 階級闘争から全體主義協力へ……………一四一

第八章 五ヶ年計畫と物價統制

一四四

(併せて生活安定の問題)

- 一 物價對策の目標……………一四四
- 二 最近物價昂騰の主因……………一四七
- 三 輸入増加の對策……………一五三
- 四 特に重視すべき基本的軍需部門の價格統制……………一五五
- 五 消費節約と自治統制機構……………一五六
- 六 價格上の優先的割引……………一五七
- 七 指定商及び問屋の統制……………一五九
- 八 原料類の國策的共同購入機關……………一六一
- 九 一般的の物價對策……………一六一
- 一〇 生活費上昇と貸銀對策……………一六四
- 一一 物價高と農村對策……………一六八
- 一二 結 び……………一七一

第九章 五ヶ年計畫と爲替・貿易統制

一七五

- 一 入超の激増……………一七五
- 二 爲替統制の強化……………一七八
- 三 有力な反對論の擡頭……………一八〇
- 四 爲替調節基金と金評價換へ……………一八三
- 五 日滿一體の國際收支工作……………一八八
- 六 貿易統制は輸出促進を中心とすべし……………一九三

第十章 五ヶ年計畫と金融統制

一九八

- 一 産業資金の需給關係……………一九八
- 二 資金需要の激増と國民貯蓄……………二〇三
- 三 五ヶ年計畫期の國民貯蓄に就て……………二〇六
- 四 信用インフレ工作の緊要……………二〇七
- 五 民間金融機關の統制……………二一〇

六 中小工業の金融工作……………二二二

附 録……………二二五

第一 ナチスの統制に於ける民間實業家の指導的役割……………二二七

一 ドイツ・ナチスの賢明なる政策……………二二七

二 經濟指導者の動員の問題……………二二九

三 實業家起用の緊要性……………二二九

四 實業家の社會的關心……………二三〇

五 實業家のイニシアチヴの重要性……………二三一

六 國家統制の強化と實業家の立場……………二三三

七 計畫經濟化の制限……………二三四

八 國防經濟に於ける「經濟的合理性」の尊重……………二三四

九 實業家の國防經濟的訓練……………二三五

第二 ナチスの産業統制組織と指導者原理の實際……………二二七

一 有能指導者尊重の理論……………二二七

二 全對主義・公益優先の理論……………二二八

三 産業家自治の動員經濟……………二三〇

四 産業資本助成への徹底……………二三一

五 同業組合の體系化とその自治統制……………二二三

六 強制カルテル法……………二四〇

七 國家統制官も大抵は實業家を起用……………二四一

第三 我が工業組合の強化とカルテルの國策化……………二四三

一 工業組合の強制化……………二四三

二 カルテルの國策化……………二四七

三 強制カルテルに伴ふ危険……………二五〇

四 ナチスの經濟團體とカルテル……………二五三

附 (イ) 商工省の強制カルテル化工作……………二五三

附 (ロ) 戰時體制化へ……………二五五

日滿經濟五ヶ年計畫

第一章 生産力擴充第一主義の確立

一 當面財經政策の根本目標

昭和十二年度膨脹豫算にひきつづいて滿洲及北支の急激な開發及擴充工作が發表されてからわが經濟界は正に歴史的な一飛躍期に直面するやうになつた。

ここに於ける問題の中心點は決して單純な公債消化に關する金融統制だけには止まらない。それよりは窮極に於て、軍需工業中心の生産力をいかに有効に、急速に擴充し得るかといふ積極的工作のやり方如何にかかつてゐることを先づもつて確認する必要がある。けだし、公債消化は結局に於てわが經濟的生產及取引の規模擴大によりてのみ合理的に解決し得るものであるから、これを等閑に付してゐて、目先の金融的やりくりのみ没頭するのは本末顛倒である。生産力増大さへ順調に行けばやがて、供給不足は緩和され、從て惡性インフレ的物價暴騰も抑制出来るであらう。

正に現下萬般の國策施設は、此の生産力擴充第一主義の鮮明な旗幟の下に畫策され計畫付けられねばならないこととなつてゐる。

二 統制政策の再検討が必要

それには國家統制は勿論全面的に前進する必要がある。言葉の用法如何では、これを「計畫經濟化」への進展ともいへよう。しかし、問題は最早、抽象的な統制主義の可否ではなく、その統制の現實的やり方いかんである。おもふに、新官僚や軍部の一部には今もつて、國家社會主義的計畫經濟のやり方に執著を持つ小兒病論者が少くないやうだが、もし、かうした主張が國策をリードするやうになると、目先華々しきインフレの發展も無い代りに、企業心の萎縮を生じ、生産力擴大工作は、むしろ阻碍されるであらう。筆者はさうした小兒病的統制方策の採用されることを現下の國策的要求と根本的に矛盾するものと考へるから、他く迄民間企業心の振興を土臺とするやうな現實主義的統制の出現を切望し、且つ主張しつづけてきてゐるものである。即ち、民營企業に適當に儲けさせ、物價も機械的な抑制策をとらず、配當は制限するにしても、單價の切下の如きはあまり窮屈なものとなせず、その代り、利潤は極力、生産力擴充に再投資せしめるやうに誘導する官民協力的なやり方を探るべきものと主張するのである。

繰返していふが、國策上の根本目標は先づもつて生産力擴充第一である。此の根本目標は萬難を排しても他く迄積極的に效果的に遂行されて行かねばならない。これは前述した公債不消化から延いて

悪性インフレ化する心配を除去する唯一の方策であるから、形式的な統制にのみ拘泥して、此の眼目を逸することは絶対に避けねばならない。

三 軍部の立場と變革論

のみならず、軍部の立場からいへば、單に平時目前の軍需註文よりも、遙に尨大な生産力の過剰能力(リザーヴ)を國內及滿洲に保有しておいてもらひたいといふのが切實な要望であるにちがひない。(——さうでなければ一旦開戦の際、急増する大需要に順應する生産能力が忽ち不足をばくろするからだ)。さうとなれば、問題はますます以て、大きな増産第一主義であらねばなるまい。

しかるに、此際小兒病的な變革理論に拘束され、例の國營主義とか、利潤制限主義とか、單價切下とかを潔癖に遂行しようとするならば、誰れが、敢て企業擴張をやる勇氣を持つだらうか？ それでなくてさへ、軍部の註文はいつ打ち切られるか判らないといふので、極力、工場能力の擴張や新設を手控へようとしてゐるものの少くない時機に、果して、よく、軍部の要求通り素直に増産工作を進めることが望まれようか？ 筆者は此點甚だ大なる疑問を持ち、國策上の容易ならぬ矛盾のばくろだと考へるものだ。かういふと、だから、軍需産業は國營にしまへばいいではないかと主張するものもあらうが、それを斷行するには社會革命が先づもつて斷行されねばならないし、その過程に於ける

十數ヶ年間の經濟的混亂を覺悟せねばならないが、現下の時局がそれを許すとは思はれない。又、さうして、國營主義を確立した擧句生産力擴充が能率好く遂行出来るかどうかは甚だ疑問だ。

だから、軍部としても此際は、小兒病的改革論などを餘程慎重に再検討し、飽く迄合理的なる企業助成政策を採り、不必要な磨擦を避けて、劃期的増産政策の遂行に邁進する努力を期さねばならないであらう。

四 均衡主義の行き過ぎは危険

總じて、馬場藏相時代は二、二六事件の直後であつたためもあらうが、財經政策上、非現實的な革新的ゼスチューアが餘りに多過ぎたと思ふ。例の電力國營案もその典型的な一例だが、均衡主義一點張りの税制改革案も他の一例である。といふのは、馬場税改革案に於ては、何よりも次の二點が強調されてゐる。

- (1) 負擔の均衡化——都市と農村との、動産と不動産との、有産者利子生活者と勤勞生活者との負擔の均衡化である。
- (2) 健全財政化——膨脹する財政支出に對應する増稅收入によつて、公債濫發を防止し、悪性インフレ化を喰ひ止めることである。

なるほど、此の二つの目標は、いづれも抽象的には、甚だ、もつともらしい響きを持つものではあるが、もう一つ、立ち入つて、腹の底迄探求してみると現下の經濟國策の根本目標と果して、合致出来るかどうか甚だ疑しくなる。

前述の通り、當面の最も重大な國策的急務は、效果的な大軍擴及大陸政策の斷行である。此の急務のためには「財政の健全化」の如きは一時犠牲とされることも止むを得ない事態にあるのではないか？ もしこの本末を顛倒して目先の財政上の健全化のため軍擴工作を引き延したり、阻害したりすることがあつたならば、これは國策上の根本錯誤であるといはねばならない。又、負擔の均衡といふ要求なども所詮は支出膨脹のために——或は生産力擴充政策のために、犠牲とならなければならぬものである。

もしこの均衡政策に、あまりとらはれ過ぎて産業發展の計畫を鈍らすやうな過大負擔を事業そのものに、(殊に、その資本蓄積部分に)課するならば、それは明に時代錯誤でなければならぬ。

要するに當面の根本的急務からみれば、生産擴充工作を阻止しない程度に於て始めて——或はそれを促進する積極的な役割に於て始めて、税制改革その他諸般の改良的施設の存在價值が認められるものと言はなければならぬ。然るに馬場税改革案の背後には、かかる積極的意圖に逆行するやうな、金融資本獨特の安全第一主義が作用してゐるやうに推察されるのはまことに遺憾至極である。現に馬場

氏は、公債増發によつて、後代に負擔を繰越すことは極力これを避けなければならぬと屢々強調し、又、公債優遇に萬策を弄して民間産業資金の調達を冷遇する結果となつてゐたけれども、それこそ民間産業建設を妨害するものであつた。

ともかく、負擔均衡と健全財政とを過度に強調することは、それだけ民間資金財源の強制吸収となり、建設計畫に當面の困難を重課し、窮局に於ては公債消化力にも少からぬ悪影響を與へるとみなければならぬから、生産力擴充主義からいへば、批判の餘地が大きいといへよう。土方成美博士が之を評して、

「藏相（馬場氏）は自然増收といふことに多くを期待するのだと言つて居るが、それは私も大賛成だ。さうでなければならぬ。所が今度の増稅案といふものは之れとは少し違つて、このイデオロギーからは出て居らぬ。やはりそれは大藏省の官吏らしいやり方で、分配の公平といふやうな點に非常な重點が置いてある。

……だが日本の現在の狀勢から見ても、産業振興といふことを少しく抑へ過ぎて居やせぬかと思ふ。詰り資本家の消費する部分に重稅を掛けるといふのはこれは誰も異存はない。しかし貯蓄や投資に向ふやつを資本利子税だとか何とか言つてやたらに虐めるといふ結果は結局、産業資本家を抑へるのではないだらうか。この點、延いて、輸出産業などの前途が心配である」（ダイヤモンド、昨年十二月一日號）

と批難してゐられたのは筆者も賛成である。勿論觀念的な理窟としては均衡政策は大に望ましいこと

だ。しかし、現下のわが國情の下で生産擴充もやるし、均衡政策もやるといふのは過大の望蜀ではあるまいか？ 國力は何よりも效果的に集結して動員しなければならぬ。財政政策上に於てもいはゆる個々、擊破の戦法を採るべきだ。それ故先づ生産力擴大と滿洲開發政策の斷行。しかるのちに改良主義的均衡政策に立ち入るのが積極的の改革運動の自然の順序ではなからうか。現に、ドイツ・ナチスのやり方は此の賢明な戰略を採用してゐるやうに思はれる。之に反して、中途半端な均衡主義のセンチメンタリズムに拘束されて慘敗した手近な例はフランスのいはゆる左翼戦線内閣ではあるまいか。但し、かく論ずることは負擔均衡化の努力を全然無視していいといふのではない。蓋し、過度の不均衡も亦社會不安を激成し、勤勞大衆の作業心を萎縮せしめるにちがひないから當然之を改善せねばならない。要諦は企業の健實な繁榮を通じての蓄積力の擴充とその效果的な建設的再投資の促進が第一義であるといふことだ。

五 軍擴成功の要諦

かくて、現下の國策上の急務は國力を出來るだけ有効に生産力擴充へ集結することであり、民間實業家の全能力をそのために國策的に總動員することとでなければならぬ。それには無鐵砲な改革論から出發する官僚獨善的な強制統制のやり方は一日も早く清算しなければならぬ。

(イ) 第一に、今日では官民協調による、充分の相互理解が缺乏してゐる。國家は民間企業家に前途の不安を懐かせておいたままで何でも構はず、生産力の建設を強制しようとしても、それは、不合理であり従つて到底不可能なことである。ところが、現に、軍需關係の工場に於ても遺憾ながら、かうした不合理な事態が少くも幾分かは残存してゐるやうに思はれる。少くも、軍需工業者の側では、かうした不満をもらす有力者が相當あるやうだから、軍部發註關係官は餘程此點を反省してみる必要があるやうだ。

(ロ) 次に、民間企業家には註文の繼續性と、その一段落後の轉換に對する適當の國家保證と、更に保育、助成の施設とを與へてやることが緊要であらう。これは現に外國政府でも盛に行つてゐることである。いかに非常時だからといつて、見す見す企業の安全性と營利性とが轉覆せしめられるやうな不安状態の下におかれては企業擴充の努力は萎縮するのが當り前である。

(ハ) 配當の制限や單價切下を、無暗に強調することも慎重な反省を要する。なるほど、法外の高率配當は之を斷然抑制せねばならないが、さればといつて、建設資金の募集も出来ないほど窮屈な低配當であつてもならない。單價切下は勿論望ましいにはちがひないが、之も利潤を壓へることに過度に行き過ぎて、増設資金の捻出さへ困難なやうでは困る。そんな状態では、要するに、所要資金が集まつて來ないし、企業心が萎縮してしまふから、生産力の擴張は不可能となる。そ

れよりは、適當に儲けさせながら、その餘利利潤を設備の擴張に再投資させ、それで圓滑に生産力の擴張を促進するのが賢明な指導方針だ。

(ニ) 生産力の擴張を企圖する以上、單に大財閥關係の大コンツェルンだけでなく、いはゆるアウトサイダーや中、小企業もなるべく能力擴充工作に追隨出来るやうに面倒をみてやる必要がある。それには、何よりも、資金の疏通、(低利金融と前拂制等)、低廉原料、及材料の供給(國策會社を設けて、外國原料を統一的に輸入して、適當に配給する等)、販路の確保(軍需註文の適當な分散と割當て及外國市場開拓のための共同機關の設置と國家的助成等)は少くも缺くべからざる緊急方策である。

(ホ) 特に平時は民間需要に應じさせておきながら、開戦の際軍事工場化するやうなもの——かかる種類の部門甚だ多し)に對しては、海外市場の開拓の助成が切實な急務といはねばならぬ。もし、今日に於て此の輸出促進が緒につかないやうだと、國內の民間需要の不足から此種の軍需品の能力擴張は著しく消極化されざるを得ない。國家が買上げ資金を増大して、出来るだけ多量の貯藏をなすといふことは望ましいにはちがひないが、技術の進歩が激しい種類の軍器では言ふべくして、仲々實行出来ないものが多いだらう。

筆者は此見地からも滿洲及北支の資源開發工作に特別の役割を認める。それは、開發自體が將來

の軍需工業能力を強化、擴大させるだけでなく、その建設的需要が特殊の獨占的海外市場を日本の軍需工業者に提供するからである。

六 國防品の海外輸出増進策

一般的にみて、日本の軍需工業は、まだまだ國際市場には殆どみるべき進出を行つてゐない。昭和十年度に於て重工品、機械、車輛、化學工業品類輸出合計は二億五千萬圓、同年度のわが全輸出額の一割弱にしか當らない。ところが一方日本を除いた重要産業國のこれら國防品輸出額の合計は九年度でさへ八十億圓（當時の爲替率で換算）以上であつたから、十年度にはおそらく百億圓に近付いてゐるであらう。さうすると、此の重要國の輸出市場に一割喰ひ込んで行くとして十億圓、即ち現在わが國の輸出額の四倍を増加することが出来る譯である。

一方、滿洲、北支の特殊市場を開發工作によつて擴張せしめつゝ、他方、支那、南洋を始めとして、世界の國防品市場へ迄ドシドシ進出して行くといふことは、困難ではあるが決して不可能の政策ではなく、否、是非共斷行せねばならぬ國策の隨一のものであらうと思ふ。（此の可能性に就ては拙著、日本重工業讀本及鐵鋼經濟讀本等參照）當分の間、海外市場の擴張などは問題にならぬなどと放言しながら、一方では是非共國防品工業の能力を擴張せよなどといふ註文を提起するのは、まことに、官僚

的機械的考へ方であつて、周到な前途觀を持つ企業家に對しては無理の骨頂なものとみられよう。筆者は前にも述べた通り、官民協力して、國防品の海外市場開拓に即時、精銳な、組織的努力が向けられるべきことを強調して止まぬのである。

七 戦時統制の主眼

以上は専ら、いはゆる準戦時體制の議論であつて、戦時體制迄は立ち入つてゐない場合のことだ。北支事變が、萬一、擴大して、戦争が始まるとなれば、事情は自ら相當變つて來らねばならない。即ち戦争が始まると、先づ軍需品の突發的需要激増が起り、一國の生産力の大部分が更に徹底的に軍需品の生産に計畫的に集中化されねばならない。しかるに、外國貿易は杜絶状態に陥り、原料自給の問題が起つてくる。軍需品の價格は暴騰し、延いては一般的物價騰貴が襲來するおそれがあるから、之をも統制せねばならない。それには國家命令による消費割當が必要となる。就中、働き盛りの壯丁は戦線に動員されて勞働力の不足をきたすから、その補充と養成が大問題となる。かういふ急激的な變化によつて戦争は一國經濟組織の立ち入つた統制的改造を餘儀なくさせる。かうなると此の改造の推進力はなんといつても直接の國家強制力の外はない。實業界の自發的協働は勿論大いに期待されるが國民的利益のために資本家の利益は少くも一時は抑制され、戦争遂行といふ一つの中心目標に向つて

出来るだけ全國民經濟の活動力を動員するために資本家的、自由經濟の無秩序と混亂とが全面的に、且つ嚴肅に規律されねばならない。即ち一種の計畫化時代となる。又、平時における勞資の對立は國家的利益の前に姿を消し、資本家も勞働者も、國家の強力な指導の下に協働することになる。

かうはいつても、現行産業組織の基礎がそのために破壊されるやうなことはなかなか起らない。ただ、少くも個別企業はその自由放恣な活動を拘束され、物的生産及分配は國家的見地による嚴重な統制に服さなければならなくなる。特に戦時における勞働力の重要性——これは壯丁の戦線への動員によつて異常に高められる——が確認され、従つて、勞働者の代表にも産業指導と企業經營上有力な參與的地位を與へられることになる。そこで彼等の生産協働者としての自覺が必然に高められてくる。

八 カルテル・トラストの國家動員

かうした事情の下に出現する一種の緊急的國家統制の組織は、なにを土臺とするかといふと、企業の國有化などではなくして、やはり混合經濟的體系——即ち、官民共同企業の體系であらう。特に平時から組織化の進んでゐる大企業部門においては、カルテルや同業組合を基礎として、これに軍國的統制を加へるに止まらうが、その場合でもカルテルやトラストの機能は、最早、平時の營利萬能ではなくして、主として公益優先的機能に強制的に變らされてくるし、その形體も半官半民的なものとな

つてくる。それによつて、又かかる組織體に對して、夫々の産業部門の強制的統制權(従つて獨占權)が國家から賦與され、更にこれらの組織を中央戦時局に統轄し、そこから詳細な最高指令を發してその手足として活動することになるのである。換言すれば戦争といふ特別な推進力によつてカルテルやトラストが「國策機關化」されるのである。

しかし、從來のカルテルやトラストを動員するだけに止まらず、幾多の國策會社も各方面につくり出される。

かうなると民間企業としての自發的活動の面白味は、かなり減殺され官僚化する傾向は免れないがしかし、何から何まですべて細大もらさず國家の指令を受けるといふ風な窮屈極まる官僚的形式を考へるのは當らない。實際はそこに融通無碍の途も、やりやう次第では打開されるのであつて、戦時と雖も、その國家統制主義の成否の重大な別れ目は飽く迄かかる統制技術の巧拙いかにかかるところが多大であらう。

第二章 賀屋・吉野コンビの途

一 擴充工作の三原則に就て

近衛内閣に於ける賀屋・吉野コンビの途も、要するに結城財政の一前進であつて、生産力擴充を全政策の中心課題とするもののやうである。

その進路は今日迄のところ依然として抽象的な聲明以外殆ど何等の具體的資料はないやうだから、例の基本的三大綱領を土臺として考察を進めて行かう。三原則といふのは、

- (一) 國際收支の適合を確立するため具體的方策を講ずること、
- (二) 物資の需給の豫測及調節につき出来るだけ具體的見透しを付けること、
- (三) 生産力擴充につき、具體的方策を樹てること、

かくて、出来るだけ具體的・合理的な計畫の樹立によつて物價と生産力との當面の相剋を適度に緩和しながら、積極工作を推進しようとするのが此聲明の狙ひどころのやうに思はれる。このことは既に結城財政の末期に於て現はれてゐた「金」の豫算と「物」の豫算の併行的樹立といふ考へ方を更に

一步前進せしめたものであつて、わが國の現實の生産能力（資源、設備、勞働力、資金等）を餘り大いなき無理をせず、換言せば、「健全な途によつて」（此點が問題）どの程度迄擴充出来るかを見定め、これに順應する範圍に於いて、軍事豫算の擴充を或る限度に調整しようといふ意圖のあらはれといふことが出来よう。

特に此處に國際收支の問題を重要視してゐるのは言ふ迄もなく國內に不足する原料や機械類を爲替の急激な低下なき範圍において、何處迄海外諸國から輸入することが出来るかをなるべく具體的に把握しようとする努力に外ならないであらう。

(註) 右の三原則主義の注目すべき具體化は來年度豫算編成過程に發見される。その豫算編成方針は六月廿九日の閣議において決定、政府より左の如く發表された。

各省昭和十三年度概算要求は左の各項に依るものとす。

- (一) 各省新規要求は現在の時局に顧み眞に緊急已むを得ざる經費に限り且つその内容を精査し出來得る限り冗費を省くこと
- (二) 各省は出來得る限り既定經費の節約を爲すと、もに歳入の増加についても努力すべきこと
- (三) 既定經費については物價騰貴の影響を蒙る場合においても該經費自體の節約に依り賄ひ、増額せざることに努むること
- (四) 營繕工事の如き特に物資の需要を増加する性質のものは忍び得る限りこれを差控ふることに努むること
- (五) 外國旅費、海外物資の購入等海外拂增加の原因となるべき經費に關してはその節約につき特に格段の配意を爲すこと
- (六) 特別會計中には一般會計に比し比較的歳計に餘裕ありと認めらるゝものあるを以て國費の負擔につき一般會計との調整を圖ること

(七) 歳入の見積及び経費の要求に當りては單に昭和十三年度額を計上するのみならずその後年度計畫に基く見積額をも添付すること

(八) 概算要求に伴ふ物資の需要に就ては出來得る限り正確なる見積を爲し物資需要調書を提出すること

(九) 各特別會計においても右方針に準じて概計を作成すること

(十) 各省概算は昭和十二年七月卅一日限り各特別會計の概計は同年八月卅日限りこれを提出すること

尙ほ「物の豫算」に關する根本方針は次の通りである。品目は左の廿七で大體國內資源に乏しく且つ將來の國策遂行上需給の豫測を確立する要ある原材料に限られてゐるが、特に機械類自動車及び同部分品、船舶の三品目だけはその重要性から完成品としての需給調査をも提出せしめることとなる。各省の提出すべき物の豫算の形式は

(一) 各省は豫算による需要物資にして次の甲號品目に該當するものは各款毎に品目別に金額、數量、單價を記載すべし。

(二) 製品、半製品は甲號品目に還元して計上すべし。

(三) 乙號に相當するものは甲號品目に還元したるものゝ外に製品としても計上するものとす。

(四) 物資需要調査は原則として十二、三兩年度に互るものを提出すべし。

なほ物の豫算作成に當つての單價の決定は十二年度豫算によるものゝ中、実績の判明せるものは実績を計上するがその他実績の判然せぬものは編成當時の時價によることとなる筈である。政府としては今後企業並において民間物資需給の調査を行ふに當つても今回政府の採用した品目に準據してこれを實施する方針である。

物資需要調査品目表

甲號 鋼材▲銑鐵▲屑鐵▲銅▲黃銅▲鉛▲亞鉛▲錫▲アルミニウム▲ヂュラルミン▲ニツケル▲石炭▲原油及び重油▲揮發油
▲機械油▲木材▲生ゴム▲皮革類▲棉花▲羊毛▲紙▲麻類▲バルブ▲染料▲肥料▲採油用原料▲豆類
乙號 機械類▲自動車及び同部分品▲船舶

二 三原則は消極主義の武裝か？

世間では、右の三原則を以て、結局軍部の生産力擴充要求をチェックする財界的消極主義の武裝のあらはれとみるものもあるが、筆者は今日のところかかる斷定を下すことは一應避けたいと思ふ。

現に賀屋藏相は六月廿九日の豫算編成方針閣議後、官邸において左の如く語つてゐる。

「現在の時局に鑑みて豫算編成の根本方針としては明年度のみならず後年度を通じて積極的に經濟力を培養し、國策上必要なことは出來るだけ實行するといふ心構へで行くつもりだが、それには相當の手段を備へる必要があり先づ國策遂行のために要する物資の調達をせねばならぬ。これは國內生産力の擴充と國際收支の積極的調整、産金増加策等による物資輸入力の擴張とによらねばならぬ。この意味で明年度においては特に各省から物資需要調書を提出して貰ふことにしたが、同時に民間における物資需給の豫測並にこれが適合策をも講じ日滿を通ずる総合的計畫を樹て、これに準據して豫算の編成に當らねばならぬ。かくして出來上つた計畫は即ちわが國經濟力の限度を示すものだから豫算の額はこの限度内に止めなければならぬ。もしこの限度を無視し無理な豫算編成を強行すれば經濟界は恐慌状態に陥り國民生活の極度な不安を招來することとなる。今日の閣議でもこの日本の經濟界に計畫性を與へるといふことには一同問題なく同意を表したが、その實行に當つては飽くまでも慎重に強力な統制による方法はなるべく避けて國民の自發的創意がこの國家的目的に一致して來るやうに仕向けて行きたいと思ふ」。(六月三十日讀賣新聞)

此の賀屋氏の聲明は一應之を率直に承認して、好意的にその成り行きを見守るべきであらう。從來馬場、結城の兩藏相時代にただ漠然と豫算の掛け引きに終始してゐたのに對して、賀屋藏相がわが國民的經濟能力の實際を先づもつて具體的に突き止め、その能力に應じて豫算を出来るだけ積極的に組み上げようと企圖する態度は時局の要求が生み出したものとはいへ、確に之を進歩といはねばなるまい。之を以て、初めから財界特有の臆病な消極主義のあらはれと豫斷してかかるのは正當ではなからう。

尙ほ此の積極的態度に就ては、賀屋氏自らも、

「所謂三原則に關して國際收支の維持と物資需給の適合とは一見消極的な感じを與へるといふものがあるが自分は積極的意圖をもつて進んで國際收支を改善し物資需給の適合を圖ることにしたいと考へてゐる。従つて今後は輸出を増加し産金を奨励する等積極的方策を講ずるとともに、又生産力を擴充して物資の供給を豊富にすることに努力する積りである。而して消費の節約の如きは出来得べくんばこれを避けること、したい。生産力擴充の具體的計畫は相當考慮を要するが我國は資源に乏しく資金に限りがあるからそれ等について無駄のないやうにせねばならぬ。この意味で内地外地を通じ又滿洲國を通じて無駄のないやうに計畫を樹てねばならない。擴充すべき産業についても適切なる選擇を加へなければならぬと思ふ。又三原則は相互に啗合せた統合的計畫になつてこそ意義があるのだから三つの事柄を全體的に綜合的に考慮し實施せねばならぬ。」（七月二日、中外商業新報）

と、繰返し力説してゐる。

殊に「國際收支のバランス」に就ては、

「國際收支の均衡を維持するについては國內の消費節約により輸入の減少等により消極的に辻褄を合せることが現に國運進展の途上にある我が國に於てとるべきところではないと信ずる。寧ろ出来るだけ多くの物資を輸入するための能力の遂行を容易ならしめることを目標として積極的の方策を講ぜなければならぬ」と信ずる。換言すれば輸出の振興をはじめ外國よりの諸般の受取勘定を増加し又産金を増加することに努め、たゞ主として無駄の多いところの輸入、必要のないものゝ輸入、その他節約すべき海外支拂を出來得る限り抑制してその餘力を十分涵養して國家全面の立場より見て必要な資源の輸入に振り向けしめ、もつてその供給の増加に資せんとするものである。而して輸入の抑制は決して國民生活を豊富にする所以ではないからなるべくこの方面には手を觸れたいないのであるが、時と場合によつてその必要もあり、又その手段をとることが有效である場合もあるから、ある限度の輸入制限といふことも考ふべきである。然しながら多數國民生活に關係のある物資又は輸出工業原料品等に至つてはこれが輸入を制限することに伴ふ影響は十分に考慮しその物資の輸入並に消費等に關し然るべく對策を講ずるにあらざれば輕々にこれに手をつけるべきものではないと考へる。現在爲替管理によつて漫然と輸入を抑制するが如きことは斯様なものについては避けねばならないと考へる。（七月二日、大阪經濟クラブの講演、日本工業新聞による）

と強調するあたり、一應その積極的な狙いどころは率直に承認せねばなるまい。

更に消極主義の例證として、とかく、問題とされる「一般消費の節約」に就ても賀屋氏は「極力之

を回避する」と明言して次の通りの説明を與へてゐる。

「この消費節約は金輸出解禁前のやうな一般的消費節約をやることは効果がないのみならず生産力の充分ある物資の消化不足を惹起して財界の一部を萎縮させる。従つて經濟に一定の計畫性を與へて供給の著しく不足してゐる物資、巨額の輸入を仰がねばならぬ物資等極力消費を節約すべき物と、米穀その他必ずしも特に消費節約を行ふ必要のない物資とを區別する必要がある」(七月六日、中外商業)

即ち、國防産業關係品で特に供給力の不足してゐるものは止むを得ず消費の節約を要求するが、一般消費財方面に對して一般的な節約等は毛頭考へてゐないといふのである。之も勿論當然の配慮といふべきであらう。非軍需部門だからといつて無暗に輸出工業や消費財部門を抑へつけてしまつたのは國民經濟の耐久力が弱体化して、破綻の基となるおそれがある。軍需部門が此際飛躍的擴充を遂げることによつて、産業構成が變化するのは必然な發展過程ではあるが、之は平和産業の順調なノルマルな發展を抑壓した消極主義の上に打ち立てられてはならない。さればといつて、人爲的好景氣に乗じて國策的に不急とみられる消費財部門迄一齊に無統制に膨脹することは軍需部門の發展力を妨害するおそれがあるから、到底許されるものではないが、それが輸出工業に關する限り、たとへ紡織部門や雜貨部門の如き非軍需的のものでもやはり飽く迄擴充工作が妨害されてはなるまい。

x

x

x

さて、以上は専ら賀屋聲明を通じて、之を一應好意的に解釋しておいたのであるが、賀屋氏の現實工作は或は筆者の期待を裏切るやうになるかも知れないといふ不安はある。手近い話が爲替管理の強化と金現送の限度に關する賀屋氏の態度はどうも氏の積極的聲明とは矛盾するやうである。これらの成り行きに就ては尙ほ後に詳論することにして、ここでは聲明を一應卒直に額面通り受取ることにしておかう。

三 國民經濟の計畫化に就て

更に、賀屋・吉野兩相の諸聲明に屢々強調されてゐる「國民經濟の計畫化」とは何か？ 殊にその實現の方策如何は財界一部にショックを與へてゐるやうだが、眞意は決して、さう無暗に心配する必要はないものであると思ふ。蓋し、賀屋・吉野兩氏も繰返し言明する通り、いはゆる計畫經濟なるものは、ソヴェート・ロシア流の國家社會主義乃至國家萬能的・官僚統制的やり方ではなくして、ただ「擴充工作の大體のスケールを國策的に明確ならしめ、その見透しの下に、民間企業家の積極的、自治的奮起を極力勸奨しようとする」ものに他ならない。勿論一方には、不急事業の國家的抑制が強められたり、それに伴ふ消費の直接乃至間接の節約が要求されたり、金融や貿易の統制が強められたりすることは段々目立つやうになつてくるから所詮窮屈感は免れまいが、同時に國策事業は大いに助成

され輸出も大いに助成されねばならないことになるのだから計畫經濟の言葉に怯えて前途を悲觀するのは當らない。

世間には馬場統制方式の必然的な再出現を豫想するものもあるやうだがこれも筆者は當らないと思ふ。「今後の政策の實行については統制一點張り、國家が強要するのではなく、民間の創意と自由意思とを基調とし經濟の自治的發展を主とするのであつて、拘束を主とするやり方ではない。從て民間に對しては極力此の國策に順應する自覺と奮起とを促さうとするのである」——といふのが賀屋、吉野兩相の眞意であるらしいが、いかにも、さうあるべきことで、馬場藏相時代の國權的強要政策とは同じ統制でも具體的工作の狙ひどころが餘程ちがつてきてゐる。蓋し、馬場式官僚統制を強要しようものなら、肝心の生産や貿易の擴張が反つて不可能となることが、判つてきてゐるからである。

ここで「計畫化」といふのは要するに國策計畫の内容を明示し、經濟の動向を大きく指導して有效なる國防計畫の充實遂行を計らうとすることで、個々の企業や經營はなるべく、民間實業家の自發的奮起に俟たうとするものであるから、國營萬能の小兒病とは同一ではなからう。

從來財政・經濟の動向に關する根本的不安は如何なる國家計畫が今後に待機してゐるか、ほとんど全く不明なことから生じてゐたと見ることが出来る。それ故この國家計畫に關する見透しが曲りなりにもハッキリするやうになれば、これに對應した物資及資金のヤリクリも圓滑になるし、財政・金融

上の不安も一應緩和することが期待出来るであらう。延いて過度の思惑を抑へ、物價調整に及ぼす好影響も期待される。

ただ問題は前にも一寸觸れたやうに「健全な擴充工作」の計畫が現實にどういふスケールのもとして決定されるか？ 且つそのきめ方はどうであるか？——といふ點であるが、これに就ても賀屋氏は用心深く「國家の定める基準自體も所謂官僚の獨善でなく、各方面の衆智を集めて立案したいと考へてゐる」——と聲明してゐる。果してそれが、いかに實現化されるかは勿論まだ判らないが、大體陸軍省で既に作成してゐるといふ五ヶ年建設計畫案を原案の土臺として、之を企畫廳へ提出させ、そこで滿洲國の五ヶ年計畫をも併せ再吟味しつつ日滿一體の綜合的計畫を練り上げようとする企圖らしい。筆者は賀屋氏のいはゆる「衆智を集める」といふことが果して軍部と官僚だけに限られず、廣く各方面の民間エキスパートをも動員して充分現實な検討が加へられるものたることを切望する。

四 企畫廳と中央經濟會議の役割

此見地から、注目されるのは企畫廳及び之と併行する中央經濟會議の作用であらう。

企畫廳は既に周知の通り林内閣時代に調査局を改造したものでいはば綜合計畫化の中央事務局に當るものであるが、最近構成された中央經濟會議も企畫廳と二位一體の建前に於て革新期日本の推進的

行政機關をなすものとみられる。

かくて中央經濟會議こそは企劃廳の上部構造として政府の諮問に應じ内外地を一貫する綜合的經濟政策並に實施案を検討するエキスパート動員會議に當るのである。ところで、去る六月二十八日發表された中央經濟會議の一般議員の顔觸れをみると、

(一) 國際收支の問題については金融及び爲替關係のエキスパートとして津島日銀副總裁、兒玉元正金頭取の二名

(二) 農村經濟問題の代表としては酒井忠正伯、石黒産組中金理事長の二名

(三) 一般産業部門に於る代表としては鑛業、機械工業を中心とする鮎川義介(日産コンツェルン社長)製紙バルブ企業の藤原銀次郎(王子製紙社長)金屬工業代表の古田俊之助(住友)綿絲紡績輕工業の津田信吾(鐘紡社長)電力代表小林一三(東電社長)船舶海運の村田省藏(大阪商船社長)石炭の松本健次郎(昭和石炭社長)電氣化學工業を主體とする野口遵(朝鮮日本窒素社長)の八名

(四) 外地、植民地關係の代表として有賀朝鮮殖産銀、安川東拓、加藤臺拓、松江南興の國策特殊會社社長、頭取等五名の外に東北興業の八田嘉明、滿洲通の權威大藏公望男を加へ七名

即ち經濟會議の主體勢力をなすものは大體八大産業部門(尤も日産・日窒コンツェルンは單獨數多の

産業部門に互つてはゐる)を代表する産業獨占トラスト王とも稱さるべき人々である。

かくて、此の構成こそは實業家と軍部及官僚との抱き合ひ工作の進展を如實に反映するものともみられる。

之に對して六月二十八日の都新聞は次の如き興味ある批判を加へてゐる。

「果して今後この經濟會議がいか運營され、いかなる効果をあげるかは一にかゝつて政府の指導性と、これら一般議員の熱度如何にある。之が單なる諮問機關として官僚的運營に委せられれば結局前の内閣調査局參與制と五十歩百歩のものとなる。もしその個々の議員の創意、案畫に積極的な權威とイニシアテイヴを認めることになればこの會議は一種の經濟カウンシル的存在にも發展し得る可能性は必ずしも絶無ではないわけである。しかし實際問題としてはこの經濟會議のメンバーは畢竟するに時流に棹さす重工業關係者であり、利潤追求を第一義とする産業獨占企業家である。たとへその企業が如何に時局産業として國策の線に沿ふて延ばされて行かうとも、それは決して公益優先、國民生活安定を第一義としては經營さるべき本質のものではない。そこには利潤の採算が先決であつて公益優先、全體主義の計畫經濟とは窮極的に抱合へる性質のものではなさうだ。云々、

此の批判は確に辛辣に急所に觸れてゐるところが多いといへよう。

五 企業の公益優先的原理に就て

丁度、此の批判にも「企業の公益性」發揮といふ言葉が出てきたから、此の機會に筆者も亦その急

務を特に指摘しておかう。

筆者は前に今後の經濟統制が決して官僚獨善的國家統制の形式を採るものではないと述べたが、それは畢竟民間の實業界が自治的に國策的動員に順應し得ることを前提とするのである。もし、此の都新聞の批判のやうに、此の自治的動員が、飽く迄奔放な私利追求にのみ終始するやうならば、否應無しに國權的な強制統制が強化されて來ねばならないことにならう。

此點に於て六月二十八日の讀賣新聞が次の通り吉野商相の態度を報道してゐるのは注目に値ひする。

「各方面の國家統制的手段が緊要となるにつれて、個々の場合に對處する廣汎な權限を商工大臣に賦與する必要が考慮され、これについても種々研究を進めてゐるが、これは產業界に對して必要以上の不安を與へる虞れがあり、商相としては成るべく業者の自治的統制に俟つと共に産業統制法、商、工業組合法、その他既存法規の公益性を強化し、その運用によつて、重要資材の配給及び消費統制の實を擧げることが期してゐる。従つて今後は右の方針を基調として鐵鋼をはじめ個々の具體策が講ぜられることゝならうが場合によつては或は總括的な統制法規（假りに計畫經濟法などと呼ばれてゐるもの）の制定も避け難き事態に到るやも知れず、かくの如き公益性を中心とする商工行政の轉換」

は注目されるといふのである。これら個々の具體的統制工作の進展如何に就ては後に詳述するが、と

もかく、民間實業界も、餘程時局の重大性を自覺してナチス的な「公益優先的」經營方針の確立に自發的に進出する必要がある。さうでない、國防經濟の行き詰りは各方面の矛盾ばくろとして表面化され、從て否應無しに國家社會主義的強制統制の採用が擴大されるであらう。

六 全面的な統制強化の時代

いづれにせよ、現に各方面に看取される如く、今後は総合的な國防産業建設の計畫を中心として、全面的に國家統制は著々進展する段階に立ち到つてゐることは否定出來ない。從來は統制經濟といつても要するに個別的、局部的統制を出でなかつた。それ故ダイヤモンド誌が正當に指摘するやうに、

「この個別的な統制は必然的に、統制客體間に新しい摩擦を惹起してゐる。米穀自治管理法による産業組合統制が商業組合との紛争を惹起し、綿工聯と紡績聯合會と輸出組合とのあひだにも猛烈な確執の起つたことはまだ生きたあたらしい事實である。即ち個別的な經濟統制に續いて、統制のあひだに無統制が生じ、必然的に全面的統制が要求せられざるを得なくなつてゐるのが、經濟統制の現段階なのである。近衛内閣の総合的計畫經濟は、素より斯かる「統制の無統制」から來る破綻のみならず、より廣汎な、より深刻な内外政治經濟の矛盾から發生した當然の所産に外ならないが、その客觀的な矛盾は姑く措いて、在來の政府の統制政策上からも、必然的に誕るべきものと云はなければならぬのだ」(六月二十一日、ダイヤモンド)

それでは、今後來らねばならぬ全面的統制の目標は何かといふと、結局、日滿一體の産業五ヶ年計畫をいかにして有効に進行させるかであらう。

そのためには、

(イ) 各生産要素を出来るだけ有効に國防産業の擴充のために動員する。即ち、技術も、勞働力も、資金も、なるべく圓滑に無駄の少ないやうに此の目的に役立たせるやう、官民協力して助成し、統制する。

(ロ) 反面に不急事業、奢侈事業に生産力がむやみに流入せぬやう適宜に之を抑へる。それには、資金や物資の供給を抑へるだけではなく、同時に官民共一定の消費を節約することが要求される。

(ハ) 此の「消費の節約」は前述の如く過度のものであつてはならないが、物價の暴騰を防ぎ、國策事業の圓滑な遂行を助成するのに或種の重大な役割を持つ。もし、自治的節約が出来ないやうだと、國家は強制的な節約を命ぜねばならないことにならう。配給の割當的抑制の如きもその一法である。今日では特に鐵、石炭、その他國策的に緊要物資の消費節約が最も切實な要求であり(之に反し生産力の比較的に餘裕ある一般生活用品の節約は大して問題とならない)、従て、これら國策的物資の割當ては、先づもつて斷行されねばなるまい。

(ニ) 前にも述べた理由によつて、特に外國品の輸入と消費の統制も當面の最も重要な題目とされる。勿論此の統制も一般的、無差別な輸入制限であつてはならないが、軍需關係品及輸出入原料品以外の一般不急、奢侈品の制限は既に、かなり高度のものに進みつつある。

(ホ) 最後に不當な思惑的行爲や獨占的暴利を取締ると同時に物資の有効な動きを促進するためカルテルや同業組合的機構を改善して、官民協力の下に組織的活動を助成することが急務とされる。これは第一章の末尾にも述べたやうに「カルテルの國策的動員」とも稱すべきもので、産業統制の中樞をなすものである。設備の増減に對する許可制の普及は明に此の統制の半面をなすものである。重要産業統制法、工業及商業組合を始め特殊の國策的産業の個別的高度統制法の出現と強化とがこれである。

第三章 日滿産業五ヶ年計畫の全貌

一 五ヶ年計畫陸軍案の全貌

現下、財經政策の中心題目となつてゐる五ヶ年建設計畫に關してはまだその内容は確定してゐないもののやうではあるが、その陸軍側の原案なるものに就ては去る六月十六日の讀賣新聞が次のやうにその輪郭を報道してゐる。

「企畫廳が立案する日滿一體の総合的産業五ヶ年計畫の基礎たるべき陸軍案の全貌は未だ明かにされてゐないが、その内容は滿洲國の産業五ヶ年計畫（この所要資金廿三億五千萬圓）を包含し内地及び朝鮮その他外地に互り、鐵鋼、液體燃料、石炭、銅、電力、アルミニウム、マグネシウム、ニッケル、バルブ、曹達、航空機、自動車、車輛、その他軍需工業の全面に互り國防上の見地から現在の二倍乃至三倍、多いものは六、七倍の飛躍的増産を目標とし、總所要資金九十三億圓餘に上る老大な國防産業の生産力擴充案であると傳へられてゐる。右のうち内地及び朝鮮合せて六十九億圓を要し、これが遂行のためには日、滿、鮮を通じて一ヶ年十九億圓に上る巨額の資金を要するが明年度以降豫想されてゐる十億圓以上の赤字公債を除いても現在のわが國資本蓄積力年額約十五億圓を遙かに突破するものでこれが遂行のめには貿易管理、金融統制並に技術及び勞働等の動員と統制強化が必至とされて

ゐる。」——云々。

勿論これは、いはゆる陸軍案と稱されるものの外貌を語るだけであるし、又その報道の内容も、どこ迄真相に徹してゐるか疑はしいが、ともかく、日滿一體とした特殊の計畫的大建設案が現に企畫廳邊りに持ち込まれてゐることは事實である。

尙ほ、これに就ては六月二十四日の東日紙も次の通り、陸軍側の意向と稱されるものを報道してゐる。

「産業五ヶ年計畫の陸軍試案については陸軍の關係當局において半歳に互つて研究の結果該試案を決定したので數日前企畫廳へ提出したが陸軍としては右試案の内容が軍事上の機密事項にわたるは勿論のこと財界、經濟界に與ふる影響並に對海軍初めその關係するところ全省にわたること等を顧慮した結果、企畫廳において陸軍試案を初め右に關する關係各省よりの參考資料を基礎にして速かに審議決定の上適當の機會を選んで政府より適當の方法によつて發表されるものとして期待してゐる。

しかしして陸軍としてはわが國産業五ヶ年計畫の速かなる決定遂行こそわが國內外政策の基調をなすは勿論現内閣の歴史的使命なりとし、陸軍の六ヶ年國防充備計畫の絕對不動性を前提とし、既に實行に入れる滿洲産業五ヶ年計畫案と對應する國策の基幹たる意義において右計畫案の政府決定こそは當面せる近衛内閣の十三年度豫算編成に際しての絕對的前提要件なりとしてゐる。即ち換言すれば産業五ヶ年計畫の速かなる決定なくしては十三年度豫算編成もまた不可能ならんとの見解に立脚せるもので、この點重大なる政治的意義を包含せるものとみられてゐる。し

かして右陸軍試案の内容は昭和十七年度に終了する國防充備六ヶ年計畫に關する直接の國防費に關する部面は積極的にこれを指示し、いはゆる國民生活安定に關する部面においては參考的にこれが方向を指標するといふ積極部面と消極部面の二段がまへとなつてゐる。その基準とするところは滿洲事變以來のわが國産業の發展、軍備充實過程と綜合國力の限度の三點で、これによつて生産力擴充、資源確保の必要度を測定して算出せる陸軍試案の數字的基礎は大要次の如きものとみられてゐる。

(一) 昭和七年度より十年度に至る陸海軍豫算より物件費として民間に放出された金額は大約十四、五億に及ぶが陸軍の國防充備六ヶ年計畫案、海軍の第三次補充計畫案を含む十三年度以降十八年度に至る國防費は大約百十億圓を豫想され、その内尠くとも五十億圓近きものが軍需工業その他に放出される見込みで、これを消化するためにはわが國工業生産力は現在の約三倍に擴大されねばならぬ。即ち昭和十一年度のわが工業生産力は大約百二十餘億圓と推算されてゐるが昭和十八年前後にはこの三倍程度に増強されてをらねばならぬ。

(二) 然して増強さるべき生産力は國防上の要求により重工業、化學工業等を樞軸とし計畫年限五ヶ年の前半期に輕工業より重工業への一大轉換を行ふための基礎を造る。即ち航空工業、自動車工業、船舶、機械工業の飛躍的發達に必要な工作機械約六億圓に及ぶものを整備する。然して右機械は國內に於ての調達はわが國斯業の現状より見て僅少たるを免れず、その大部分はドイツその他よりの輸入に仰ぐ結果不足原料の輸入と共に、兩三年間相當程度の輸入超過は不可避となると見られる。

(三) 國防上必要な物資、軍需品の所要生産總量に關しては年次的に之を算出し生産力培養の限度を明示して

ゐる。即ち陸軍は國防充備十二年計畫の前半六ヶ年に主として航空工業軍備、在滿兵力増強の實現を企圖し、後半六ヶ年に作戰資材の整備、兵備の改善、國防力の完整を目途としてゐるが、これに必要な生産力並に原料の擴充確保を具體的數字を以て要求してゐる。以上の計畫遂行のために要する資本總額は大約九十億に達する見込みであるが、陸軍案の中には重工業部門の飛躍的發展と共に中小商工業の發展、農山漁村の更生に關する政策案も織り込まれてをり、案の實現過程に起る困難性を克服するためには必要により若干部門において國家の手による管理、統制は不可避としてその具體的方法、手段の研究をなす要ありとしてゐる模様である。

即ち、日滿打つて一丸とする産業五ヶ年建設案なるものは、之でも判る通り、まだ、ほんの陸軍側の一試案の域を脱せず、それも、果してペーパー・プラン以上、どの邊まで、現實的に、綜合的にその可能性が検討されてゐるものか疑問であるが、右の報道その他の斷片資料類を綜合して、ここに日滿一體の産業五ヶ年計畫の規模と、主として日本・朝鮮における大きな増産計畫の内容をも少し分析的に考察してみよう。(但し、滿洲國の分に就ては別に、稍や、詳細な資料が發表されてゐるから章を改めて詳述することにする)。勿論この説明は大部分著者の個人的推測に止まるものであるからそのつもりで御讀みとりを乞ふ。

二 五ヶ年計畫の所要資金

(一) 産業建設資金	一五五 <small>億圓</small>
滿洲産業用	二五
内、鮮及植民地「計畫産業」	七〇
「非計畫」産業	六〇
(二) 公債(買上助成等資金)	約五〇
(三) 小計	二〇五
(四) 此中滿洲國調達分	五
(五) 差引日鮮植民地調達所要分	二〇〇

右の説明

(イ) 内地産業建設の内特に計畫工業部門(これは軍需産業中の一部分に當る。その具體的内容は不明の點多し)は主力が注がれ、五ヶ年間にその生産力の約三倍化を目標とする。その所要資金、内地及朝鮮のみにて七十億圓。

(ロ) 「非計畫」産業(此中にも軍需工業が、相當含まれてゐる)は大體過去の自然膨脹率をその儘一應承認するものとして、その建設資金約六十億圓。

(ハ) 以上の兩部門を綜括して全體ではどの程度の膨脹となるか? これは計畫部門が今日全産業

界に占める割合が尙ほ甚だ低い(おそらく三割程度?)から、従て、その急テンポの擴大も全體としての膨脹率を著しく低下させるわけなのである。即ち、現在の

日本の會社投資總額	二四五 <small>億圓</small>
拂込資本及出資額	一六七
内社債	四二
内社積立金	三六

この内計畫工業部門の投資を約八十億圓と推定する。そこで、五ヶ年後の産業資本構成は次の如く變化する。

(イ) 軍需「計畫部門」投資	約一六〇 <small>億圓</small> (滿鐵投資の大部分を含む)
(ロ) 「非計畫」産業部門投資	二二五
合計	三八五

即ち五ヶ年後には計畫部門投資の占める割合は全體の約四三%となる。

三 生産額から見た計畫工業部門の位地

(イ) 昭和十年全産業生産額	一五二 <small>億圓</small>
----------------	-----------------------

内	工業	一〇八
内	鑛業	五
内	其他略す	
(ロ)	同年軍需部門生産額	五七

内	金屬工業	一九
内	機器造船	一五
内	化學工業	一八
内	鑛業	五

(ハ) 全體中の割合 約三七%

但し化學工業鑛業其他此處に軍需工業として計算せるものの中いはゆる「計畫産業」に當るものは相當巨額を控除せねばなるまい。おそらく計畫部門の生産額は全産業生産額の四分の一を出でまい。即ち三五億圓乃至四〇億圓と推測すれば大過ないのではあるまいか？

そこで、五ヶ年計畫完了せば、此の計畫部門の生産力は三倍化するといふ目標であるから、百〇五億圓乃至百二十億圓となる譯だ。

一方非計畫部門はどうなるか明白でないが、「自然的膨脹率」を大體五ヶ年五割増しとみれば百七十億圓見當となる。

全體としては(勿論物價不動と假定して)最大二百九十億圓見當の生産となり、その中に占める計畫部門の割合は四割見當へ迄引き上げられる譯である。

四 内地朝鮮計畫部門擴充計畫の内譯

滿洲國の分は後に述べることにして、日鮮の分の中、主なるものを推測すると、

(イ) 鐵 鋼 業

日滿合計 一、三〇〇萬噸計畫として、この内

滿 洲 三〇〇萬噸

日 鮮 一、〇〇〇萬噸の割當て案を假定すれば、

日鮮における増産計畫銑鋼一貫で約六〇〇萬噸となり、單位當り建設費百五十圓と見ても、所要資金約九億圓。

若し滿洲五百萬噸、日鮮八百萬噸計畫とすれば、日鮮の増産四百萬噸となり、所要建設資金六億圓ですむ。

(ロ) 炭 坑 業

日鮮増産分三千萬噸計畫として、建設費尠當り二十圓とすれば、六億。若し倍加計畫即ち四千五百

萬瓩増産とすれば、約九億圓となる。

(ハ) 液化事業

日鮮百萬瓩、所要資金約四億圓とみる。

(ニ) 電力事業

過去數ヶ年間毎年能力増加約三十萬キロ宛、今後はその倍程度の増産計畫として(電力國營案提出の際二百萬キロ増産計畫が指示されてゐた)五ヶ年三百萬キロ。單位當り建設費三百五十圓としても十一億圓。これに送電線約八億圓と見て合計十九億圓。

但し。この外に朝鮮、臺灣等の分若干あるも不明。

(ホ) 機械造船工業

毎年二億圓宛として十億圓の建設計畫? その内譯の推測は

- A、自動車製造 能力八萬臺増産計畫(商工省發表案)とすれば、建設費四億圓
- B、航空機 $\times \times$ 臺能力擴張とすれば、 \times 約 \times 億圓(官營を除く)
- C、工作機 年産一億五千萬圓目標(現在三千五百萬圓)として \times 約七千萬圓
- D、造船 能力倍加計畫として七十萬噸建造能力増加、 \times 一億五千萬圓
- E、其他 一億圓

(ヘ) 化學工業

毎年二億圓宛として十億圓計畫? 計畫部門に屬するもの、内譯全く不明。

(ト) 船舶建造費

百五十萬噸増加計畫として單位當り三百五十圓。建設費五億三千萬圓。

(チ) 其他、鑛山(石炭、鐵を除く)輕金屬、石油、等の建設費九億乃至十四億圓、内譯不明。

假りに、右を一表にして示せば左の如し。

計畫産業五ヶ年所要建設費(滿洲分を除く)

産業部門	建設費
鐵 鋼	六一九億圓
炭 坑	六一九 \times
液 化	四
電 力	一九
機械造船自動車	一〇
化 學	一〇
船舶建造	五・三

小計	六〇・三一六六・三
其他	九・七一三・七
合計	七〇・〇

繰返してことわつておくが、これは著者の全くの私的推測に止まるもので、何等確信ある數字ではないから、そのつもりで軽く、読みとりを願つておく。

五 滿洲産業五ヶ年計畫案の全貌

滿洲國の五ヶ年計畫に就ては、六月九日の中外商業新報に次の如き全貌の數字の發表があつた。之は一部分誤報もあるやうに思はれるが、一應そのまゝに引掲して参考に供することにする。

滿洲國五ヶ年計畫案全貌表

目 標	現 在 生 産 力	資 産 増 産
一、鐵 鋼		
鐵 鋼	五八〇 <small>千トン</small>	八八、五〇〇 <small>千圓</small>
鐵 鋼	八五〇	一〇八五〇〇
鐵 鋼	一一、二五〇 <small>千トン</small>	
鐵 鋼	一一、四〇〇	

鑛 石	六、六〇〇	一一七〇〇	三二、四四〇
計			二二八、四四〇

二、液體燃料			
石炭液化			
撫 順	一〇〇	一	七三、〇〇〇
阜 新	一一〇〇	一	一〇〇、〇〇〇
舒 蘭	一五〇	一	五〇、〇〇〇
四 平 街	五〇	一四	一八、〇〇〇
小 計	五〇〇	一四	一二一、六〇〇

シエール・オイル			
撫 順	五〇〇	一四〇	三六、九〇〇
三 姓	三〇〇	一	四五、〇〇〇
小 計	八〇〇	一四〇	八一、九〇〇

酒 精			
計	五六	六	一三、〇〇〇

計 (液體燃料)			三二七、三〇〇
----------	--	--	---------

三、石炭	二四、六〇〇	一一、七〇〇	一四〇、一一〇
黒炭	九〇〇	—	九、九〇〇
褐炭	—	—	一五〇、〇一〇
計	—	—	—
四、電力	三五〇 <small>千KW</small>	—	—
水力	—	—	—
火力	八五〇	四二〇	—
計	一、二〇〇	四二〇	二二四、五〇〇
五、車輛	(機關車、客車、貨車)	—	二七、八一三
六、アルミニウム	二〇、〇〇〇 <small>トン</small>	—	三八、〇〇〇
七、マグネシウム	一一〇〇 <small>トン</small>	—	五六〇
八、バルブ	—	—	—
九、鹽	—	六〇 <small>千トン</small>	一五、〇〇〇

一〇、採金	八七五	二七五	一五、七五〇
一一、曹達灰	—	—	—
一二、石綿	七二 <small>千トン</small>	三六 <small>千トン</small>	四、〇〇〇
一三、鉛	五 <small>千トン</small>	—	五〇〇
一四、畜肉加工	一二四 <small>千トン</small>	二二 <small>千トン</small>	四、八〇〇
一五、自動車	五〇	—	七、〇〇〇
一六、兵器	四、〇〇〇	—	—
一七、飛行機	—	—	—

器(戦車を含む)現在の約五倍に増産

◇農産

果	合	計(鑛業、工業)	目標	現在生産力	經費	増産資金			
米	小	大	燕	牧	洋	亞	葛	棉	煙
	麥	麥	麥	草	麻	麻	麻	花	草
	二、〇二四	二六二	八九	一五二	四〇	二三	四〇	四五	九九
	五二八 <small>千トン</small>	一九二	三六	二	〇・七	三	三〇	一五	二四
	八四八	六〇〇	九一六	一、三五六	四六二	三三〇	一六六	三、九四六	一、〇六一
	三二五 <small>千トン</small>	四四五 <small>千圓</small>	四、六七六	二、八三三	一六〇	一六六	一六六	一、〇六一	一、〇六一
	四四五 <small>千圓</small>	一四、九六六 <small>千圓</small>	二五、二六五	一、二二三、六七三	一六〇	一六六	一六六	一、〇六一	一、〇六一
	一、二二三、六七三	六六七、九三三	三〇、〇〇〇	一、二二三、六七三	一六〇	一六六	一六六	一、〇六一	一、〇六一
	計三一・一七	一、二二三、六七三	一、二二三、六七三	一、二二三、六七三	一六〇	一六六	一六六	一、〇六一	一、〇六一

(ルーサン)

農産開發基本施設(協同組合新設費を主なるものとす)

◇畜産

合	計(農産)	馬	細	牛	豚	獸	畜産開發基本施設	合	計
三〇〇	六四	二、三〇〇 <small>千頭</small>	四、二〇〇	二、七四四	五、二五七	一九二 <small>千トン</small>	二二、九〇〇	四三、七五四	七、五〇〇
四、七二〇	四、一〇〇	一、九〇〇 <small>千頭</small>	三、〇一〇	一、九七九	五、〇〇〇	二四一 <small>千トン</small>	四七、九二四	四三、七五四	七、五〇〇
四、六〇〇	四、二二一	一、九〇〇 <small>千頭</small>	三、〇一〇	一、九七九	五、〇〇〇	二四一 <small>千トン</small>	三三、〇二四 <small>千圓</small>	四三、七五四	七、五〇〇
三、五七〇	三、一五七	一、九〇〇 <small>千頭</small>	三、〇一〇	一、九七九	五、〇〇〇	二四一 <small>千トン</small>	二二、〇〇〇 <small>千圓</small>	四三、七五四	七、五〇〇
二、二〇〇	二、二二〇	一、九〇〇 <small>千頭</small>	三、〇一〇	一、九七九	五、〇〇〇	二四一 <small>千トン</small>	四七、九二四	四三、七五四	七、五〇〇
計(農産)	三三、〇二四 <small>千圓</small>	二、三〇〇 <small>千頭</small>	四、二〇〇	二、七四四	五、二五七	一九二 <small>千トン</small>	二二、〇〇〇 <small>千圓</small>	四三、七五四	七、五〇〇
畜産開發基本施設	二二、〇〇〇 <small>千圓</small>	二、三〇〇 <small>千頭</small>	四、二〇〇	二、七四四	五、二五七	一九二 <small>千トン</small>	二二、〇〇〇 <small>千圓</small>	四三、七五四	七、五〇〇
合	四三、七五四	二、三〇〇 <small>千頭</small>	四、二〇〇	二、七四四	五、二五七	一九二 <small>千トン</small>	四三、七五四	四三、七五四	七、五〇〇

總 累 計

一、三五三、三六七千圓

◇交通關係費 十億圓

右總計 廿三億五千三百萬圓

六 滿洲國五ヶ年案の本質

これから右の五ヶ年案を少しく立ち入つて解説したいと思ふが、此の説明は勿論公表を許されてゐるものの範囲内に限られてゐる。實際は之と多少相違するかも知れないが、全貌の見透しには役立つだらう。先づ、此の五ヶ年案の本質はなにか？——といふ點から始める。

(一) 五ヶ年計畫は言ふ迄もなく日滿ブロックの「準戰時的」發展工作の具現である。従つて、それには戰爭準備の意味と平時の開発の兩方の意味が含まれてゐるが、その何れに重點を置くかによつて、根本方針に差異が生ずる。此の點未だ完全な一致には到達してゐないらしく思はれる。

例へば内地では一般に滿洲經濟の「平時化」(吉野商相)又は「經濟化」(東朝紙)が要望されてゐるのに對し、關東軍では「國防化」に主眼點を置いてゐるらしい。

(二) だが、五ヶ年計畫の成功的遂行のためには、どうしても一方には經濟的、採算的考慮が必要である。そのためには單なる開發の量的な増大だけではなく、質的な向上が伴はねばならず、又

積極的開發により、廉價品を日本及外國に供給することによつて、負債返済の途を立てねばならぬ。

(三) かくて、日滿ブロック間の連系が再検討を要求されるに到る。從來滿洲産業は現地調辨主義のもとに自給經濟に向つて進んで來たが、この際再び適地適業主義に還元し、内地との經濟的相互依存性を強化すべきであること考へられる。だが、この經濟主義を餘り極端に迄押し進めると國防的要求と矛盾するに至るから、適當な抱き合ひの考慮が必要である。

(四) 日本産業界は勿論これに積極的に協力すべきである。だがそれを實現させるためには滿洲側としては從來のやうに資金だけ吸収して事業は獨占するといふ態度は不可であり、或る程度日本産業家にも企業的進出を許し、その企業能力と技術とを利用して、積極的な且つ經濟的な開發の途に進むべきであらう。

七 資金ルートの割當て

(一) 五ヶ年計畫所要資金二十三億五千萬圓は

滿 鐵 九億圓

滿 洲 國 七億圓

共 他(主として特殊會社) 七・五億圓

の振合となつてゐるが、その大部分は結局日本でまかなはねばならぬ。

(二) 詳細は不明だが、この中滿鐵側と滿洲國側との各部門別の負擔額を示せば、

	滿鐵	滿洲國
重工業	三二・〇	?
石炭	八八・〇	?
液化	?	?
石炭液	?	?
アルミニウム	一五・〇	一五・〇
電力	?	一五〇・〇
軍器、自動車類	?	一五〇・〇
交通	數億圓	?
鐵道	第四次線一八〇	?
土木	?	?
治水	?	一三〇・〇
農業	?	一五〇・〇

であつて、滿鐵の投資は大體、鐵道と鐵、石炭、等の基礎的重工業が中心であり、滿洲國側は農業、治水、土木關係と電力、機械(兵器)方面に著るしい。

(三) 昭和七―十一年間の日本の對滿投資は合計十二億五千萬圓であるが、これに對し、今後五箇年間は二十三億五千萬圓であるから約倍化することになる。この他、尙ほ移民計畫、北支計畫に要する資金も内地に求められることとならう。参考のため七―十一年間の投資を示すと(單位百萬圓)

年	滿鐵及關係會社投資	新會社投資(民間)	其他	合計
七 年	六五・〇	一一・二	二〇・〇	九七・二
八 年	九二・六	三八・四	三〇・〇	一六一・〇
九 年	一九六・〇	六五・二	一〇・〇	二七一・六
十 年	二八四・九	二五・九	七五・四	三八六・二
十 一年	二二〇・〇	六〇・〇	六〇・〇	三三〇・〇
合 計	八四八・五	二〇一・七	一九五・四	一二四六・〇

(註) 七―十年は對滿事務局、十一年は滿鐵調べ。

これで見ると十年以來は投資額三億數千萬圓に達してゐるから、今後年々四億圓程度を送るとして、左程飛躍的な激増といふ譯でもない。

八 部門別の開發計畫説明

第一 電力開發工作

(一) 目 標

	建設目標	現在能力	所要資金
	千KW	千KW	千圓
水 力	三五〇	—	—
火 力	八五〇	四二〇	—
計	一、二〇〇	四二〇	一、二四、五〇〇

(二) 火力發電—昭和十年三月の能力三十四萬キロワットが、現在では四十二萬キロワットに増加してゐるが、更にこれを五箇年間に倍加して八十五萬キロワットにしようといふ計畫であり、發電所建設地は撫順、阜新、西安等に豫定されてゐる。

(三) 水力發電

(イ) 滿洲には約二百萬キロワットの電源があると言はれてゐるが、今迄の所水力發電は行はれてゐなかつた。今度の計畫は第二松花江の吉林上流地方に一大發電所を設け三十五萬キロワットの開發を行はうとする案である。

(ロ) 尙ほこの他、鴨綠江、朝鮮岸の碧潼に四十五萬キロワットの發電所を設け(この建設費一億圓、中、ダム建設六千萬圓)東邊道及南滿一帶の重工業地帯に三十九萬キロワットの電力を

送電する計畫がある。これによれば碧潼と本溪湖及び鞍山間に二十二萬ボルトの大送電線が架設されることにならう。

(四) 電力コスト—滿洲電業の岡村金藏氏によれば、滿洲の電力コストは内地に比較すれば甚だ割安である。それは規模が大で能率的であること、土地、勞力が割安であること、雜コストが殆ど不用であること等に基くもので、單位當りの建設費は三百圓位ですむ筈である。従つて供給電力も一キロワット・アワーが水力で五厘見當の低廉なものとなる見込である。尙ほ水力開發に伴ふダム建設が治水灌漑に及ぼす好影響も看過し得ざるものがあらう。

第二 石炭開發工作

(一) 目 標

	五箇年後の能力	現在能力	所要資金
	千噸	千噸	千圓
黒 炭	二四、六〇〇	一一、七〇〇	一四〇、一一〇
褐 炭	九〇〇	—	九、九〇〇
計	—	—	一五〇、〇一〇

(二) 五箇年後能力二千五百五十萬噸中、滿鐵關係が一千萬噸、滿炭關係が千五百萬噸の豫定である。

(三) 滿鐵は撫順を九百萬吨に増産し、本溪湖及び其他の滿鐵關係炭礦の増産によつて總計一千萬吨を出炭する計畫である。

(四) 一方滿炭は十一年度現在二百二十萬吨を、十二年には三百六十萬吨、十六年には一千五百萬吨にする筈である。十二年度における各炭礦別出炭豫定は左の如し。

	十一年	十二年
復州	一〇〇 <small>千吨</small>	一五〇 <small>千吨</small>
八道溝	九〇	五〇
密山	七〇	一五〇
阜新	三〇	一、二〇〇
札賚諾爾	一五〇	二〇〇
西安	八五〇	九五〇
北票	三〇〇	四〇〇
鶴崗	三五〇	四六〇
其他共計	二、二一〇	三、六〇〇

尙ほ滿炭本年度は出炭は殆ど大部分が國內消費に充てられ、輸出用としては阜新二十萬吨、北票

二十二萬吨、復州十三萬吨、合計五十五萬吨程の豫定である。

(五) コスト——最近は勞賃、材料高等によつて、さすが低廉を誇る滿洲炭業もコストが漸次増加して來てゐる。例へば撫順における十年の採炭費は平均二圓三・四十錢に過ぎなかつたが、現在では尠當り四圓十錢と言はれてゐる。

第三 液化事業工作

(一) 建設規模

石炭液化	目標	現在能力	建設費
撫順	一〇〇 <small>千吨</small>	—	七三、〇〇〇 <small>千圓</small>
阜新	二〇〇	—	一〇〇、〇〇〇
舒蘭	一五〇	—	五〇、〇〇〇
四平街	五〇	一四	一八、〇〇〇
小計	五〇〇	一四	一二一、六〇〇
シエール・オイル			
撫順	五〇〇	一四〇	三六、九〇〇
三姓	三〇〇	—	四五、〇〇〇

小計	八〇〇	一四〇	八一、九〇〇
酒精	五六	六	一三、〇〇〇
計 (液體燃料)			三一七、三〇〇

(二) 擴大の内譯

(イ) 撫順——滿鐵が目下試験工場を建設してゐるが、徳山の燃料廠と技術的協力の下に、年産十萬噸をあげる豫定。

(ロ) 阜新(海州工場)——三井はI・G染料からフィシャー法のバテントを買入れて三池工場で液化事業を行ふ外、南滿の阜新にも同法による工場建設を計畫してゐる。同社は資本金約五千萬圓で三井を主體とし滿洲國及び滿炭が参加し、滿洲特殊會社となる筈である。生産額は差當り年産三萬五千噸であつて、五箇年間の目標は二十萬噸前後である。

(ハ) 和龍——野口系の資本によるものであり、五年後の生産目標は十五萬噸である。

(三) コストの低廉——滿洲の石炭液化事業はコストが廉く甚だ有望である。炭價は内地平均九圓のものが、滿洲では三四五十錢乃至二四五十錢(現在では多少騰貴)であり、加ふるに、電力も前述のやうに極めて低廉なものの供給を受けることが出来るからである。

第四 鐵鋼工作

(一) 建設規模

	目標	現在能力	所要資金
鋼	二、二五〇 <small>千噸</small>	五八〇 <small>千噸</small>	八八、五〇〇 <small>千圓</small>
鐵	二、四〇〇	八五〇	一〇八、五〇〇
鑛石	六、六〇〇	二、七〇〇	三一、四四〇
計			一二八、四四〇

(二) 昭和製鋼所——第四次増産計畫(十六年完成)によれば五箇年後には

鐵	十六年末能力	現在能力
鋼	一五〇萬噸(内四〇萬はルツベ)	七〇萬噸
鐵	一〇〇〇 <small>千噸</small>	五八 <small>千噸</small>

となる筈である。

(三) 本溪湖では現在の銑一五萬噸の能力を五箇年間に銑鋼一貫で五〇萬噸に増産する計畫である。

(四) この兩製鐵所の五箇年後の能力は合計銑二〇〇萬噸、鋼一五〇萬噸であり、これに要するコックス炭は本溪湖、撫順龍鳳、通化の各炭礦の増産によつて賄はれる。尙ほこの兩者の増産のみ

では新計畫に對し約五十萬噸不足するが、これは大體東邊道の開發によつて追加されるらしい。

(五) 東邊道には富鑛(約六〇%)が

七道溝 五百萬噸

大粟子溝 五百萬噸

熱水河子四〇百萬噸等々……續々確認され、又コークス用炭も通化(鐵廠附近)に六千萬噸は埋藏されてゐることが明白にされた。

そこで滿洲國及び滿鐵側では懸案の東邊道銑鐵製鋼所を設立することに決定、滿炭も通化中心の產炭計畫をめぐらし、昭和十五年迄には少くも三十萬噸の出産を豫定してゐる。

新製鐵所は年産三十萬噸で通化、輯安、多獅島の何れかに内定してゐる。それと併んで安東—桓仁—通化の產業開發線、及び本溪湖からこれに併行する線の著工も決定されたといはれる。

(六) この他、熱河の鐵鑛開發も計畫されてゐる。北票炭と熱河鑛石を結合させて壺盧島であるか或は又熱河鑛石と開平炭によつて秦皇島で製鍊しようといふ案である。製品は主として輸出に向

けられる豫定であり、そのために壺盧島の大築港が大きな意義を持つことにならう。

(七) 尙ほ製鋼のみの設備は所謂昭和ブロックの鞍山八社が現在二十四萬噸の生産能力を持つてゐる。これらの發達と相俟つて、滿洲鐵鋼オータルキーが完成するのも近いと言はれてゐる。

第五 採金工作

(一) 目 標

目標產額 二〇〇、〇〇〇千圓

所要資金 五〇、〇〇〇千圓

(二) 近年各地で金鑛が盛に發見された。

(イ) 佳木斯の南方小石頭——既に七千人の坑夫で採掘が開始され、昨年は滿洲國の新産金の三分一迄ここで生産された。發展性が大である。

(ロ) 小興安嶺の泥鰍河(黑河南西約三十里)——昨年秋から採金船で採掘開始。

(ハ) 土門子(琿春北方二七里)——砂金鑛、山上から水を引き三百尺の水差を利用して採金を行つてゐる。

(ニ) 以上の外

呼瑪河流域

アムール河畔の湯原縣

牡丹江奧地

樺甸縣

等に砂金鑛があり

滿鮮國境に山金がある。

(三) 以上は主として滿洲採金會社(資本金一千二百萬圓、全額拂込)の鑛區である。同社の生産

は昭和十年の三六八萬圓から、十一年には約一〇〇〇萬圓に増加した。之を十六年には八千二百萬圓にする豫定であつたが、最近更に著しく擴大された。

(四) 外に滿鐵は單獨で五百萬圓の採金會社、滿洲鑛業會社を新設し、奉吉線の蒼石、及び熱河の金を採掘する豫定であり、年産數百萬圓を計畫してゐる。

(五) 國營金鑛精鍊所も山金開發に乗出し、東邊道、熱河の山金の採掘計畫を進めてゐる。それには大同殖産(日滿合辦三百萬圓)が日曹支配に移つて大擴張し一千萬圓へ増資計畫中と傳へられる。

第六 車輛、機械工業

(一) 目標

	目標能力	所要資金
(イ) 車 輛 (機關車、客車、貨車)	?	二七、八一三 <small>千圓</small>
(ロ) 自動車	四、〇〇〇臺	二〇、〇〇〇
(ハ) 兵器 (戰車を含む) 現在の約五倍に増産		一〇〇、〇〇〇
(ニ) 飛行機	二四〇臺	三〇、〇〇〇

(二) 車輛は從來すべて内地に依存してゐたが、今回彌生會(内地代表車輛製造業者の團體)加入

會社の均分出資により資本金一千萬圓の滿洲車輛會社が新設され、滿鐵、滿洲國關係車輛並に機械類一切の製造を開始する豫定である。

(三) 尙ほこの他兵器機械工業には奉天工廠、同和自動車會社、滿洲航空會社等がある。

第七 化學工業

(一) 建設規模

	目標	現在能力	所要資金
(イ) 曹 達 灰	七二 <small>千噸</small>	三六 <small>千噸</small>	四、〇〇〇 <small>千圓</small>
(ロ) 鹽	八七五	二七五	一五、七五〇
(ハ) アルミニウム	二〇、〇〇〇 <small>噸</small>	—	三八、〇〇〇
(ニ) マグネシウム	二〇〇	—	五六〇

(二) 滿洲化學會社 (大連甘井子)

これは滿洲化學工業の母胎であり、硫酸を主産物とする。同社の生産豫定及び滿洲全體の生産豫定は

一二年肥料年度	滿化工場	其他共
	一四萬噸	二八・四

一三年肥料年度	一四萬噸	三〇・四
一四	二四	三四・八

其他は鞍山、撫順等の副産物である、尙ほ滿化の現在能力及び擴張計畫としては

(イ) 現在能力一十八萬噸、——ウーデー式、三萬噸、——堀式—合計二十一萬噸

(ロ) 擴張計畫—第一次六萬噸の擴張

(ハ) 第二次計畫として更に十二萬噸

合計三十九萬噸の能力と豫定されてゐる。

(三) 同社の投資會社として左のものがある。

(イ) 曹達會社(甘井子、十一年五月設立)

本年夏に操業開始豫定。當初は三萬六千噸の曹達灰生産の豫定だが、五箇年間に倍化する計畫である。

(ロ) 鹽業會社(十一年四月創立)

第一期計畫二十七萬噸

五箇年に百十萬噸とする豫定。

(四) 滿洲化學工業の強味はコストが内地に比して非常に安いことである。特に原料鹽は甚だ低廉

であり、噸當り八圓十錢位と見られる。これに對して内地では最近は運賃高のため、從來噸當り十三圓五十錢見當だつたものが、二十四圓位に暴騰してゐる。

(五) アルミニウム會社としては、輕金屬會社(十一年十一月創立、本秋完成)がある。同社は撫順のアルミナ工場を擴大し、乾式アルミナ法により、第一期計畫として四千噸のアルミニウムを生産、五箇年間に二十萬噸に増産する豫定である。

第八 人絹ハルブ工作

(一) 目 標

目標能力	一二〇 <small>千噸</small>	現在能力	六〇 <small>千噸</small>	所要資金	一五、〇〇〇 <small>千圓</small>
------	-----------------------	------	----------------------	------	--------------------------

(二) 滿洲は原料供給上當初豫想程には有利でなく、現在は

日 滿バルブ(王子系)

東滿洲

滿洲

東洋

の四社が各一萬五千噸づつの生産認可を受け、目下各社共一萬噸宛位の生産をしてゐる。だが、

バルブ會社は經營單位が少くとも三萬疋位ないと能率が悪いので王子系中心に合同計畫があつたが、民營獨占を許さぬ建前から不許可となつた。尙ほ滿洲のバルブ事業は森林の性質上コストが高いらしい。

(三) 外に鐘紡では芦バルブ(康德芦バルブ會社)を營口、新義州の工場で今秋から生産を始める。これは木材バルブに比べると品質が劣るが將來に期待されてゐる。

(四) 尙ほ大豆殻(大豆採取後の莖殻)や高粱、稗等からバルブ製造が計畫されてゐる。目下見込のあるのは、滿鐵が千萬圓の會社を創り、二百萬疋の大豆殻から五萬疋のバルブを製造しようといふ案である。

×

×

×

滿洲五箇年計畫の内容は大體右のやうなものであるが、之はその後日本側の要求と關聯して、逐次修正されてゐるものがあるやうだ。殊に、石炭、電力、銑鋼等の基本的重工業部門の建設は右の原案よりは、かなり擴大されるのではないかと思はれる。

九 拓務省の外地五箇年計畫

尙ほ、日本内地及び滿洲國と併んで拓務省でも、現に外地(植民地)の資料と意見を纏めて生産擴充

五箇年計畫を遂行しようとする目論んでゐる。その品目、範圍、方法等の要項は左の如くであるといはれる。(七月六日、滿洲日日による)

(一) 鐵——主として朝鮮の茂山の鐵鑛を開發せんとするもので、朝鮮總督府としては鐵道、港灣等の設備費を必要とする。

(二) 石炭及び液體燃料——樺太の炭田の開発方法を考慮中で、これを液化を目的とするもの開放するばかりでなく、内地石炭の不足と騰貴抑制をも考慮してゐる。又朝鮮に於ける炭田の増産を期する。

(三) アルコール——臺灣における甘蔗、甘藷等より無水アルコールの増産計畫を樹立するが、これ等は補助獎勵費等を必要とするものが多い。

(四) 金——朝鮮、臺灣等において産金の獎勵を考慮する。最近商工省が計畫してゐるやうな優良金山の納付金を増加せしめてこれを貧鑛採掘に廻す方法の實行は相當効果あるものと見られる。

(五) アルミニウム——臺灣高雄のものを増産し、又目下南洋拓殖と三井鑛山、住友、日本電工等アルミニウム工業會社によつてバラオでアルミニウムの採掘を開始せんとする計畫がある。

(六) 工業鹽——關東州、朝鮮、臺灣に増産の餘地がある。鹽田の促成には多額の經費を必要とするので豫算による歳出補助費等の必要がある。

- (七) 動力——北鮮鴨綠江等の大發電計畫がある。
 - (八) 棉花、綿羊——の増産、朝鮮には既に十箇年計畫があり、之を五箇年計畫に繰上げるとすれば補助奨励費の増額を必要とする。臺灣を中心として南洋でも棉花の増産計畫もある。
 - (九) バルブ——樺太、朝鮮等において考慮の餘地がある。
- 右の計畫實現に就て、拓務省の主張する條件としては、
- (一) 外地の生産擴充方針の實行は主として民間の資本によるが、これに要する補助奨励指導費又は港灣、鐵道、道路などの設備費は各外地特別會計の負擔となることが多いのであるから、外地から一般會計への繰入金について大藏省が従來のごとく外地搾取主義を繼續することは困難となる。
 - (二) 内地における獨占カルテル擁護のために外地産業に差別待遇を與へることを従來通り實行するにおいては外地の資源を十分活躍せしむることが出来ないから、企業家が見て適當なりと認めざる産業の適地適應主義を採用する必要がある。
- と云ふ二點が中心となつてゐるやうである。

一〇 総合的建設と朝鮮の位置

外地建設に就ては特に最近華々しい擴充をやつてゐる朝鮮の位置が特に問題を投じてゐる。此見地から、目下注目されてゐるのは中央經濟會議の有能な総合的畫策への努力であるが、之と併行して南朝鮮總督主宰の下に近く、日鮮滿の連絡會議が京城か大連かで開かれようとする事は特筆に値する。朝鮮では既に昨秋産業經濟調查會が開かれ、従來の原始産業中心主義から、近代産業建設への轉向が闡明されたのであるが、最近、日滿兩國の急激な情勢進展を考慮に入れて、全ブロック内の位置を正確に再検討する急務を痛感してここに、いはば現地的綜合化プランを作成する努力が進められてゐるものといへよう。

六月二十八日の東日紙の報道はいふ、

「南總督は今秋京城(その後大連に變更)に内地、朝鮮、滿洲の實業界の代表者により内鮮滿經濟産業の連絡會議を開催し、内鮮滿産業經濟の圓滿なる發展について協議することになり、企畫廳、拓務、商工兩省よりもオヴザーヴァを出席せしめることになつてゐる。

即ち中央には中央經濟會議の構成を見、日滿一體化の計畫經濟の立案に進まんとしてゐる一方、滿洲にはすでに産業五箇年計畫が進行しつつある現情から朝鮮は日滿財政經濟の交流綜合の地點としてその行はれんとする産業經濟政策は日滿兩國の産業經濟の調整、内地朝鮮間の經濟産業調整、朝鮮自體の産業の圓滿なる發達といふ三つの困難な機能を完全に遂行せねばならぬ重大使命を課せられるに至つた。發展途上にある朝鮮産業は徒なる統制を許さ

す、また自由に放任すれば内地産業と相刺するが如き事態を惹き起す憂ひもあり、日滿一體の計畫經濟機構の一軸としての朝鮮は大局的見地から内鮮滿の矛盾を克服し調和すべき重大使命を課せられてゐるわけで、南總督の持つ適地適應の産業指導の根本方針は今秋の連絡會議を経て如何なる形態をとつて具體化されるか多大の關心をもたれてゐる。——云々。

ところが、此の綜合計畫化の成功性はエキスパート間には必ずしも大なるものを期待されてゐないといふ困つた事情もある。といふのは、

(イ) 滿洲國の方では朝鮮の立場など餘り問題にしないで獨善的に自己のプランを前進せしめようとする傾向が強いのに反し、

(ロ) 朝鮮側では滿洲國の計畫を單なるペーパー・プランとして輕視する風があり、「結局は喧嘩別れがオチではないか」と觀測する連中も少くないやうだ。(七月三日、東洋經濟、朝鮮通信)

又、一方、内地産業界では朝鮮をも内地と同一統制法規によつて縛りつけて、その自由發展を抑制しようとする態度が相當濃厚であり、現に商工省では、朝鮮側の外地會議と對立的に獨自の計畫案を中央經濟會議に持ち込まうと意氣込んでゐる有様であるから、ここにも折衝上の難關が伏在する。

(註一) 七月六日の日本工業新聞によれば、商工省獨自の方針は次の三點に歸着するといはれる。

(一) 内地外地の産業政策は地方的な利害に提はれず國家的見地に立つて最も有效適切なる方策を講ずること。

(二) その方法としては所謂適地適業主義を最も可とするも人為的方策を以てことさらに起業を振興せしめるが如きことをせ

ず、飽くまで自然的條件に適するものを第一とすること。

(三) 従つて内地の統制を逃れて朝鮮に起業を企てるが如きもの(人絹染色、セメント、電球、ゴム靴、珐瑯鐵器等)は今後成るべく外地に於ても統制を加へて内外地兩方面に於ける斯業の健全なる發達を圖ることとする。

(註二) 朝鮮の建設工作に就て、

朝鮮でも最近五箇年計畫が樹立されたと稱されるが、その内容は不幸にして筆者には不明である。ただ、エコノミストの七月二十一日號に報道されてゐるところは大體妥當なものと思ふから、ここに、その要旨を引用しておく。

「朝鮮の産業五箇年計畫も大體資源關係、交通關係の兩面に向けて主力が集中されることは誰しも知るところだ。

まづ第一に交通關係についてみれば、現在滿鮮をつなぐ鐵道は安東、新義州間、關山屯—上三峰間、圖們—南陽間の三本に過ぎないが、更に數本の鐵道が建設される。また清津、羅津、雄基の三港を築造して、裏日本の敦賀、新潟、小樽の各港との連絡計畫の實現が促進される。

第二には電力の開發計畫の實現化がある。現在の朝鮮における電力開發は非常におくれてゐるが、水力資源がないといふわけではなかつた。特に國境地帯には有望な水力資源があり、理論電力は二百三十萬キロといはれ、經濟的に開發可能の分だけでも少くも百二十萬キロは確實にあるといはれてゐる。現に赴戦江(出力十八萬キロ)、長津水力(出力三十二萬キロ)は昭和十年に野口氏によつて開發されてゐる。このほか東拓と森財關係の共同出資で江東水力の創立計畫が具體化してゐる。資本金は六千五百萬圓、出力二十萬キロの豫定だ。

第三には鐵山資源の開發計畫だ。朝鮮は内地とは地質學上にも異り、半島特有の資源がある。例へばアルミニウム原料としての明礬石、金屬マグネシウム原料としてのマグネサイト鐵、その他黒鉛、タンクステン、水鉛、マンガン、ニッケル等がそれだ。更に鐵礦石について見ると、主として赤鐵礦、褐鐵礦、磁鐵礦であるが、品位五〇%以上のもので埋藏量は二千萬トン、品位四〇%のものが十數億トンと推定されてゐる。殊に茂山鐵礦は品位、埋藏量ともに有望なもので三菱と日鐵が大々的に開發

計畫を進めてゐる。石炭の埋藏量は十七億五千萬トンといはれてゐるが、昭和十年度の有煙、無煙炭の産額は約二百萬トンであつて相當開發して行けるものだ。アルミニウム原料としての明礬石は實に豊富であつて推定埋藏は千八百萬トンといはれ、品位も二〇%から三五%に及び、加里を含んでゐることが特色でこのためにアルミニウムの副産物として加里肥料が得られる。以上大ざつばに朝鮮の資源について述べたが、朝鮮産業五箇年計畫がかうした資源の開發に向ふことは當然考へられることであらう。——云々。

第四章 建設計畫のブロック的合理化

一 建設計畫の經濟的合理性

以上見た如く、來るべき産業五箇年計畫に於ては、いはゆる重工業及び化學工業部門の尤大な建設が中心題目として豫定されてゐるのである。特に

- (イ) 鐵鋼業——では日、滿、鮮を一體として、合計一千三百萬吨目標の能力擴充があるし、
- (ロ) 石炭業——では、同じく日滿間を通じて五千萬吨増産即ち倍化工作、
- (ハ) 電力事業——では四百萬キロに上る擴充工作、
- (ニ) 機器・船車工業——では特に航空機、自動車、工作機製造等を中心として數倍に上る大擴張工作、
- (ホ) その他、アルミニウム、マグネシウム等を初め特殊の輕金屬及び化學工業等々がある。

問題は、かかる尤大なる増産計畫が果して經濟的合理主義と大なる矛盾無しにどこ迄有效に遂行し得るか否かにかかつてゐる。

之に就ては吉野商相の談として、

「準戦時經濟云々の話が普及してゐるけれども、自分の考へでは、もつと平明に國防中心に産業經濟組織を再編成してこれを平常的な形に整へることが根本方針だ。」

と傳へられるのは確に一の解釋である。六月十五日の東朝社説は更に之を敷衍して、

「國防中心の産業再編成を目指すにしても、それをできるだけ『平常的な形』に近からしめるためには、生産力擴充は單なる生産増大であつてはならない。それはむしろ生産の能率的水準の向上を政策の核心に打据ゑるのでなければならぬのである。いふところは、單なる平面的な設備擴張ではなくして、機械の性能技術の向上による労働生産性の向上であり、従つてまたそれによる生産コストの低下である。そのみが、國防産業に於ける生産力を根幹から強化せしめるばかりでなく、この種の産業の生産物の對外輸出能力を拍進して、平常的な形において産業再編成を高度化せしめる所以なのである。」

と論じてゐるのは、此際注目に値ひする意見だと思ふ。

筆者も亦生産力擴充を何でも、量的増大さへ實行すればそれで目的を達したのであるといふ風に簡單に片付ける危険をここで力説したい。勿論戦時ならば、ボロ工場でも廢坑でもドンコンコストかまはず動員する必要があらうが、今日の事態の下に於ては、そんな戦時政策をそのまま適用されたら大變なことにならう。どうしても量的擴大は質的合理性を伴つて併行的に進められねばならない。そこ

に必然的に擴充計畫の平時に於ける限界點が考へられてくるのであつて、極力此の限界點を前方に押しやる努力は飽く迄望ましいにはちがひないが、此の限界性そのものはどうしても閑却されてはならないと思ふ。

もつとも反面からいへば、平時と雖も準戦時であるし、元來が經濟原則と背反するやうな自給政策を國策の建前としてゐるのであるから、經濟的合理性にばかり拘束されてゐることは出來ないともいへる。

そこで、結局問題は純粹な經濟性の要求と戰時的目的との中間に於て何等かの妥協點を發見せねばならないことになる譯である。筆者は賀屋・吉野のコンビが、せめて目先は割高、不經濟のやうに見えても、大局的には結局眞實の發展性を立證出來るやうな方向に建設計畫の内容をリードして行くことを切望して止まないものである。

上掲の東朝紙が

「物資需給の適合といふことが生産設備を漠然と擴張しつつその生産力に應じて豫算を立てるといふことであればそれは表面上極めて常識的であるに似て、實は公債發行限度を経験的に定めそれを規準として豫算を制約するよりも、結果においてはヨリ以上に生産の偏重を起し、公私の信用膨脹を惹起しよう。しかもそこには不健全極まる現在の經濟界を積極的に建直す何らの見透しも立たない。之に反し生産力擴充の中心課題を生産性の向上に置き、

それを基本線として進めるときにのみ、經濟力の發展にはじめて將來に展開をもつ見透しをつけ得るのであり、それは同時に國防的見地にも適順する筈である。」

と論斷してゐることは此際軍部にとつても大に傾聴すべき警告だと思ふ。筆者は之をもつて決して單純な消極主義の發言とは解さないのである。合理的積極主義の途も亦之に通ずると思ふのである。

二 建設計畫のブロック的(地域的)配分の合理化

以上の問題に緊密に關聯してゐることであるが、日滿鮮の各地帯に於ける増産計畫の割當てが果して、合理的に配分されてゐるかどうかは大なる問題である。といふのは滿洲國の五箇年計畫の方は既に數年前から獨自の「現地調辨的」立場で計畫が確立され、それが現に著々實行に移されてゐるのであるが、内地、朝鮮が、もし、之を鵜呑みにして、之に追隨するだけだと擴充工作に全體的综合性が缺けるおそれが少くない。現に重工業の基本部門たる鐵及び石炭のいづれに於ても日本内地の割當てが資源の貧弱さに比べて過大であり、滿洲國及び朝鮮の分が資源の豊富さに對して過小であるやうに思はれる。

(イ) 例へば鐵鋼一貫で一千三百万瓩目標を遂行するならば、どうしても滿洲及び北支(秦皇島邊)で四、五百万瓩、それに朝鮮茂山の開發をスピード・アップして清津で百万瓩位は建設させねば

ならない。そして、内地の分は精々七、八百万瓩(勿論銑鋼一貫に於て)で止めておくべきであらう。

現に、具體化されつつある内地の建設計畫は大體一貫作業で六百二十万瓩位を目標とするものであるから、これに尙ほ百數十万瓩追加すれば、それが技術的のマキシマムではあるまいか？なるほど鐵石は南洋邊のものを利用し、石炭は滿洲(殊に輸出向に適せる北票炭)及び北支(開平炭)のものを利用するとすれば一應、もつと擴張する餘地はありさうにも思はれるが、原料コストや勞力不足の點から見て、むしろ、朝鮮(清津)とか滿洲東邊道とか北支秦皇島邊へ適宜重工業地帯を分散的に建設しておく方がヨリ妥當なのではあるまいか？

(イ) 鞍山や茂山の貧鑛處理法も今後數箇年後には必ずや今日より、よほど技術的進歩が期待出来るであらうし、

(ロ) 現にクルップ法によるルツベ(スクラップ代用品)の製造技術の如きものが著々進歩、改善されてゐるし、

(ハ) 弓張嶺を初め東邊道や熱河(灤平)には既に品位の高い富鑛が續々發見され、しかも、石炭(コークス用炭)も比較的近接地點にあるといふことであるし、

(ニ) 海外輸出の見地から考へると秦皇島や多獅島邊に一大製鐵所を設けておくことは非常な強味

何よりも、鐵鑛石及び石炭が豊富で、低廉なことから、これを土臺とした滿洲の建設プランを大きいスケールとしておくことは當然の處置であり、且つ一旦戦争の場合を考へれば、尙更、大陸地帯に相當大きい重工業能力を持つ必要は痛感される譯だ。それには、滿洲鐵鋼業二百五十萬噸、茂山（清津）七十萬噸位の計畫ではいかにも過小である。

そこで、もし、此の考へ方を推し進めて行くとすれば、どうしても基本部門は滿洲及び大陸地帯に少しく過剩的に設備しておき、銑鐵か半製品の形で、相當大量を内地へ輸（移）入する工夫が必要とならう。

これに就ては既に拙著「鐵鋼經濟讀本」で詳しく論議しておいたから、ここには餘り立ち入らないが、

(イ) 滿洲鐵の内地輸入を促進するために關稅と運賃上特別の政策の工夫がある。滿洲銑の内地輸入には、(一)滿洲國輸出稅約七十錢、(二)内地輸入稅約六圓、計六圓七十錢の關稅が賦課されてゐる。(このうち製鐵補助金として昭和製鋼だけには三圓の割戻しがあるから實際は三圓七十錢の負擔である) 滿洲國輸出稅は舊政權時代の遺物と見るべきもので、財政收入的の意義を持つてゐるが銑鐵が滿洲國の重要輸出品である以上、有害無益の性質のものである事は多言を要し

ない。之は速かに廢止すべきものである。

製鐵所=大運

鐵道運賃 埠頭諸掛 輸出入稅 計	鞍山銑		本溪湖銑	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
	三・八二	〇・七三	五・三九	〇・七三
	〇・六八	〇・六八	〇・六八	〇・六八
	三・〇〇	〇・〇〇	六・〇〇	〇・〇〇
	八・二三	〇・〇〇	一一・八〇	〇・〇〇

しかし内地輸入關稅は産業補助金の名目で三圓の割戻しが行はれてゐるとはいへ、地理的諸條件を考慮しても、この程度の補助金は關稅の矛盾を緩和するものではない。現在滿洲銑を内地へ移入する場合、内地銑に對するハンデキヤップは上の如きものである。(日本工業新聞による)

海上運賃は兼二浦、釜石、輪西、八幡より阪神京濱への運賃と同額に見ても鞍山銑は内地銑に比較して尠當八圓二十三錢、まして産業補助金三圓の交付を中止された本溪湖銑に到つては十二圓八十錢の負擔加重である。勿論、滿洲銑の生産費は相當に安い筈であるが、このままでは不當に内地進出が阻碍されるといへよう。一日も速に、かかる妨碍物の取り除けが望ましい。それどころか積極的に貧鐵處理の工場には助成工作が望ましい。

(ロ) 次に日滿統制を早く確立して、滿洲銑や半製品の内地輸入を合理的價格で且つ大量的に確保する途を講じねばならない。もし、内地のカルテルが滿洲品の不當な抑壓に全力を注ぐやうならば、止むを得ず國權的にも之を是正する必要があらうが、なるべくは當業者間の自治的協力で、國策に順應する供給圓滑化の正道を打開すべきである。今日の如く日滿兩國當業者間にとかく

對立、抗爭の情勢が見えることは甚だ遺憾である。

(ハ) 一方内地の製鋼工場が滿洲銑又は半製品を利用するために一貫作業工場に對して特別の窮狀に立たないやうな取扱ひが望ましい。之には製鐵事業法案第六條の改正によつて、滿洲銑使用の製鋼業者をも、保護するやうにしたらよからうといふ意見がある。勿論、滿洲から内地に輸入される銑鐵は第一次的には鑄物用のものであらうが、今日のやうな製鋼用銑不足の場合には鑄物用ばかりと限定することは出来ない。少くも過渡的には極力製鋼用銑の供給をもブロック内に於て豊富にする必要がある。内地の一貫作業化は固より、根本方針としては不動のものであるべきにはちがひあるまいが、上記の如き特別な事情に對應して、之を部分的に變更することも止むを得ぬのではないかと思はれる。

以上は、一例としての鐵を考へたのであるが、之と同じやうに石炭でも日滿一體を綜合的に再検討して滿洲開發のテンポを、上記のものよりも更に可なり擴大する必要があると思ふ。

蓋し、滿洲開發五箇年後に二千五百萬瓩位の能力では、滿洲國だけの需要を滿して後大した輸出餘力がないことになつてしまふだらう。既に滿洲炭は今日でも輸出餘剩能力が非常に小さくなつてきてゐるのであるが、滿洲國で、鐵の能力を上述のやうに大擴張し、その上、液化事業も大々的にやり、電力や化學工業も擴張するとなれば、鐵道自體の延長に伴ふ消費の増加と相俟つて、千五百萬瓩位の

追加需要はすぐに生じてくるおそれがある。さうなると内地向輸出は五箇年後に於ても甚だ心細からざるを得ない譯だ。

ところが、一方内地では目下石炭聯合會のエキスパートが熱心に研究してゐるところによると、合理的方法では五箇年二千萬瓩の増産がマキシマムだと見られる。さうとすれば、日滿全體の増産率を引き下げない限り、どうしても、滿洲炭の擴張計畫を、上記のスケールよりも遙に大きなものに組み直すことが絶對緊要事となる。

このことは現地で大部分が消費されるにせよ、内地へ一部分搬入するにせよ、コストの割安な點から見て、全く合理的なものと思はれるから、無暗に老朽的な或は生産條件の劣悪な内地炭坑のみに擴充工作を急がせないで、大いに滿洲の處女炭田開發に雄大な計畫を樹立すべきことが望ましい。

かうした擴張工作の割當て上の合理化に就ては尙ほ化學工業や輕金屬、機械工業等にも大いに再検討する餘地があるやうだ。だが、ここでは、さうした箇々の部門の割當て問題にはこれ以上深入りすることをやめて、更に論點を、も一步前進せしめよう。

三 日滿鮮間の相互連絡の緊要

そこで、擴充工作を全體的に検討するに當つて、最も重要視されねばならぬ點は滿洲、北支等の開

發計畫と日本、及朝鮮等の計畫との間に合理的な連絡を保たしめることである。これは、當然早くから採り上げられなければならないかつた問題であるにも拘らず、種々の障礙のために今迄漫然と閑却されて來たのである。そのために一方では滿洲独自の所謂「現地調辨主義」なる方策の下に、日本産業界との連系を無視して、獨善的の建設工作を發展させる傾きを生じた。その結果、強要的に、二十數億圓の巨額の資金を日本内地から吸ひ上げ、それを自分勝手の方法によつて消費するものであるかのやうな間違つた印象さへ生ぜしめてゐる。その他、北支にも數億圓の建設資金が要求されるといふやうな有様で、たださへ資金不足の折柄、内地金融團の頑強な反對がやうやく表面化され、そこで日本との聯關においてすべての計畫を再検討する急務が痛感される段取りとなつてゐるものと思ふ。賀屋聲明が此の再吟味を強調してゐるのは當然な要求に順應するものである。

かの滿洲で一時強調された現地調辨主義なるものは、おそらく國防的、戰略的見地から出發するものであらうが、結局日滿支を通ずる総合的な適地適業主義より餘り逸脱してはならないものなのではあるまいか？ 少くも日本の産業界との緊密な連系的發展の見地を閑却して、滿洲独自の「現地調辨主義」なるものを持ち出すことは正當であるとは思はれない。もし、此點を無視するやうだと折角プランをたててもその實行には困難が續出することになる。どうしても総合的連系を確保して、その上で日滿兩國間の物資の取引に關する各般の政策を改善する急務がある。例へば、通貨、爲替の統一、關

稅改正、資金、勞働力のやりくり、カルテル機構の連系、日滿一體としての國際收支の均衡化の努力等々……。

四 滿洲開發方策の再検討

ここでもう一段考察を進める。即ち、外地、殊に滿洲開發の基本方式の再検討が総合的見地から要求されねばならぬことである。一口で言へば、滿鐵と特殊會社との完全な獨占形態の下に於いて、溫室的に半官僚的のみ遂行されて來た極端な獨善的やり方を改めて、相當廣範な基本的部面の開發に對しても、内地産業家の企業的進出をなるべく自由に認めしめることが、開發のテンポを早める點から言つても、その能率を高める點から見ても、更に日滿産業の圓滑な内部的連系を打建てる點から見ても、この際是非共緊要な根本問題である。今迄のやうな獨善的なやり方で押し進む限り、開發は如何にも外見上整然と行はれるやうではあるが、いはば溫室内の開花と同様で、能率上は著しい犠牲を拂はされてゐる。しかも、内地の産業界から見れば、缺乏勝ちな資金だけを吸ひ取られて、肝心な企業經營には全然遮斷されてゐるのであるから、著しき不満が昂まり、消極的抵抗が生じることは自然である。なんといつても、今日のやうに開發當初の勃興時代には、もう少し自由な企業家の活動力を利用する方が有効であると思ふ。(勿論、現下の事態に於て、いはゆる自由放任は到底許されないに

はちがひないが。

此の滿洲開發に就て最近特に行き詰まつた問題とされるのは技術や勞働力が滿洲ではどうにも足らぬといふことであるが、これなども内地産業家に開發を開放することによつて、自然解決出来る一例ではなからうか、蓋し、開發企業は滿洲の方で勝手にやるから技師と勞働者だけ貸してくれといつてきても、内地側が、おいそれと之に應ずる筈はない。そこでもし、内地企業家に進出の機會を與へさへすれば、それこそ技師も内、滿兩工業の兼務といふ形で懸命に働くやうになるから、期せずして不足は補充されるやうになるであらう。

資金の問題でも同じことで、資金だけ吸ひ取るが仕事は自分の方で勝手にやるといふのでは、出し過ぎるのが當り前だが、もし仕事迄内地産業家に開放すれば資金のやりくりも自然解決出来るのではあるまいか？ これらの點、切に根本的の再吟味を要求すべき段階であると思ふ。

五 滿鮮開發の促進と内地産業家の態度

問題がここ迄突き進められたから、序に日本産業界の滿洲開發に對する積極的態度の緊要性をも論述しておきたい。

といふのは、一方で滿洲資源の開放を要求すると同時に反面では滿洲新興製品の内地輸入にも出来るだけ合理的な處置が緊要であるといふことである。それによつて、初めて、此の五箇年計畫は、ブロック総合的な建設的意味を持ち、眞の積極的開發工作としての、役割を發揮出来るからだ。といふのは、

(イ) 單に、滿洲新興産業等の勃興によつて、ブロック圏内の生産力擴大が生じるだけではなく、(ロ) その内地輸入による壓力で、内地同種老朽、劣弱産業の合理的再建設を促進することが出来るし、

(ハ) 一方滿洲國では、かかる増産品の内地輸出によつて、一時借入れた巨額の資本的負擔を確實に返還出来る。

(ニ) 日本は、かくて、割安の滿洲原料又は粗製品を買入れて、基本的な合理化をなし、此の新たな優秀な生産條件の土臺の上に、海外進出力を一層強化するし、又軍擴工作をも容易に推進せしむる實力を把握出来ることになる。

(ホ) ただ、滿洲新興品で壓迫をうける部門の日本産業界は内地工場(又は鑛山)の存続が出来難くなるであらうが、その代り、滿洲國の新興事業や内地の新興加工部門等に積極的に進出するチャンスをつかんで、いはば積極的に轉向することが不可能ではない。日滿兩國の政府は協力してかかる積極的轉向のために大いに助成的工作を行ふべきである。

そこで最後の問題は、滿洲國から壓迫される、此種の日本産業家の轉向を、政府はいかに助成すべきであるか——といふ點にかかつて来る。

考察を具體的にするために、特に問題となる炭坑業の例を採つて述べよう。此の部門に於ける、日滿融合政策の骨子を列記すると、次の如きアウトラインが得られるであらう。

(イ) 日本側では中小炭坑中、埋藏量乃至採炭量の多寡、その他採掘条件の良否、原價の關係等を基礎として、大部分掘り盡され、しかも原價高き老朽礦を閉鎖、または休坑せしめる。

(ロ) これに對して國家及び石炭聯合會は適當なる賠償金を支拂ふ。

(ハ) 閉鎖または休坑によつて不足となれる石炭、または今後の需要増加は、これを滿洲炭の輸入増大によつて填補する。

(ニ) 日本炭業の組織化と集中經營化を強制的に促進する。

これに對して滿洲側としては、左の二項について特別の考慮を拂ふべきである。

(イ) 滿洲炭礦に對し、内地炭業の投資を求め、以つて利益の共通をはかり、内部的融合を促進すること。

(ロ) 原則として、將來新たに開發せらるべき炭礦には内地の労働者を多數に使用せしめること。ところで、此の二つの要項中、第一項の日滿炭業資本の共通化は比較的容易にこれを實現し得るで

あらうが、第二項の内地礦山労働者の滿洲移入は可なりの實現困難が豫想される。しかし、

(イ) 單に眼前の營利的立場にのみ即せず、國民的、プロツクの發展の大局的見地よりして労働者の移住を實現するために最善の努力を拂ふこと。

(ロ) 滿洲土著の労働者を使用する場合にくらべて或は多少の生産費上昇を招來するであらうが、自然的條件が比較的優秀であることと、大なる組織、新しき技術を採用し、經營を合理化することによつて、内地炭業に充分對抗し得られるであらう。

(ハ) 今直ちに、例へば、撫順炭坑の數萬の滿洲人を内地労働者をもつて置き換へるといふが如きは、殆ど不可能ではあらうが、これを今後新たに開發される炭坑に優先的に使用することにすれば、賃銀はもとより、各種の施設その他の労働問題關係の諸障礙を除去し得る便宜が多であらう。

かく考へ來れば適當な國家的統制があれば、内地礦山労働者の滿洲移住は決して不可能ではないと信ずる。

かくて日滿兩炭業の組織化ができたなら、最後に日滿兩炭業企業間に國際カルテルを組織せしめるべきである。もし、國際コンツェルンの域迄發展せしめられれば最も望ましいが、とりあへずは國際カ

ルテルの形體で我慢しなければなるまい。しかし、特に注目すべきはかかる國際カルテルは從來の如く、滿洲炭の内地輸入を不當に妨止するものであつてはならない。又、日滿獨占體としての價格釣上げカルテルであつてもならない。要するに、日滿兩地域の炭坑業を内地の産業資本によつて共通的に經營せしめるに到る過渡的轉換の對策であるに他ならない。それ故、滿洲炭の内地利用を出来るだけ低廉の價格で可能ならしむるやう促進しつつ、一方内地炭業資本の滿洲進出を援助しなければならぬ。此點も亦、特に日滿炭業統制委員會の活躍を期待せしめるところである。

鐵鋼業に就ては、日滿融合による積極的解決は、もつと遙に容易であらう。といふのは、

(1) 現に、日本内地の製鐵業者は、銑鐵飢饉に苦惱してゐるのであるから、滿洲銑の輸入増加は、殆ど大した摩擦なしに内地製鐵業者によつて歓迎されるにちがひない。

(2) その上、日本製鐵の如き國家的大トラストの存在は、同じ滿洲國の國家トラストたる昭和製鐵との提携、結合を比較的容易に解決せしめるからである。

(3) ただ、此場合は前項にも論述した通り、日本政府の銑鋼一貫作業獎勵政策に若干の修正を施す必要が生じる。といふのは、滿洲國產の銑鐵を日本内地の加工業者が盛んに利用するためには、(鑄物銑の場合は別に問題はない) 厳格な意味の一貫作業ではないが、これは特別に、獎勵助成することとしなければならぬからである。

硫安その他の新興工業品の場合にも、大同小異的に、略ぼ同一方針の積極的解決が出来る筈である。いづれにせよ、滿洲開發に伴ひ、日本の老朽産業が淘汰されるのは必然の成行きであつて、これを阻止するは合理化の政策に逆行する所以である。しかし、その淘汰過程に於て餘り急激なる躍進をなすことは、忽ち内地産業界を混亂に陥れ、重大なる社會問題を惹き起すおそれがある。此の弊を避けるために日滿兩國の國際協働組合を組織せしめ、日滿兩國家の共同的最高統制の下に合理的融合を秩序的に促進せしむべきである。しかし、日滿産業の融合のためには、日滿カルテル化だけでは不十分である。内地産業家は速に滿洲の同種産業に向つて企業的に進出し、資本的に日滿融合の國際コンツェルン化を出現せしめなければならぬ。

六 滿洲開發と南方政策のバランス

以上は専ら日滿ブロック中心の考察だが、最近識者の中には日滿だけの自給計畫にばかり全力を没頭する考へ方を改めて、南洋方面の資源の利用と海外市場の開拓とに、今迄よりも大きな努力を拂ふ必要があるといふ意見が擡頭してゐる。わが海軍の存在はかかる遠大な國防計畫を可能とするために始めてその役割が認められるのであるから、すべてを日滿兩國の範圍内だけで調達せねばならぬといふやうな狭い片寄つた考へ方は、この際根本的に見直す必要があるといふのである。これにも一理は

ある。といふのは建設工作が日滿兩國の範圍を全然脱却出来ないものとする、物資の調達にしても勢ひ可なり無理な、割高な遣り方をも採らなければならぬことになる。もし、南洋方面をも考へに入れて、そこへも手足を伸ばすものとすれば、この無理は或程度迄調整出来るからである。筆者は、残念ながら國防的見地から南洋××がどこ迄可能かを判断することが出来ない。従て、戦時どこ迄此方面の物資に依存出来るものかを判断する能力もない。しかし、平時的採算から考へれば、南洋方面の資源に要望し得るものは相當大きいし、その開發の餘地はまだ今後に残されてゐることを略ぼ推察することが出来る。(例へば鐵鑛石、石油、生ゴム、錫、木材、燐鑛、ニッケル、ボーキサイト、クロム、麻、棉花、コブラ、バーム等々……)そして、現下の國策が平・戦兩時の要求を併行的に推進せしめるべきものだとなれば、此のいはゆる南進工作の検討も、十分時局的役割を持ち得ると思ふ。但し、物には順序あり、すべてを同時にといふことは不可能だとすれば、輕重緩急の綜合的斷定は餘程慎重を期すべきであらう。

第五章 五ヶ年計畫と産業統制

(準戦時産業體制化)

一 生産擴充とマーケット開拓

さて、論點を、ここで、も一度換へて以上の如き建設工作を一體民間企業のみが、果して有効に遂行出来るかどうか？ 國家が之を助成するとせばどんな方策が望ましいか？

おそらく、民間企業にとつては、擴張一段落後の反動不安が、既に相當濃厚に腦裡を往來してゐるであらう。この不安は今後益々濃厚になる筈である。そこで、企業家の「奮起」にも限度があり、どうしても、國家的助成が必要となる、それには、反動襲來に對應する國家的調整の用意と決意とを出來るだけ明示するのが第一である。

しかし、結局責任は大部分企業家の双肩にふりかかつてくる。そこで、今日から出来るだけ早く海外市場の開拓を助成するのが急務となる。これは併せて目先の國際收支のバランス化にも貢獻するのだから、一石二鳥の役割を持つといへよう。

一見すると重工品の如き軍需部門は、國內の需要にさへ不足してゐる位なのだから海外輸出の如き

は問題外のやうに思はれようが、筆者は断じてさうは考へない。國內の需要を相當抑制しても、輸出は一日も早く促進させておく必要があるとみる。例へば伍堂前商相の建てた鐵鋼計畫のやうに自給自足が完了した後でなければ、海外への輸出は許さないといふ風な官僚的、機械的の考へ方は断然まちがひだと思ふ。といふのは重工品など、今のうちなら、容易に進出できるが、時機を失して、世界的反動でも襲來したら、もういくら狼狽しても、手おくれであらう。かくて、國防的建設工作は、國內一般需要に對する抑制を豫想外に加重なものとするのを免れないことは豫め覺悟されねばなるまい。ともかく、生産上の五ヶ年計畫と照應して、是非共貿易上の五ヶ年計畫を明確に樹立する急務がある。尙ほ此の貿易政策上の問題に就ては後章で詳論したい。

(註) 擴充工作完了後の不安を表明する一例として七月三日の東洋經濟社説はいふ。

「要求されて居るやうな生産力擴大を計る爲には、言ふまでもなく其の間資本財の生産を大いにやらねばならぬが、生産力擴張が完成した曉に、其の資本財生産の爲に増した生産設備なり、労働者なり、技術なりはどう處置する積りであるか。永久に同じテンポの生産擴張が續き得るものなら、此の點は無問題ないが、さうでない限り、先づ此の點を考へてかゝらねば非常な無駄と混亂を招く虞がある。出來上つた状態だけを考へてそこに至る過程を考へない缺陷の一つの例だ」云々。

尙ほ、之に關聯して、既に民間實業界では反動襲來時の企業保險を政府に要望する意見が擡頭してゐるといはれる。

二 國策的特殊會社の役割

そこで國家は更に進んで、國策會社の建設を敢行して、民間企業家の活動を各方面に互つて大いに補足する覺悟が緊要だ。手近な例は最近商工省で目論でゐるといはれる工作機製造の國策會社の如きである。或は帝國燃料會社とか、採金助成會社とか、日本製鐵會社とかの如きである。おそらく、電力などでも未開發資源の開發には國策會社が要求されよう。

なんといつても、民間企業家による需要測定と軍部の國防的要求との間には必然に、可なり大巾のギャップが生じる。民間では現實の需要が確保されるとみなければ、仲々生産力を擴張させない。そこで軍部としては、

- (イ) なるべく、軍需のスケールの數年先迄の見透しをハッキリ指示するやうにし、
- (ロ) 出來るならば繼續的に先物注文をも與へ、
- (ハ) 更に資金の前拂とか低利貸付とかによつて積極的に擴張工作を助成するのみでなく、
- (ニ) 萬一、國防的需要が轉換するとか、一段落する場合に善處する國家的援助工作に充分の誠意を披瀝して不安の緩和につとめねばならないし、

(ホ) 國家の組織的な助成を背景とする海外市場開拓工作も勿論大いに積極的に進められるべきも

のである。

(ハ) 又、一方には、民間の擴張工作に必要な原料や労働力の確保と合理的な配給とを國家的に統制してやるとか、

(ト) 規格の統一、合理化によつて下請制度の組織化の完成を計るとかも緊要缺くべからざる工作である。

これに順應して、民間企業家も、自治的統制組織を整備し、合理化して、無駄のないやり方で能力の擴充とコストの低下に努力すべきであらうが、どうしても、民間企業の自治的活動だけでは、戦時の急激な需要膨脹に對應するやうな餘裕ある能力擴充は不可能といはねばなるまい。

もつとも、先進國のやうに軍需工業部門で海外に尤大なマーケットを確立してしまつてゐるものは此點餘程解決が樂な譯だが、日本の軍需工業の現段階では仲々これも急速には望まれない。

三 英國シャドウ・プランの例

そこで考へられる補強工作としては、

(イ) 一つは官營工廠の擴充——但し、これには能率上の重大な缺陷が不可避なつきものであるから原則としては特殊の専門的武器類の外は望ましいやり方とはいへない。

(ロ) そこで、英國で現に航空機事業の急擴張に採用したやうなシャドウ・プラン(「影の計畫」)がわが國でも大いに他山の石となる。

此のシャドウ・プランの目的は、準戦時體制から戦時體制へ移行した場合、急速に動員製作に任ずるにある。この計畫に基づく生産力の擴張は、政府が工場を新築し計畫に参加する數個の民間會社がこれを分擔して經營し、労働力を支給すると云ふやり方だ。言ひ換へれば國有民營主義である。

平時は部分品に對する發註及び普通の軍備計畫に必要な註文によつてこれを支持する。

そして、このシャドウ工場の効果は製作器具の重複を避け、節約をなし得るのみならず、監督機能の單純化を特徴としてゐるのであつて、同時に、各工場は各異る部分品製作に専心する關係上製作工程を著しく簡單化し、戦時においては未熟練労働でも容易に操作し得ることが出来る。

一體、英國の軍需工業統制は民間非軍事産業の戦時における急速な轉換を用意し、民間産業の統制に重點を置いてゐること、並に此統制に當つて絶對に當該産業の正常な發達を阻止しないといふ點に特徴がある。その爲に、超過利潤の抑制は利益率の%を一律に決めないで個々の場合につき協定し、株價の昂騰についても別に嚴格な統制の意向を有たないやり方である。かやうな英國型の軍需工業統制は、わが國の場合にも多くの妥當性をもつてゐるが、而も英國に比べて重工業部門の著しく立後れて居り、急速な擴充を望む特殊な事情からその妥當性は一層強められるであらう。

つまりここでは工場の建設は政府の資金でやるが、その經營は民間が請負ふといふやり方で、官・民協力が合理的に進められる。萬一の過剰能力に對する責任は勿論國家が引受けるのである。これは又、有事の際に對する、一つの組織的な訓練ともなるものである。

四 工作機械製造の國策會社案

此點で、最近注目目的となつてゐる一例を挙げると商工省の工作機械製造工業擴充案がある。それは五ヶ年五倍化の能力擴充工作であるから到底民間會社だけに任せてはおけないといふので目下次の二案によつて、具體的に國策會社建設が練られてゐる。

第一案——は政府及び五大メーカーの共同出資によつて資本金二、三千萬圓の半官半民の新會社を設立し新會社は五大メーカーが現に製作に従事しつつある工作機械の生産分野と重複せざる様新分野の生産増進を圖らんとするもので、特に高等技術の獲得、國產原料資材の高級化、熟練工の養成等に主力を注ぎ各種工作機械の需要増加に應ずることを目的とする。

第二案——は英國政府が航空機エンジンの製作に關し實施しつつある所謂シャドゥ・プランに倣つて政府出資による組立工場を設置する。一方政府に於て一定の計畫を樹立し政府の右計畫に参加する工作機械工業をはじめ殊に一般機械工業を動員して各種工作機械の部分品を製作せしめ前記

組立工場において組立を行ひ工作機械の製作工程を部分化、單純化して平時より生産能力を培養し一朝有事の際直ちに大量生産に入り得しむることを目的とする。

兩案は何れも利害得失があるので商工省でも我國工作機械工業の現狀に鑑み慎重研究を進めてゐるが何れの案によるにせよ、これと併行して工作機械工業の助成監督及び統制に關する單行法案を立案する方針に略決定してゐるといはれる。(七月五日、東朝による)

五 「戰時會社」型の國家統制

それでは此種の國策會社がどんな國家統制に服すべきかといふと、筆者は、嘗て世界大戰中ドイツあたりで盛んに採用された「戰時會社」型の統制が、これからは他山の石として模倣されるのではないかと思ふ。その統制の骨子といふのは第一章でも觸れたやうに、それぞれ特別統制法が制定されて、(イ) 主務大臣(及其の事務局)とそのブレイン・トラストとしての統制委員會(エクスパート諮問委員會)があつて、國家的の最高統制計畫を指令し立ち入つた監督をする。

(ロ) 國家トラスト(乃至國家カルテル)が強制的に建設される(例へば合同航空機會社、合同電力會社乃至強制石炭組合、強制肥料業組合等々……)。之が當該産業の管理主體乃至自治的統制體となるのであるが、その重役又は指導者の任免、建設及營業計畫、利益處分等はすべて政府の軍

國的立場からの認可を必要とされる。又政府の監督官の周到な取締に服する。

(註) 合同體といつても必ずしも独占的トラストの出現を要せず。例へば日本製鐵會社の如き指導的大會社の數個が對立して集中的産業構成を形造る場合も多いであらう。

(ハ) かくの如く産業自治とはいひながら、國家の高度統制に服する代りに他方では生産力擴充のために建設資金の融通、補助金、免税、軍部註文の確保、輸出投費の補償、その他技術上の研究費の補助等種々の重要な助成的恩恵に浴するし、場合によつては配當金保證等も與へられるであらう(その代り配當率の最高限度が命令される等々)。

かうなると民間企業としての自治的活動の面白味は可なり減殺され官僚化する傾向も免れないが、しかし、何から何まですべて細大もらさず國家の指令を受けるといふ風な窮屈極まる官僚的形式を考へるのは當らない。實際はそこに融通無碍の途もやりやう次第では打開されるのであつて、國家統制主義の成否の重大な別れ目も一つはかうした統制技術の巧拙にかかるところが多大であらう。結局、電力その他の公益事業、石油、液化事業、石炭等の燃料及動力事業、鐵鋼業、航空機、自動車、工作機工業等の特殊機械工業、肥料工業、採金業等は差當り可及的迅速に此種の高度國家統制下におかれるものと信じる(尙ほ緊急狀勢の進行と共に他の重要部門も亦此種の統制下におかれるものが増加するであらう)。

(註) 國策會社の一例としての日本製鐵會社の統制要目

- (一) 日鐵は製鐵業確立を計るため設立する。
- (二) 株式の過半は政府の所有とする。
- (三) 監理官を設け、檢閲、監視を嚴重に行はしむ、監理官は重役會議で意見を述べらる。
- (四) 軍事上、公益上、及業務監督上必要な命令を行ふ。
- (五) 重役の任免、定款變更、利益處分、その他重大事項(業務の一部の廢止、休止を含む)に就ての認可權。
- (六) 公益の見地より會社の決議を取消し、重役を解任する權限等……。

(註) 戰時型統制の一例としての製鐵事業法案の要目

- (一) 全國的許可制——事業の創立、設備の増減、變更、作業の休止、讓渡等すべての許可制。
- (二) 政府は鐵鋼業者(實はそのカルテル)に對して供給數量、價格、條件、需給調節上の必要な命令權を持つ。
- (三) 設備の擴充、改良、作業方法變更の命令權。
- (四) 軍事上の特別命令權——軍事施設の命令。
- (五) 監督、檢閲、報告徴收の嚴格な規定。
- (六) 特殊の助成規定。
- (七) 政府のエキスパート諮問機關として製鐵業委員會をつくる。

六 兵器官營工場の擴充と合理化

國策會社の話が出たから、此機會に、一般には閑却され勝ちな兵器官營工場の擴充と合理化に就て

私見を述べておかう。

原則的にいへば軍需工業の國營化は筆者の採らないところであるが、特殊の軍器類に就ては、止むを得ず國營工場を擴充する外に途はないこともある。マーケットの大部分が正規的に軍部に限局されてゐるものとか、特殊の祕密兵器類が之である。のみならず、わが國營兵器工場に就ては次の如き特別の役割も考へられる。

(イ) わが國の民間軍需工業は尙ほ世界市場を對象とする先進國の如く高度の(量的にも質的にも)發達を遂げてをらず、むしろ官營工場の指導の下に温室的生長をなしつつある段階のものが多から、生産力の急擴充のためには民間工場の擴充と併んで官營工場の擴充が比較的重要な役割をつとめ得ること。

(ロ) 右の事情あるが故に、官營工場は技術的研究、改良の點でも民間工場に對する綜合的、共同的指導、保育機關の役割を果しつつあるもの多く、從て此の機能を充分發揮せしむるだけの積極的施設をここに加へることが望ましいこと。

かくして此種の官營工場は、

(イ) 民間工場の爲の技術的指導體となり(その爲に官、民間業者の緊密なる戰時經濟的協働作業の實現が切望されねばならぬ。即ち平時經濟下に於ては各工場は夫々独自の技術や設備を單に私

的、個人的獨占物として取扱ひ、他工場との連系、共同使用の如きは用心深く回避してゐるが、戰時經濟下に於てはさうした獨善主義は或る程度迄改善され、國家利益への奉仕のために出来るだけ合理的な共同利用の途が開かれねばならない。但し、各工場の苦心の結晶を全然無償で競争者に利用せしむる如きは生産能率の向上心を助成する見地から回避されねばならぬであらうから官營工場をして、先づ以てさうした共同利用の指導者となさしむべきである。)

(ロ) 反面には、民間工場への刺戟劑として、生産能率向上のための競争者の役割をつとめねばならぬ。(例へば生産費低下の指導體たること等々……)

(ハ) 更に官營工場はその部分品類の下請注文を民間中、小工場へ多量に發する關係を通じて強力なる中、小工業統制の原動力として作用すべきである(此の見地からも、官營工場は民間大工場と協力して軍需關係の中、小工業の合理化のために指導體たる役割をつとめるべきである)。

如上の官營工場の擴充と併んで、筆者はその經營の合理化に特別の注意を要求せねばならぬ、蓋し一般的にいへば官營工場はその經營能率の點に於て民營工場より著しく低劣なるを常態とする。それは、いはゆる官僚主義の弊風から脱却し得ざるがためであり、無競争であり且つ營利的刺戟を缺くからである。軍需工場に於ても、その弊害は容易に一掃し得ざるものと考へる。

それ故

- (イ) 軍需工場關係の役員を出来るだけ經濟専門家的に訓練し、
- (ロ) 民間工場との經營上の連系を緊密にして、實業家風經營の長所をつとめて吸收することを心掛けしめ(特に計理制度の改善、能率中心の進級拔擢主義の採用等々……)
- (ハ) 特別の嚴密なる監督官(單に技術上のみならず經營能率上の見地から)制度を設けて、經營合理化に對する強烈なる刺戟を注入するやう努力せしめねばならぬ。

七 重要産業統制法の準戰時化

一般重要産業に對する國家統制は、從來通り、重要産業統制法の適用をうけるものであるがここに此の統制法の國防經濟の見地からの強化過程を述べておかう。

原則としては、差當りこれらの部門に就ては、餘り立ち入つた企業管理的統制を加へない方針で進むものと思ふが、併し、此の統制法を利用してカルテル機構の高度化及び國策化への助成は他く迄貫徹されて行くであらう。過般商工省では此の統制法を改正して從來のカルテル助成から、その消費者本位の取締へと主眼を轉向すると聲明したが、それは慎重な再吟味を必要とする。蓋し、從來のカルテル統制が専らその助成にのみ主力を注いでゐた點から見て今後消費者利益の擁護にも統制目標の一半が振向けられるといふことは、如何にも合理的に思はれる。といつて、此の軍國的建前の下にカ

ルテル禁壓的統制が始るべきだとも考へたら勿論大まちがひだ。それどころか、カルテルの助成強化それ自體はおそらく今後に於てこそ、より一層徹底的に積極化されねばならぬものである。なぜかといへば、現下のわが統制主義の第一目標は生産力の急速な擴充にあり、従つて又大陸市場の獨占的確保にあるのだから、否應なしにカルテル・トラスト的結成機構を痛切に要求せざるを得ないといふ事情が嚴存するからだ。かうみてくれば「消費者大衆の利益を積極的に擁護する」といふ目標は首肯出来るとしても「生産者即ち資本擁護の必要は極めて稀薄となつてゐる」といふ見方は妥當でない。わが現下の情勢に於て生産力助成のためにはなほ生産者擁護の必要は甚だ切實なものがあると考えよう。又世界大戰當初ドイツの經濟動員が圓滑に進捗したのは全くカルテル化の發達してゐた御蔭であつたといふ事實を考へ併せてみれば、カルテル助成の急務は一層痛感されよう。産業統制法の進路に關聯して參考となるものは、何よりもナチス・ドイツの強制カルテル法(一九三三年)であらう。それは要するにカルテル強化によつて國民經濟的組織化を發展させると同時に、その機能を單純な獨占主義から脱却させて半公益的奉仕主義へ——即ち「國策化」へと誘導して來ようとするところに此強制カルテル法の根本方針が据ゑられてゐるのであつて、わが國現下のカルテル統制政策も今やかかる統制強化の方向へと動いて行かざるを得ぬものと信じる。

かかる立場から、過般の重要産業統制法の改正をみるに、

- (イ) 統制法はカルテルだけではなく、トラスト、コンツェルンの合同體にも適用すること。
- (ロ) 第一條及第二條いづれにも同業者二分の一乃至三分の二とあるのを頭數のみによらず、生産力にもよること。
- (ハ) 第二條を強化し、主務大臣よりアウトサイダーにも強制的服従を命令出来るやうにすること(但し強制加盟に非ず)。
- (ニ) 主務大臣は一定部門の新設及増設を禁止し又は許可制を布く権限を持つこと。
- (ホ) 第三條の公益規定の發動を明確に限定し、消費者の立場を一層擁護すること。
- (ヘ) そのために生産、販賣、在庫等營業上の届出乃至檢閲權を強化せしめること。
- (ト) 統制委員會の組織を強化し、産業家の自治的統制の仕組みを完成すること(此のために綜括的委員會の下に部門別の小委員會を設けること)。
- (チ) 統制法の適用範圍を植民地にも擴大する(又必要に應じ滿洲國の産業との間にも適宜協定の實をあげるやうに努める)等々。
- 從來の法律に比べれば一步前進の感はあるが、國防經濟化の立場からみれば以上の改正の外に更に少くとも次の諸項が要求されることにならう。
- (1) アウトサイダーをカルテルに強制的に加盟せしめること、

- (2) 場合によつては劣等工場を閉鎖して優秀工場に強制的に生産力を集中せしめ、その生産擴張を促進すること、
 - (3) 企業者聯合をして單に生産及取引上の統制機關たるに止まらしめず同業者の協働的合理化機關(共同施設、原料調達、金融、販路分配等々……)として活躍せしめるやう改造を促すこと、
 - (4) 合理局を擴大、強化して、有力なる産業統制局を新設すること(之は一部分不完全ながら實現されてゐる)、
 - (5) 生産及價格の決定を統制局の認可事項とすること、
 - (6) 罰則の重課。
- 等が斷行されて行くものと考へる。

八 一般カルテルの共同組合化

要するに、此の改正の主眼點は「營利専門のカルテルから全體主義的組合化」へといふことである。此ことは元來中小工業では盛んに行はれてゐることなのであるが、中小工業に限らず、全工業を同業者の組合制度で地域的に部門別に統制することは統制經濟の建前から云つて望ましい。今直ちに全部門に及ぼすことは差控へるとしても、尠くとも、時局産業だけなりとも斯うした組織に編成替へする

ことは必要であらう。原則的には勿論強制加入制を採る。この場合、大工業と中小工業、殊に手工業的極小經營とは之を別様に取扱はなくてはいけない。ドイツやイタリーのやうに、手工業だけを同種の工場工業的大工業とは全然別個の系統に統制するのも一つの手であらうし、或は單に組合を異にするとか、(現在工業組合でもみられるやうに)その他色々な方法も考へられるであらう。

この場合注目すべきことは、大工業における既存の任意カルテルがどうなるかと云ふことである。或は任意カルテルがそのまま組合に改組される場合もあらうし、一旦解散してメンバーを多分に異にした別個の組合を組織する場合もあらうし、場合によつては直ちに解散しなくとも、一時的ながらもカルテルはカルテルとして存続しながら別に組合を組織すると云ふやうな例外的場合もないではなからう。だが、原則としては従來の任意カルテルはこれを解消して新に同業者の組合を組織する。同業者の組合は、従つて、當然、従來カルテルが行つて來た各種の統制事業を行ふとともに、他方同業者の組合本來の共同事業を行ふ。

カルテルの組合化——これは、經濟團體の自己本位の市場政策から共同經濟、全體經濟主義への轉向の線に沿ふものと云へる。殊に市場統制政策と、共同經濟的活動とは之を密接に關聯せしめ、むしろ前者をして後者の基礎の上に立たしめるやうに仕向けねばならない。これによつて専恣的市場政策を封じ、公正なる原價計算に立脚せる市場政策を實行せしめる。これが爲めには、經營の内部組織の

改良や技術の改善及び組合全體にわたる統一的簿記制度の採用等を必要とする。

九 中小工業の統制強化

わが國の中小工業は量的には甚だ重要な國防的役割を演じてゐるのであるが、質的には甚だ劣弱である。ここに彼等をいかに合理化し助成するかが當面の大問題となる。

これも根本的建前は大工業の場合と同じであるが、具體的には工業組合法の強化、擴充を中心として進む外に途はなからう。

工業組合も近來外形的には順調の發展をみせてゐるやうだが、その内部的統制力はまだ不備のものが甚だ多いし、又同業組合、商業組合などの相互連繫の點で組織の改善、整備を要するものが甚だ多いやうだ。前記の大工業統制の場合とちがつて、ここでは政府は専らかうした組合組織の綜合的統一化と強化による共存共榮的努力の促進に全力を集中するであらう。それには既に數年前(昭和三年)に商工省で立案發表した次の如き組合制度改善案が、大體妥當な方向を指してゐるものと考へられる。

組合制度整備案要綱

- 一、現行の重要物産同業組合法、同業組合準則、重要輸出品工業組合法及輸出組合法を廢止し、單一組合法規(例へば商工組合法)を制定すること

- 二、企業者は互助統制の目的を以て各別に組合を組織せしむること、但し特別の必要あるときは兩者を一丸とする場合をも認めること（商工業者を包括する組合組織に於ても商業部、工業部、貿易部等の部制を設け、成る可く利害の共通なる者を先づ結合せしむる方針を採ること）
- 三、同種の組合間は素より商及工の組合の間に於ても聯合會の組織を認めること
- 四、組合は出資制度に依ること
- 五、組合員の加入は任意とすること、但し統制取締の必要ある場合に於ては重要輸出品工業組合法第八條の如き規定を設けること
- 六、組合の事業は左の通りとすること
 - イ、生産設備に關する共同施設
 - ロ、原料の共同購入
 - ハ、製品の共同販賣
 - ニ、倉庫の建設及經營
 - ホ、組合員間の金融
 - ヘ、研究調査指導
 - ト、検査

チ、生産數量價格取引條件、販路等に關する協定
リ、其の他組合の目的を達成するに必要な事業
各組合の事業は實際に於ては右に掲ぐるものの中、其組合の事情に應じ最も適切なるものを選び劃一の弊に流れざるやう注意すること

七、同業者間の不當不正なる競争若くは協定を防止する爲特に組合法中に取締規定を設けること
かういふ風に組合制度を統一すれば、組合相互の對立や摩擦を止揚することが出来るし、對外關係の整調などにも著しく効果を高めることが出来る。元來商工省の説明によれば、工業組合が制定されたとき同業組合法は廢止すべしといふ議論が相當行はれてゐたのであるが、當時の自由主義の事無かれ主義から、一部業者の反對でぐづぐづと沙汰止めとなつたものらしい。同じやうな組織を二重にも三重にも併存させておくことは統制の強化から言ふと甚だ拙劣なやり方だと思はれるから、此の機會に、是非宿年の改革を商工省に斷行させることが要望されよう。

それと同時に工業組合の準戰時化的統制も勿論必要である。之に就ては商工省が去る七十議會に提出した次の改正法案がある。

工業組合法改正要綱

- 一、重要工產品ノ指定制度ヲ廢止シ工業組合法ノ適用範圍ヲ擴張スルコト

- 二、組合ノ事業範圍ヲ擴張シ組合員ニ對スル債務ノ保證ヲ認ムルコト
- 三、組合ニ對スル監督規定ヲ整備スルコト
- (一)重要ナル統制事業ヲ行フ組合又ハ聯合會(全國地區ノ組合若ハ地區方道府縣ノ區域ヲ超ユル聯合會、法第八條ノ統制命令アリタル組合若ハ聯合會又ハ強制設立ニ係ル組合若ハ聯合會)ノ理事ノ選任及解任ニ付テハ行政官廳ノ認可ヲ受ケシムルコト
- (二)統制規程ニ基キ製造若ハ加工數量又ハ販賣價格若ハ加工料金ヲ定メタルトキハ之ヲ届出デシムルコトトシ且必要アリト認ムルトキハ之等ノ變更ヲ爲シ得ルモノトスルコト
- 四、組合ノ統制確保ニ關スル規定ヲ整備スルコト
- (一)組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ違約物品ニ對シ抑留其ノ他必要ナル處分ヲ爲シ得ルモノトスルコト
- (二)法第八條ノ統制命令ニ關スル規定ヲ整備シ其ノ取締ニ關スル規定ヲ設クルコト
- 五、當該工業ノ統制ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル爲テ必要アリト認ムル場合ニハ統制事業ノミヲ行フ工業組合ノ設立ヲ命ジ得ルモノトスルコト

即ち不完全ながら組合の實力の擴充とその國家的統制の強化といへよう。

尙ほ序に茲で一言しておきたいのは、中小工業の組合的整備と併んで、是非其の金融難を緩和するために商工中央金庫の如き有力な金融機關を擴充してやり、金融資本から見捨てられてゐる不遇の業者を更生せしむることだ。從來大藏省では中央金庫などには冷淡な態度を持して來たが何といつて

も一般商業銀行の小口貸付などは不備の點が多いから、かうした中、小工業獨特の國策的機關は缺くことが出來ない。既に農業部門のためには産業組合中央金庫があるのだから、少くとも、それと匹敵する位の大スケールの商工金庫が要求されるのは當然だと言はねばなるまい、

一〇 中小工業の地方化

近年軍部では軍需註文の發行に際して當該府縣その他の地方官廳と連系をとり、府縣工業組合を效果的に動員し、更に府縣技術研究所その他の公立共同機關をも動員して、中、小工業の組織的、合理化作業を促進することに乗り出した。これは緊急動員計畫の見地から見ても甚だ注目すべき政策であつて、今後は單に軍部のみでなく、大企業と下請業者との間にも出来るだけ類似の協同工作が一般的に採用されることにならう。

此の問題は更に工業の地方化問題の一部分として大觀されねばならない。現に商工省では此地方化に非常に努力してゐるが、最近の工務局長の發表した論文によると、現今の工場分布は極めて不合理なもので特に「機械工業、金屬工業、染織工業、化學工業、其他各種の工業に互つて検討すると、中には地方に工場を移し又は工場を新設して經營する方が却て生産費の低下を増し、企業を合理化し、或は健全化する所以であると斷定し得るものが尠くない、殊に今日の如き交通通信機關の整備發達は

運送費及通信費の軽減を來し、又標準規格の普及と機械器具の進歩發達は、昔日の如き所謂熟練勞働者を多數に必要とせざるに至つたので、此の點は工業の地方化の必要を切實に物語るものと云ふことが出来る。

更に地方農山漁村等に於ては調査研究が不充分な爲に工業の原料又は材料等にして未だ充分に活用せられてゐない資源も非常に多いので、之等の未開發資源を利用する爲、作業機械設備、製造技術、經營形態、資本等の關係に就て充分なる調査研究を重ね以て具體的に地方の特殊工業の開發指導方策を講ずることは、今日に於ては最も有效適切なる地方振興策の一であると考へられる。

斯の如く工業の地方化は工業自體の合理化の上から見極めて必要な事項であるのみならず、同時に之に依て農山漁村等の餘剩勞力は巧みに利用せられることとなり、未開發の資源も開發せられ、更に適地工業の發達をも促し、自ら地方農山漁村の振興に資することともなるのである。

又翻つて國防上から見ても、平時から汎く地方農山漁村に工業上の知識及技術を普及して置くことは、非常時に於ける總動員計畫等の上にも甚だ有意義なことで、今後には到底輕視することの出来ない貴重な國防資源となるものであるので、工業の地方化は斯る方面から見ても謂ば一石數鳥の効果を有つて居る。〔工業組合・六月號小島新一氏による〕

一一 下請工業の合理化

さきに述べた下請工業の助成組織化も亦此の地方化の一部分をなすものとみられる。軍部と併んで商工省でも、その助成に努力してをり、次の如き助成計畫方針を發表してゐる。

下請工業助成計畫要綱

- (一) 下請工業の助成は差當り機械工業、金屬工業、木工業、その他實行容易なる業種に付之を實施すること
- (二) 本計畫の實施に就ては本計畫の本質に鑑み商工省に於て全國的に統制すること、従つて官廳用品を地方の中、小工業者に下請せしむる場合には其の下請の方法其他に關する計畫の大意に付成るべく豫め商工省と連絡をとること。
- 大工場、問屋等よりの下請註文に付ては前項に準じ商工省に於て關係官廳及業者と連絡をとること。
- (三) 下請工業助成の實施に關しては地方廳をして中小鐵工業、木工業、其の他の業種の當該業者を以て工業組合を組織せしめ、之に依り業者を綜合統制し工業組合の機關を通じて受註其の他の施設を爲さしむること

- (四) 受註に際しては、地方廳をして受註品の分配割當、納期、品質、規格等に付監督を爲さしめ、嚴重なる原材料の検査、工程検査及製品検査等を行はしむると共に當業者の指導に當らしむること。
- (五) 下請工業に關し地方廳をして具體的に當業者の精神、技術、經營方面に關し相互啓發の途を講ぜしむること。
- (六) 下請工業に關し各地方の製品は成るべく異種のものたらしめ同一地方には成るべく同種の製品の註文を發する様統制すること。
- (七) 下請工業に關し新たに註文を受けんとする場合には地方廳は當業者をして之が試作を行はしめ速かに受註の途を講ぜしむること。
- (八) 本計畫の實施當初に於ては差當り既設工場の利用を主とし作業機械、設備の擴張は成るべく之を避けしむるの方針を以て進むこと。
- (九) 本計畫の實施に關しては地方廳をして下請の方法、品目、數量、金額等大體の計畫に付速かに之を商工省に報告せしめ其の他下請工業の實施狀況並に之に關する各種の施設に付常に商工省に報告又は打合せを爲さしむること。
- (十) 地方廳をして下請工業及各種工業の地方化を促進する爲め地方的の委員會を設置せしめ商工省

の地方工業化委員會との連絡を圖らしむるの方針を以て進むこと。

前項の地方的委員會の設置に當りては豫め商工省に打合せを爲さしむること。

(十一) 地方廳をして有能なる職員を設置せしめ、技術、經營、統制等の指導監督に當らしむること。尙昭和十二年度に於ては下請工業の助成其の他地方工業化に關する施設を一層擴充整備する爲、之に要する經費として、總數七十餘萬圓を計上して、今後は地方工業化の實施及普及に一段の努力を致さうとして居る。(小島工務局長、前掲論文による)

元來、今日の下請工業は、或意味に於ては軍需大工場が將來の反動期に備へるため、その作業擴充を極力手控へようとする警戒心から、部分品を外部の中、小工場に請負はせるといふ仕組みをとつたといふ傾向も少くない。従て、下請工場の方でも、充分本格的な用意と研究と施設もなしに漫然と目先の繁忙に追いつかはれてゐる弊もある。軍部や商工省あたりが、此際積極的に統制と改善とに乗り出して、大いに、本格的な地方化と能力擴充化(殊に下請工場の質的向上)とに助成的努力をつくすことは一日も等閑に付することが出来ない急務だと思ふ。

工務局長の前掲論文に於て、「商工省では此の計畫の本質並に工業の性質から考へて、地方工業といふものが新しい工業組織として、將來我國の經濟機構上極めて重要な意義を有つものとなるだらうと云ふ見地から、之を全國的に統制し、鞏固な組織の下に技術の普及向上と經營の合理化とを圖り、以

て地方工業化の實を擧げたいと考へて居る。」と述べてゐるのは、まことにその通りでなければならぬ。

第六章 滿洲五ヶ年計畫と新産業統制法の役割

以上は専ら日本國內の産業統制に就て語つたのであるが、滿洲國でもいよいよ五ヶ年計畫の遂行を契機として去る五月から重要産業統制法を制定した。この機會に此の新法制の日滿綜合開發工作に及ぼす役割を考察することにしよう。

一 滿洲國の産業統制主義

滿洲國の重要産業統制法（去る五月一日公布）を語るには、是非とも滿洲國の經濟建設の根本方針に觸れておかねばならず、それは『經濟建設綱要』（昭和八年三月）の一瞥を必要とするのである。

そもそもこの建設綱要は方針として特に次の四項を掲げて、その統制的開發主義を明にしてゐる。

(イ) 國民全體の利益を基調とし、經濟發達の利益が一部階級に壟斷さるゝの弊を除く。

(ロ) 國內資源の有効なる開發と經濟各部門の綜合的發達とをはかるため、重要經濟部門には國家的統制を加ふ。

(ハ) 諸外國の資本技術等に對しては門戸開放機會均等の精神に則つて進む。

(二) 善隣日本との協調に重心をおき相互扶助の関係を益々緊密ならしむ。一切の形式的なものを省略して、實質的な要點を、この綱要から拾ひ上げるとすれば、結局日滿兩國の結合と國家的統制政策の強調につきるといへるであらう。そして、この兩點はいづれも、建國當初から一般に推定されてゐたことを確認せしめるだけのもので、別に新奇な注目に値ひするものではない。

二 國家統制の指導原理

ただ、問題なのは國家的統制の指導原理如何であるが、それに就ては、綱要のうちに「無統制なる資本主義の弊害」を抑制し、「資本の効果を活用」するといふことが述べられてゐる。結局、所謂修正資本主義的統制といふに近いものとみて差支へあるまい。滿洲事變勃發當初よく強調されたやうな國家社會主義とか大資本排撃とかいふスローガンは緩和され、妥協されたものとみていい。尤も綱要には「一部階級の利益獨占を抑へる」といふことが力説されてはゐるがこれは特に大資本團の滿洲進出を抑止する意味ではない。中小資本の共同投資は固より歓迎するところであらうが、現代的大企業の急速な建設は、大資本團の參加なくして成功する筈はない。綱要の真意は一部大資本團による不合理な獨占的搾取の排撃といふことであり、それには資本を歓迎しつつ、その行動を公益的に統制指導するの外はないといふ意味に解すべきである。

三 現實的な統制方策

右の指導原理に基いて、どんな統制が實際に行はれたか？ これに就ては先づ次の三項が基本的方針としてあげられてゐる。

(イ) 資源及び産業全般に互る調査を行ひ、一般經濟計畫の統制を爲すこと。

(ロ) 國防的若しくは公共、公益的性質を有する重要事業は國營又は特殊會社をして經營せしむるを原則とすること。

(ハ) 右以外の産業及び資源等各般の經濟事項は一般に行政機關を通じて法制的統制を加ふるに止め、民間の自由經營に委すこと。但し特に、國民の福利を重んじその生計を維持するために生産、消費の兩方面に互り必要なる調節を行ふこと。

即ち第一に、滿洲國では一般經濟開發の綜合的計畫化を企圖してゐる。これは從來の日本は勿論、資本主義諸國の間には實行されなかつたことで、見やうではソヴェート・ロシアの五ヶ年計畫案の如きものに近似するとも想像される。事實、どの程度にまで一般的プランニングが立ち入るものであるかは、第二次五ヶ年建設政策の遂行等に徴すべきであるから、今後の実績によつて考へる外はない。

しかし、曲りなりにもソヴェート・ロシア流の建設計畫を目ざしてゐるとするならば、それにはどうしても調査、研究機關が徹底的に擴大され、充實されることにならう。

次に、公營又は特殊會社をして經營させるといふ國防事業又は公益事業とはどの範圍のものに限局されるのか？——これは考へやうで、可なり廣狹の開きが大きいやうだ。綱要中に聲明されてゐるものを中心として公營及び特殊會社經營の範圍を推定すると次の通りになる。

(1) 國有林の經營、(2) 砂金及び金鑛のうち國有のもの採掘、(3) 國防鑛産資源の開発、(4) 農工業への金融のための特殊機關、(5) 鐵道、(6) 港灣、(7) 空運、(8) 鐵、石炭の大部分、(9) 中央銀行及び之に附帶の特産取引、(10) 電氣、(11) 瓦斯等々……

かうみてくると、現に滿洲で重要産業と考へられてゐるものは、農業以外は大部分國營か特殊會社の經營に俟つことになるのであつて、これを通じて最高度に近い國家的統制に服するのである。

四 統制部門と自由部門

かうして、滿洲國經濟建設の根本方針は一應は確立された譯だが、この『建設綱要』の發布された當時はまだ、内外各方面に國家社會主義的イデオロギイに對する不安が強く流布されてゐて、日本資本の對滿進出はそのためにも可なり逡巡をみせる有様であつたから、翌昭和九年（康徳元年）六月、

滿洲國政府は重ねて聲明書を發表して、切に日本資本を歓迎する態度を鮮明にしてきた。そに所謂自由企業と統制企業との區別を具體的に次の如く明示して、統制範圍の限定を試みた。

(第一種) 國營、公營、又は特許による事業——(一) 特殊銀行業 (二) 貯蓄銀行業 (三) 中央銀行 (四) 彩票若くは割増金付債券發行及業務 (五) 郵便 (六) 鐵道（地方鐵道及専用鐵道を除く）(七) 電信電話（無線放送事業を含む）(八) 航空業 (九) 競馬 (一〇) 屠場 (一一) 家畜市場 (一二) 國有林に於ける林業 (一三) 阿片、コカイン等の取引及び加工業 (一四) 國有鑛區の採金事業 (一五) 鐵、石油、輕金屬原鑛等國防上必要な鑛物の採掘事業 (一六) 輕金屬製鍊事業 (一七) 製鐵、製鋼事業 (一八) 油母頁岩工業 (一九) 電氣事業 (二〇) 火藥製造業 (二一) 其他軍需工業 (二二) 度量衡器製造事業

(第二種) 認可による事業——(一) 普通銀行業 (二) 保險事業 (三) 地方鐵道（一般軌道を含む）(四) 自家用専用鐵道 (五) 自動車運輸事業 (六) 河川小運送業 (七) 海運業 (八) 小運送業 (九) 漁業權による漁業 (一〇) 入漁業權による漁業 (一一) 既特許林場權讓渡による林業 (一二) 羊毛及棉花の加工業 (一三) 狩獵 (一四) 罌粟の栽培 (一五) 國有鑛區以外の採金事業 (一六) 石炭採掘其他 (一七) 石油製精事業 (一八) 瓦斯事業 (一九) 自動車工業 (二〇) 硫安工業 (二一) 酒精工業 (二二) 曹達工業 (二三) 煙草製造 (二四) 製鹽業

(第三種)は自由に企業し得べき事業——(一)自営による農牧業 (二)一般漁業 (三)農畜産物の加工業(二の一二を除く) (四)製材業 (五)水産物の取引業(二の二四を除く) (六)畜産物の取引業 (七)農林産物の取引業 (八)パルプ及び製紙業 (九)製糖工業 (一〇)製粉業 (一一)醸造工業(二の二一を除く) (一二)食料品製造工業 (一三)油脂工業 (一四)セメント工業(生産統制を要す) (一五)紡績工業 (一六)染織工業 (一七)皮革工業 (一八)一般製薬工業 (一九)機械工業 (二〇)窯業

これで一應統制の限界は明白となつたやうであるが、事實は第二種と第三種との間の區別が必ずしも鮮明とはいへなかつた。殊に第三種部門即ち自由部門に属するものにも行政官僚の手加減で可なり面倒くさい認知的干渉が行はれてゐたし、従て、自由企業の激濁たる活躍を少からず阻碍する傾きもなくはなかつた。そこで、今回の重要産業統制法ではかかる不安を一掃し、統制法の適用産業に對しては許可主義を採用して統制の内容を明示する代り、指定産業以外の一般企業は擧げて自由企業となし、起業の完全なる自由化を與へたのである。即ち法定根據なくして、その場限りの行政的手加減による統制はこれを廢止することにしたのである。

五 統制部門の範圍擴大さる

そこで、先づこの統制法の適用を受くべき指定産業を分類すると

- (一) 國防または基礎産業——兵器、航空機、自動車、液體燃料、鐵鋼及び其他金屬精鍊業、炭礦
- (二) 纖維工業——毛織物、綿絲紡績、綿織物、麻紡績
- (三) 食料品工業——製粉、麥酒、製糖、油房
- (四) 化學工業——ソーダ、肥料、パルプ、マツチ
- (五) 窯業——セメント
- (六) 嗜好品工業——煙草

となつてをり、これによると、さきに、自由企業とされてゐた部門に属するものも、可なり多く指定産業に繰り入れられてゐる。例へば、紡織業、食料品工業、セメント工業、パルプ、マツチ工業等がそれである。かうなると本當の自由企業部門といふのは、滿洲國の現状では、殆どとるに足らぬ微小部分となつてしまつたのである。即ち、滿洲國の産業開發は、特許會社を初めとして、すべて許可制度の下に嚴密な統制計畫に服して行はれるといふ方針が、これで益々ハッキリ貫徹されてきたわけであつて、それだけ、統制の巧拙が影響するところ大きいともいへるのだ。

もつとも同じく許可制といつても、部門によつて、その理由は異なるものがあるから、これを機械的に一律に取扱ふことは到底出来ない。實業部自身の聲明によると、大體指定産業を次の三大種別となして、夫々根本的に相違した許可方針を規定してゐる。

一、國防上緊要なる産業又は國民經濟上重要なる基礎産業——之については概ね一産業一企業の原則により、又は少くとも少數強力企業の育成を旨とし特殊企業として政府の特別指導監督の下に當該産業の確立をはかる。

二、國內主要原始生産物の重要加工工業——之については當該原始産業との適正なる調整を保たしむるとともに企業の改善整備を促進する。

三、設備過剰の情勢にある重要産業——之については消費者の利害を考慮しつつ企業間に需給調整上適當なる協調を保たしめその安定を圖る。

「以上の大別したるところを通じて日本における既存産業に該當する重要産業については彼此協調提携せしむるとともに、企業の適地移動乃至發達に支障なからしむることを期せんとする」のである。これで推察すると、指定産業中（二）の部類の取扱は割合に自由起業の餘裕が残されてゐるやうにも思はれるが、（一）と（三）とは現状では、最早、殆ど全く自由資本的介入の餘地はないものといへる。

六 民間産業界からの批難

かうした高度の統制主義に對しては、必然に企業家側から不滿の聲が發せられる。元來民間産業界

ではこの統制法の成立を機會として自由部門の擴大をこそ要望してゐたのであるから、それが裏切られた不滿は仲々に大きい。その代表例として東拓總裁安川雄之助氏の意見を引用しておかう。

「産業統制法も漸く近く發令されるやうだが少くとも第一部、第二部に屬するものは國家的統制下に置くことも必要であるが、第三部に屬する民間事業例へば紡績とか製粉、セメント等の輕工業まで統制下に置くが如きことは賛成しかねる。これ等は自由企業として放任し民間の自由經營に委すべきで、一時的の需給を兎や角氣にして統制するが如きはどうかと思ふ。經濟問題は理窟で割切れるものではない。企業家として算盤をはずす程冒險的でもないし、又利潤を伴はないところに事業の發展はない。資本を滿洲に吸収するとすればもつと民間の進出を簡易且つ自由にして貰はねばならぬ。滿洲に産業の勃興を求めるなら大衆の資金が油然として流入し得るやうな方法を講じねばならない」
日・四月二十九日

この批難は決して安川氏だけの一家言とみることは出來まい。確にこの産業統制法は日本産業界の立場からみれば一見自由に放任してもよかりさうな部門まで許可制の下に押し込めてしまひ、そのために自由企業力の發揮を鈍化させるおそれがありはせぬかと感ぜられるにちがひない。

しかも椎名統制科長の聲明として傳へられるところによると、自由企業と雖も亦「無秩序的な自由競争は許されない」とされる。言ひ換へれば、滿洲國では企業家が全體主義的建前を守つて「國家的見

地から進まねばならない」。それには「自由競争の弊に陥ることは絶対に許されぬ」とされるのである。

七 計畫的開發の武器としての許可制

だが、又、反面からみると、この統制法は日本の産業統制法などとは成立の根本理由が必ずしも一致してゐない。日本の統制法は、消極的な恐慌救済と整理的合理化の促進を主眼として出現したものであるから、いはば消極的生産抑制的な統制であるが、滿洲國のそれは國家全體の積極的な經濟的發達を直接目的とする。それ故に日本に於けるが如き企業家の自發的カルテルの統制協定から出發してゐるのではなくて、強力なる國家の發展的志向の發動が注目されねばならない。

この相違は新興生成期にある滿洲國產業界の現段階から必然に理解される譯であるが、實業部の聲明も亦この點に觸れて次の通り強調してゐる。

「要之、指定産業は現下の情勢に於て滿洲國產業建設上特に重要な地位を有することを認められたのであり、従つてこれら産業を營む企業者は當該産業の建設確立により日滿全體經濟の實力増強を招來すべき特別の任務負託を受けたのである。國家は企業者に對し本制度を通じて右任務負託の實現を要望すると共に、これに必要な力を賦與し、その技術及び資本の効率を保全し、企業經營に安全

性を確保せんとするに外ならぬ。換言すれば企業經營にして叙上の任務負託に副ふ限りにおいては、國家は合理的基礎の上に秩序ある企業の發達を保育せんとするものであつて、これとりも直さず滿洲國產業建設に對する經濟統制の重要な眼目である。今や經濟建設第二期に入り、内外の情勢益々緊迫し可及的速に日滿全體經濟を確立し、もつて廣義國防力の増強、國民生活の充實安固を圖る要喫緊なるを痛感せしめつつあるに際し、本制度が官民の公器として生れ、産業建設に精進すべき道標として樹立せられたることは極めて重大なる意義を有するものでなければならぬ。」

この聲明は實に全體主義的、秩序的發展の積極的要望を如實にあらはしてゐるものである。指定部門の企業家は國策的見地に即して産業發展の大任を負託された「選良」であるから、大いに公益優先的に行動してもらはねばならないが、その代り國家は許可制を施いて濫雜な競争を防止するだけでなく、進んで經營の保育と安全性を保持する努力を拂はうといふのである。

それ故にこそ、又、この統制法は正に現實的スタートを切りつつある滿洲國の五ヶ年建設計畫を有效、適切に遂行せしめる、いはば準戰時的體制編成の武器とされる。即ち、「五箇年計畫の猛烈なる推進力なくしては、重要産業統制法のおそるおそる企圖する滿洲における積極的産業開發は無内容となるおそれがあるし、又五箇年計畫そのものも、その計畫性の故に、且つそれが遂行に伴ふ廣汎なる附屬産業の新興を想像されるが故に、本法の如き一般的法規なくしては、適切なる處置をなしがたいで

あらう。〔池田氏、滿洲評論十二卷一八號〕とされるのである。

八 統制法の主なる内容

そこでこの統制法の規定の主なる内容を列記すると次の通り要約出来る。

- (一) 起業計畫には許可を要すること。
- (二) 營業者は事業年度毎に事業計畫書及び事業報告書を提出すること。
- (三) 主管部大臣は各會社に對し公益命令及び統制命令を發することが出来る。
- (四) 各會社の營業及び財産に關し政府は必要あればこれが報告を求め又検査をなし得る。
- (五) 統制協定、生産設備の變更、事業の讓渡、法人の合併に就ては政府の許可を要する。
- (六) 相當嚴重なる罰則の規定。

即ち可なり廣汎な事項に互る許可制と公益的統制命令と監督、檢閲權とから成つてゐることが判るのである。勿論、この眼目が許可制とはいつても決して生産力抑制的、消極的なものではなく、むしろ國家助成的、積極的のものであることは前述した通りである。現に、實業部では、この統制法が施行されれば、投下資本の適當な安全性は保障され、従つて、積極的建設が——或は日本資本の對滿進出が秩序的ながら促進されるであらうと期待してゐる。併しその反面には許可と面倒な官僚的干渉と

によつて潑刺たる自由企業が阻碍されはせぬかといふ危惧も決して閑却出来ない。まして、日本とちがつて、官僚的支配の傾向が強くなりたがる滿洲國のことであるから、この警戒は特に緊要といはねばならない。

九 統制法と滿鐵のヘゲモニー

なほこの點に關聯して問題とされるものの一つに滿洲國對滿鐵のヘゲモニーの鬭争史上の役割がある。五月六日の滿日紙はこれを論じて次の通り述べてゐる。

「統制法發令の結果起つた興味ある事態は滿鐵系企業を滿洲國の權力下に收めたことである。今までは特殊會社に就ては全部滿洲國が出資し企業に對する政府の發言權は株主權の行使をその儘行ふといふのではないが多分に物權的な傾向が看取され、單に法律を以て即ち國家の意思のみを以てこれに臨まなかつたのは意味深いことであつた。然るに（今や）十九重要産業を指定して國家資本の如何を問はず、これを國家權力下に從へ事實上は關東州にまで及ぶこととなつたのだ。かくて滿鐵系企業は昭和製鋼を始め多數の傍系會社が全面的に實業部の支配下に入つたのである。從來滿鐵傍系會社は滿鐵の監督官廳たる日本政府に對し決算報告書を提出しこれが認可を要しその關門は對滿事務局であつた。これからは日本と滿洲國の兩國が如何なる方法に於てか共同して監督することになる。滿洲の現

地的政策は茲に全き基礎を與へられたと云ふべきだらう。」

周知の通りいはゆる新京イデオロギ―と大連イデオロギ―とは滿洲國創立以來、事毎に可なり激烈な對立、抗爭を、少くも内面的にはつづけてきてゐる。滿鐵は資本と經營技術上の優越した實力でどらやら新京側の攻撃的統制に對抗してきたのであるが、特殊會社の生成、發展につれて、次第に新京官僚の支配權は擴大、強化されざるを得なかつた。最近斷行された滿鐵改組の中にも、さうした支配權移動の跡は明白に看取されるであらう。ところが、今や産業統制法の成立となり、法制的にも國家權力による産業支配權は愈々強化されて行かざるを得ない必然性にあるものといへる。

ただ、日本内地に於ても、官僚獨善が強く排撃されると同じやうに滿鐵側からも當然之に類型的な反撃の主張は、今後に於て、益々聲高く絶叫されるであらう。そこで、新京としては、いかにして、いはゆる圓滑なる官民協力の途を發見するかが賢明なる運用精神でなければなるまい。滿鐵側としても、徒に新京イデオロギ―を排斥し、獨裁王的統制の夢を追ふのみが能事ではない。進んで、國家統制イデオロギ―を實際政策的に修正し、現實化するために積極的協力の途へと勇敢に轉向するのが望ましいのではないか。

一〇 日本産業界への影響

更に、この問題に關聯して、考へられねばならぬことは日本産業界との連繫如何である。

それには、少くも次の二つの側面が重要な論點とならう。

(イ) 統制法成立によつて、日本産業資本の流入は促進されるかどうか？——この點は前にも一言したやうに實業部では樂觀的にみてゐる。しかし、反面には自由進出の途がふさがれるといふおそれは少くないことを忘れてはならない。現に、朝鮮と滿洲とを比較すると、日本産業界は大抵朝鮮投資の方を選ぶのは、何よりも企業の自治性が寛容且つ獎勵されてゐるためであらう。

(註) 滿洲國では重要産業は特殊會社によつて獨占されてゐるがこの特殊會社の配當は、年六分主義に釘付けされてゐるやうだ。滿日の報道によると「特殊會社及準特殊會社の配當六分主義なるものは滿洲國政府がオーセンティツクに表明しなかつたのは無論のこと個人としても實業部、總務廳の關係者で誰も云つたものはないが動かすべからざる配當の最高限である。六分配の根拠は私見によれば日本の公債利廻りを四分としてこれに内地資本から見た地理的リスクを加算し滿洲に資本利子税その他公課の殆どない點を綜合して割出したものと思ふ。そして分り切つたことながら獨占企業が全部であるから獨占權を政府から與へられ利潤を保障されてゐるから當然國家公共の觀點から利潤制限を受けるのである。この滿洲における企業の獨占形態に基く安全性は十九統制産業全部にまで浸潤してゐるのであるから、特殊會社に臨む政府の政策は大體近似した形でこれに及ぶべきは理の當然と云はねばならない。つまり六分主義に準ずべき配當制限の行はれるのは必至である」(五月六日號)

この考へが大過ないものとするならば、新興企業家には極めて「面白味の乏しい」人爲的な制約といふ外はない。

(□) 次に問題なのは、斯る滿洲型統制様式が日本の産業統制にどんな影響を與へるか？である。これに就ては特に問題は特殊會社中心の國防産業關係に集中されるものといつていい。東朝紙の論斷によると、これらの部門は「國家資本的企業として強化される見透しを持つだけにこれが内地企業の頸部を抑へる力はなほ一層強いであらう。特に日本では殆ど戰時體制的再編成が行はれてゐないだけに、滿洲國が資本の處女地を利用して最強力の統制を確立したことは、直ちに日本の今後の産業統制を戰時體制に向つて驀進させる大きな推進的影響力を持つものと見られる。日本の大藏、商工、農林その他經濟關係當局の將來の産業行政及び資本金財閥の今後の企業運營の方針もこの滿洲國の投石を重要な材料に入れて新しい考慮が加へられるにいたるであらう。」(五月一日號)とみられる。

なるほど、この考へ方も確にまちがひとばかりはいへないが、少しく誇張に過ぎる表現のやうでもある。といふのは、滿洲國には日本とは全然相違する独自の統制的必要があるのであつて、いはば經濟發展の國家的促進のためにも國家資本の活動が著しく強化されねばならぬ必然性があるのだが、日本の經濟界はこれとは自らちがふ環境下に民間企業の自治的活躍が期待されてゐるのであるから、準戰體制化といふ合言葉だけでさう簡単に滿洲型に同化される譯のものとはいへない。

論者の中には朝鮮などは、まづ先に鮮滿一如の合言葉で滿洲型統制に同化されるのではないかとみるものもあるが、これとても餘り觀念的な先走り豫想は現實を遊離することにならう。勿論「日滿を通じての戰時體制確立はいまや不可避の至上命令だ。従つて、戰時體制の要求する統制經濟の前進も避けえないルートである。だが、日滿兩國經濟體制の相違は戰時體制の確立を決してスムーズには進めないであらう。日本の場合においては經濟の發展が戰時體制への道を辿らざるを得ないのであり、滿洲の場合においては先づ戰時體制を確立せんがために、經濟を造出しなければならぬものである。今回制定の重要産業統制法は兩者結合に一步を進めるものとしても、なほ經濟的基礎の隔差に基く矛盾摩擦を根本的に芟除するものではなからう。」(國際經濟週報・五月十三日號)

第七章 五ヶ年計畫と労働統制

一 労働力の不足

産業建設計畫の現實的な遂行にとつて、一つの重大な難關となるものは労働力の不足である。そのために、技術的にみて、上掲の如き尤大計畫は全く絶望的であるとさへ悲觀するものも少くない。一體、どこから、かかる絶望論が出發するかといふと、その一例として東洋經濟新報社の次の調べがあげられよう。

即ち、昭和五―十年間に産業界の吸収した労働者数は全體で二百六萬人。此中、最近の製造工業及鑛業部門の就業労働者増加率は大約年一〇%、その他の工業を五%、その他の諸部門を二%と假定すると最近一ヶ年の増加数は六十八萬人に上る。一方、人口増加に基く年々の労働者新供給推定数は約三十萬人であるから、最近は需要の方が供給の倍の大きさに上つてゐる譯である。

かくて「昭和十一年以後の需要増加が假に右の割合で行はれて居るものとすれば、昭和十年十月に存した失業者は二ヶ年後の十二年即ち本年の秋頃迄に皆無となり、其の後は需要の増加が同程度に續

けば最早労働者の絶對的不足を來す計算となる。

勿論以上は極めて漠然たる假定を基とする推算であるから、必ずしも正確とは言へない。また農業労働者の如き、以上の研究では一應不變と見做したけれども、昭和六年以後或は減少が可能であつたかも知れぬ。而して若し之が一〇%減れば、そこから八十二萬人の労働者が投げ出されるのであるから、まだまだ容易に絶對的不足などは來さぬ筈と見ることも出来る。〔東洋經濟六月五日による〕

二 熟練工養成工作

かういふ風な有様であるから、ともかく、労働不足は一般的にみても焦眉の大問題化してゐる。そこで、軍部、商工省、企畫廳、内務省等、夫々關係官廳では、少し以前から、此の善後策に努力してゐるが、とりあへず、最も焦眉の問題たる熟練工の積極的養成に就て次の如き成案を發表してゐる。

(註) ここに熟練工とは何か?—といふと隊米のそれの如く高級熟練工ではなくして、いはゆる「セミ・スキルド」即ち「ともかく工作機械のどれか一種でも運轉出来る職工」のことである。(三菱・本邦財界情勢・七月號)

「豫て企畫廳、商工、内務、陸海軍各省間でこれが具體案につき協議を進めると共に商工省事務當局に於て原案を作成中であつたが、この程漸く成案を得た。而して右原案の内容は經費總額千八百萬圓乃至二千萬圓、六ヶ年計畫を以て官公營並に民營の熟練工養成所を全國五十數ヶ所に設置し、一ヶ年の養成人員四千五百餘名を目標と

する革新的施設で、その要旨は左の通りである。

- (一) 昭和十二年度後半以降六ヶ年計畫とし總經費は千八百萬圓乃至二千萬圓とす。
- (二) 東京、横濱、名古屋、大阪、神戸、福岡、新潟の各都市に五ヶ所乃至七ヶ所の國營養成所を設置し、一ヶ年間に一ヶ所平均四百名の熟練工を養成する。
- (三) 地方自治團體、工業組合並に純民間を通じ全國に卅乃至五十ヶ所の養成所を設置せしめ、各養成所は五乃至十工場共同施設とし、國庫よりそれ／＼補助金を交付する。
- (四) 養成年限は中學卒業者は半ヶ年、高等小學校卒業者は一ヶ年乃至一ヶ年半とす。
- (五) 養成科目は圖工、旋盤、仕上、熔接、フライス工(齒車工)等とす。
- (六) なほ右に要する經費は總經費の五割五分を國營養成所に充て、四割五分をその他養成所に補助金として交付する豫定で、指導員には差當り陸海軍工廠従業員をして當らしめる。(六月二十八日・中外商業)

商工省では右の工場熟練工養成と併行して、

「鑛山技術労働者養成に關する具體案をも考究中であつたが、この程成案を得たので豫算約三百萬圓(三ヶ年繼續)を工場熟練工養成とは別個に本年度追加豫算として計上する事となりこの旨大藏省に通告した。

鑛山技術労働者養成計畫の内容は現在各鑛業部門において最も要求されてゐるのは坑夫頭程度の下級技術労働者であるに鑑み、之が坑夫養成を主眼とするもので北九州、東北、北海道などの主要鑛業地帯に四ヶ所乃至五ヶ所の國營養成所を設置し、或は更に鑛山業者の共同團體に養成所を補助經營せしめ各鑛山の現場と連絡して高等小學校卒業程度の少年労働者に對し一年間の期間を以て採掘、精練、選鑛など鑛業の實際に即して技術の習得をなさしめんとするもので、養成人員數は一ヶ年約一千人三ヶ年三千人を目標としてゐる。」(七月十日・讀賣新聞による)

しかし、最近の報道によると豫算節約の關係上仲々此の計畫の何分の一さへも實現化することは困難なものやうであるし、従て、官營養成施設は大部分見合せとなるやうである。

(註) 陸東省では陸軍關係の勞務に對し独自の刷新改善をなし陸軍工員教育規定を新に制定し、既に七月一日から實施してゐる。

その主旨は次の如きものである。

- (一) 工員教育は戦時における基幹工員としての重責を遂行するに遺憾なからしむることを眼目とすべきこと
- (二) 特に精神教育を重視し自由主義的唯物觀を打破し陸軍機構の一員として進んで國防の重責を擔當する自覺と矜持とを喚起すべきこと
- (三) 工員の體力を愛護しその強健向上に努め志氣を振作し、團體の規律節制を鍊磨し、以て國民體位向上の政策に協力し、且つ精銳なる工員隊たるの實相を具現すべきこと
- (四) 熟練工員の養成並に技能の培養に關する施策を徹底する爲一般工員の技能教育の向上に劃期的の施策を講ずると共に職長教育、青年工員教育、見習工員教育を擴充刷新し、平戦兩時の重責遂行に遺憾なからしむべきこと。(ダイヤモンド・七月十五日號による)

ところが、一方北支事變の最近の情勢惡化から次第に戦時動員化の心配が深まつてきてゐるから、勞働力需給調整の工作は益々緊要化してゐる。この切實な要求と擴充工作一段落後の反動來への用意とを組み合せて一部のエキスパートの間に次のやうな提案が有力になつてきてゐる。

即ち、「徴兵令を改正して、機械兵とでも言ふべき新しい兵種を一つ造つて、毎年壯丁の内適當の數を、これに振向け、工廠で兵役期間中機械作業の教練を加へ、除隊後は、工場で働く者もあらうが、

多くは農業なり商業なり自分の好む職業に従事すればよい。而して一旦事ある場合には、之を召集すれば何時でも機械工は得られしかも平時これを機械工業に依存せしめて置く必要は全くない。今後の戦争が工業戦である以上、この位の準備をして置かなければ、戦争は出来ないであらう。云々（上掲三菱研究所調べによる）

右は一般半熟練工に就てであるが、高級熟練工に就ても同じやうに軍部が「少年機械兵」を組織的に募集して工廠で訓練し、卒業後は機械兵科の下士官として働かせる。そして、平時戦時を通じて特に民間中小工業の合理化のために貢献させることが考へられてゐるらしい。筆者も亦此種の養成工作は時節柄甚だ注目すべきものと考へる。

（註）此の大量養成の反面には反動期の失業問題に對する用意が要求される。失業保険制その他の社會施設がそれである。

三 勞働力の合理的配給工作

五ヶ年計畫の勞働問題としては、更に勞働力の合理的な配給を計るべき大規模の勞働紹介機關の擴充が必要となる。既に今日でも、勞働力の不足から争奪が盛んに行はれてゐる有様だから、今後に於ける勞働配給は實に重大問題化するにちがひない。そこで、

一内務省社會局では全國各府縣職業紹介機關を總動員して勞働需給の圓滑を期すべく豫て具體案を作成中のとこ

ろ愈よその一対策として全國各府縣に之が専門職員を配置し所謂移動式職業紹介所を新設せんとして都會地の既設紹介所と緊密な連絡をとり都市農村を通じて勞働力の開發に乘出すことに決定した。之が爲め各府縣職業課では本省の指令に基き直ちにその準備に着手することとなつたが右移動職業紹介所の組織並に根本方針は左の如くである。

- (一) 縣の實情即ち紹介所網不充實に鑑みて移動班最低六班を設置する
- (二) 班は専門職員三名を以て組織し常に町村を巡回すること。
- (三) 移動班は常に紹介所の實地指導を爲し、直接就職の指導斡旋を爲し各種産業に對する勞働供給の圓滑を図る。
- (四) 特に滿洲への大量産業勞働移民計畫の遂行を期する。
- (五) 右職業紹介並に指導と共に近く新設されるべき見習工養成訓練所とも連絡をとり技術的産業勞働者の大量獲得にも協力する。

右根本方針の下に既に具體案を決定することとなつてゐるが、その實績によりては將來移動職業紹介所を各府縣十數班に増加編成し職業紹介事業によつて、勞働力不足時代への本格的活動に備へる一面、滿洲産業移民に對し拓務當局でも協力して徹底の方策を樹立日滿産業五ヶ年計畫に對する勞働供給の完璧を期することとなつた。（七月九日、日本工業新聞による）

しかし、將來は、有事の日にそなへて、國家的の大紹介所（その周到な地方下部機關を伴ふ）設置と、もつと端的な國家的勞働配給統制が要求されるに到るであらう。

四 國民體位の低下と保健省設置

一方、労働條件の悪化と作業強化とによる最近の國民體位の低下は軍部の調査に明白にあらはれてゐる。

「先づ第一に今回本問題具現化の重大且つ直接的動機となつた壯丁検査の實情を見るに、受檢壯丁千に付大正五年甲種三百七十二人が逐年減少し昭和五年に至つて遂に三百零九人に低下し、六年二百八十八人、七年二百八十八人、九年二百八十五人、十年二百九十七人となり、乙種においても大正五年三百卅七人であつたものが、昭和十年には三百廿八人に低下したのに反し丙種（國民兵役）は大正五年の二百廿八人が昭和十年には三百十八人に、又丁種（兵役に適應せざるもの即不合格者）大正五年の五十四人が昭和十年には六十三人に著増してゐる。次に體位を見るに筋骨薄弱者千分比丙種中大正九年に三六・五八のものが昭和十年には一〇・九三に増加し、丁種中大正九年二・二〇のものが昭和十年には三・七七に増してゐるが、更に國民の健康を脅かす結核について見ると、優良合格壯丁中にも百人中四・五人の結核患者を發見する有様である。

次に一般國民の保健狀況を概観するに、出生率は依然世界に冠たるものがあるが死亡率亦最高位を占め、結核死亡率に至つては人口一萬に付昭和九年（一九三四年）一九・三の高率を示し、之を歐米諸國に比較すると北米合衆國（一九三二年）六・二の約三倍強、獨逸（同上）七・六の約二・五倍、英國（一九三三年）八・二の約二・四倍、伊太利（一九三四年）九・二の約二・一倍といふ驚くべき高率を示し、結核死亡者の實數を見ても明治四十五年（大正元年）に十一萬四千九百九十七人であつたものが經過年度に於て多少の増減はあるにしてもすべて遞増

の一途を辿り、昭和九年には十三萬一千五百廿五人に達し、なほ死亡率の低下狀況を見ることが出来ぬといふ悲しむべき實情にあり、之が次第に國民の體位を劣弱ならしめ單に皇軍の基礎を脅かすに止まらず労働力を滅殺し農村を蝕み民衆を貧困に追ひやり國民大衆の活動力を殺いで遂にわが大和民族を驅つて體力的劣弱民族化せんとするに至つた。」（六月二十八日・讀賣新聞）

七月三日の東洋經濟社説も亦同様の統計的傾向を示したのち、

「これ等の事實は、高杉海軍醫務局長が説明して居るやうに（東京朝日新聞社座談會）結局過勞と栄養不足が二大原因なのである。だとすれば、國民體力の問題を掘つて行つて、どうしても突き當らざるをえないのは、社會狀態の全面的なる向上の問題であり、また膨大なる豫算の、今のやうな使用の仕方によつて、國民の體力、從つて幸福が増すかといふ問題だ。

民弱くして國家強きか。わが國民は今や重大なる十字路に出たのである。」

と述べてゐる。

「社會正義」をモットーとする近衛内閣では、かかる情勢を改善するといふ標榜で、いよいよ保健社會省なるものを新設することに閣議で決定した。その内容は次の通り……

（一）國民體位の向上及び國民福祉の増進に關する事項を司掌せしむるため新に保健社會省を設置すること

（二）保健社會省の組織は大要官房の外左の五局及び一院とする方針なること

労働局 (一)労働条件の改善に関する事項 (二)労働衛生の向上に関する事項 (三)勞務需給の調整に関する事項

社會局 (一)社會施設の刷新擴充に関する事項 (二)救護救療の普及に関する事項 (三)母性乳幼児の養護及び兒童の保護に関する事項

體力局 (一)體育運動團體の統制及び指導者の養成に関する事項 (二)國民體位向上施設の擴充に関する事項 (三)國民體力の検査に関する事項

衛生局 (一)環境衛生及び環境への適合に関する事項 (二)住宅の改良及び供給に関する事項 (三)栄養の改善及び食堂の取締に関する事項

醫務局 (一)醫藥制度の改善に関する事項 (二)國民的疾病的防滅に関する事項 (三)傳染病の撲滅に関する事項

保險院 (一)社會保險の調査企畫及び運営の基本に関する事項 (二)國營保險積立金の運用に関する事項 (三)生命保險事業の監督に関する事項 (四)醫務及保健施設に関する事項 (五)労働者健康保險に関する事項 (六)國民健康保險に関する事項 (七)簡易保險及び郵便年金に関する事項

(三) 保健社會省に國民衣食住労働及び體育運動に関する総合的研究機關を附設すること

(四) 保健社會省に左の事務を移管する事

一、内務省衛生局所管事項全部

二、社會局所管事項全部

三、文部省所管事項中體育運動及び學校衛生に関する事項 但し學校教育と密接不可分のものは之を除く

四、商工省所管事項中生命保險及び鑛業衛生に関する事項

一つの獨立省の建設と既存行政事務の集中化とが實質的にどれ程労働大衆の生活改善に貢獻するかは今後の實際の働きぶりを検討せねば俄に樂觀は許されないが、ともかくも、社會施設の急務が、かうして再認識されたことは時局の前進を反映するといへよう。

五 生産力擴充と労働者代表の參加

一體産業統制政策が進展して行くにつれて當然労働統制の問題が日程に上せられて來なくてはならないとは筆者の久しい前からの持論である。現在では産業統制と労働統制とを一應分離して取扱はうとする考へ方らしいが、それには種々の不都合があげられるやうだ。例へば産業統制の主管省と労働統制の主管省との分裂から労働者の利益の效果的な擁護と助成とが犠牲とされることがないとはいへ

ない。それでは労働者の不満が高まるのみでなく、彼等の積極的協力を期待せしめることが出来ないから經營能率の點から見ても甚だ遺憾とされる。そこで今後は企業者と労働者との圓滑なる協力主義が是非共實踐されねばならない。その第一歩として現に労働者代表（社會大衆黨）の側からは産業、労働統制を融合させ、いはば産業労働省なるものを新設して、彼等の階級的利益の助成を計らしめようといふ新運動が提起されてきてゐる。それと同時に産業統制法規には當然労働統制に關する規定をも挿入させるし、その統制機關には適當の形で労働者代表をも參加させねばならぬといふのである。これには多分の根據があると筆者は考へる。

アメリカのニュー・デイルは最初から産業別組合規約の中に労働條件の規定を挿入せしめてゐるし、ドイツ・ナチスも労働統制と産業統制との融合には非常に苦心してゐる。殊に最近經濟統制團體と労働統制團體との緊密なる連繫が完成されたこと周知の通りである。

(註) 日本労働組合會議の提案の骨子をこゝに引用しておく。

(一) 労働統制

(イ) 労働組合法、團體協約法を制定し、労働者に自覺と共に光明を與へ労働組合運動に一定の軌範を示し其健全性を助長し以て産業争議の最少化を圖り進んで労働者が國家産業に貢獻し得る様指導統制すべし。

(ロ) 労働争議調停法を改正し、一般産業にも強制調停を行ひ、調停と和解に依つて解決し得ざる事件に限り之に最終的裁斷を下し以て勞資の利己的闘争を終息せしむるため夫々労働、企業、消費三者を代表する陪審員を參加せしむる産業労働

裁判所を新設すべし。

(二) 産業協力

(イ) 産業協力委員會を設置し労働、企業兩者の自由的努力にのみ放任することなく國家も亦産業平和及産業協力實現に努むべし。

(ロ) 産業協力委員會は主務大臣、地方長官若しくはその任命せる官吏を議長として労働、企業、消費三者同数の委員を以て構成す。

但し委員會は全國的並に地方的、産業別的に設置すべし。云々

一體、今日では、軍擴工作は緊急動員の姿勢で進捗せしめられ、それにつれて軍需工業の利潤も増大するを免れない。それなのに労働者のみは賃銀の上昇なく、むしろ遞減の有様であり、生活水準は高物價の重壓の下に次第に下降を餘儀なからしめられてゐる。(次章參照) もし此の情勢のまま推移するならば、必然社會的憤懣が發生し、延いて軍擴工作の障礙となるを避け難いかも知れぬ。そこで労働條件の決定になるべく労働代表者を參加せしめ、團體協約の實を擧げしめると共に、全體主義の見地から争議調停法を強化し、更に進んで産業平和と勞資協力の積極的方策を講じなければならぬ。

六 階級闘争から全體主義協力へ

問題は労働統制の指導精神をいかにすべきかである。從來わが代表的労働團體たる社大黨及日本勞

働組合會議等は階級闘争を土臺とする社會民主主義を標榜してをり、資本家排撃に邁進してきた。しかし、統制經濟治下に於ては一方企業家に對して公益優先の指導原理が要求されると同時に労働者團體に對しても生産的協働團體として、國家の最高目的と全國民の福祉とに寄與せんとする新使命の自覺が要望せられる。かくて、勞資互に仇敵視せし舊時代の組合精神を脱却し、國民全部の中に階級の利益を確保する新信條に徹底すべきものとされねばならぬ。

此見地からみると社大黨及日本労働組合會議等も表面には尙ほ社會民主的イデオロギイを標榜してゐるやうではあるが、實質的には既に著しく全體主義的統制化の傾向を濃化してゐるやうにみえる。そのことは彼等の代表の前掲した産業労働協力委員會の主張の中にも片鱗が看取される。即ち階級闘争主義の放棄から勞資協力による産業發展第一主義への轉向がそれであつて、おそらく、今後、非常時的（戰時動員的）統制の氣運が進捗するにつれて、かうした新傾向は必然に彼等の陣營の内部においてさへも益々支配的になるであらうと思はれる。

又最近此點で注目すべき新運動を起したのは勞資協働會の新産業福利運動である。この福利運動の主唱者は前協働會理事河原田稼吉氏であるが、同氏によれば、

- (1) わが國の労働者は社會民主主義を清算して國家本位のいはゆる産業全體主義によつて新しい勞資協力を實現しなければならぬ。

- (2) それには勞資双方共物質本位でなく精神的融合を計らねばならぬ。

- (3) 事業主は全體主義に基いた指導者として働き、労働者は指導者に信服しなくてはならない。相互に搾取と反抗との闘争關係ではなく、信頼と和協とによる産業力の擴充へのチーム・ワークでなければならぬ。

- (4) かかる和協精神を育成する方策として新温情主義ともいふべき産業福利運動が擡頭してきたのである。これは國家の法律的強制などによらず、事業家の自發によつて労働者の福利を促進する。それによつて勞資間の情的結合を計らうとするものである。

これを要するに「産業福利運動の基礎としては先づ勞資の協働精神を強調する、而して一方において事業主もその精神を具體的に現はしてやり、他方、労働者に對しても産業全體主義を強調する。これが新時局に對處する我々の理想であり、方針である」(社會政策時報による)——といふことになる。

協働會では現に政府と連絡をとつて、勞資双方の代表者を動員してこの福利運動の發展に努めつつあるが、筆者は此運動が單なる舊温情主義の蒸しかへしではなく、全體主義的新思潮の土臺に立つて健全なる發達を遂げることを切望して止まぬ。

第八章 五ヶ年計畫と物價統制

(併せて生活安定の問題)

一 物價對策の目標

生産力擴充と物價問題の關聯を討究するに當つて、先づ注意せねばならぬのは、この兩者の時局的意義——これに對する對策の輕重をハッキリと認識することである。世上には往々物價問題の「對策」としての生産力擴充政策を説くに急なるものもあり、又同じ見地からその駁論に没頭するものも少なくないが、もし此の生産力擴充に物價對策的の意義しか認めぬものであるとすれば、それは明白に本末顛倒的な謬りであらう。勿論、生産力擴充工作が完成し、物資の供給が潤澤となれば、物價は自然に低落するのは當然である。だが、それはあくまで派生的な影響であつて、生産力擴充の主眼ではない筈だ。物價引下のみが唯一の目標なのであつたなら、何も生産力擴充などに奔命する必要はないであらう。即ち、財政支出を減じ、生産手段の急激な需要増加をチェックさへすれば、物價はより効果的に低落するだらう。だが、さうした消極的な抑制手段が許されないとともに、今日の物價問題の特殊

性があるのである。

一體現下のわが經濟界に課されてゐる最大の任務は、止むに止まれぬ絶對命令である所の尤大な生産力擴充工作を、どうしたならば最も效果的に且つなるべく摩擦がなく遂行出来るかといふことであり、物價問題もこれに順應する觀點から採り上げられて、始めて現實的な時局的意義を持つことになるのである。それ故この問題の中心點は結局、どうしたなら物價の急騰及び諸物價間の均衡の破壊から來る悪影響を最小限度に喰ひ止めて、生産力の效果的擴充を達成することが出来るかといふことになるやうだ。勿論それには生産力擴充の限界を規定し、その工作の合理化を促す必要はあるのだが、根本的態度として積極的な擴充の遂行が主眼であり、物價對策はいはば從的立場にあるといへよう。

もつとも、窮極に於て問題となるのは膨脹豫算と生産力の關係であることは言ふ迄もない。生産力の限度を超えて財政が無暗に膨脹するところに物價問題の最大の難關が横はつてゐるのだから、豫算の大きさを生産力の限界迄削減しさへすれば、物價の暴騰は一應喰ひ止められることは出來よう。しかし、豫算の擴大が止むに止まれぬ大勢だとみれば、出来るだけ急速に且つ合理的に生産力の擴充を計つて需給のバランスをとりもどすより外に積極的の對策はない。此の積極的な對策追求の過程に於て物價問題がどう取り扱はれねばならぬかが、今日の當面の課題なのだと思ふ。(といふことは膨脹豫算そのものに全然手を觸れぬといふことではない。之を生産力の限度へ迄調節することは勿論緊要な

ことではあるが、その前提要件として生産力そのもののフル・スピードな擴充が必然に要求されるといふのである。

かういふ風に生産力擴充と物價との關係を規定することによつて、物價對策の目標は稍明瞭となつてくる。それは根本的に言へば、

(イ) 生産力擴充の線に沿うて國民經濟の健全な發展をもたらし好都合なやうな物價情勢が追求されねばならぬ。

従つて、例へば、

(ロ) それは、機械的の上昇抑壓でばかりあつてはならない。上昇にはそれだけの現實的根據がある場合が多いのだから、むやみに人爲的に抑壓しようとするれば、反つて生産力擴充の進行を阻害するおそれが強い。更に、

(ハ) それは、又、品種別の機械的平均化工作であつてもならない。例へば、昭和八年から十一年頃迄は農産物價が急昇したのに反して、最近一ヶ年間は金屬品及海外輸入品が激騰してゐるが、これをむやみに人爲的に平衡化しさへすればよいとみるのは決して妥當な考へではない。

(ニ) だが、反面から言ふと、又餘りに奔騰的且つ跛行的な物價動向はいつ迄も許して置くことは出来ぬこと冗説する迄もない。例へば、爲替低落による一般的物價上昇や國策關係品の跛行的奔

騰とか、農、工品間の餘りに大きいシェアの擴大とか、生計費と賃銀の開きとか、——これはどうしても生産力擴充工作の見地から見て或る程度で調整されねばならぬものである。等々要するに餘り短見的な一般的抑制乃至平均化工作は許されないが、さればと言つて勿論自由放任ではすまされない。では、一體どんな統制が採られねばならないのか？

二 最近物價昂騰の主因

一體わが國の物價高は日銀調査の次の指數に明示される通り、二・二六事件以來即ち最近一ヶ年間に於て、激騰情勢となつてきたが、之は主として軍需關係品高及纖維原料高であり、それは又、海外市場高によつて引きずられてゐる有様なのであるから、此の二原因が今後にも作用しつづけるものとみられる以上、わが物價の前途も一時的な整理安は免れないとしても大勢的にはまだまだ高いとみるべきである。

そこで、對策の論議に入る前に、豫め最近物價の根本知識をも少し立ち入つて述べておかう。

(イ) 日銀調べによるとわが物價は次表の如く全く最近一ヶ年間に激騰し出してゐる。

日銀調べ、東京卸賣物價指數(明治三十三年十月一〇〇トス)

昭和八年 — 一八〇

昭和九年 — 一七八